

幸田町地域防災計画

【地震災害対策計画】

(令和6年2月修正)

幸田町防災会議

地震災害対策計画 目次

第1編 総則	1
第1章 計画の目的	1
第1節 計画の目的【防災安全課】	1
第2節 計画の性格【防災安全課】	1
第3節 計画の構成【防災安全課】	2
第4節 幸田町地域防災計画の作成又は修正【防災安全課】	2
第2章 本町の特質と災害要因	3
第1節 本町の地形・地質【企画政策課／土木課／文化スポーツ課】	3
第2節 本町における既往の地震とその被害【防災安全課／文化スポーツ課】	7
第3節 社会的条件【企画政策課／企業立地課／産業振興課／都市計画課／区画整理課】	9
第3章 被害想定及び減災効果	10
第1節 基本的な考え方【防災安全課】	10
第2節 地震・津波被害の予測及び減災効果【防災安全課】	10
第4章 基本理念及び重点を置くべき事項	17
第1節 防災の基本理念【防災安全課】	17
第2節 重点を置くべき事項【企画政策課／防災安全課】	17
第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	19
第1節 実施責任【防災安全課】	19
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱【所管課】	19
第2編 災害予防	23
第1章 防災協働社会の形成推進	23
第1節 防災協働社会の形成推進【防災安全課】	23
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携【防災安全課／福祉課／予防防災課／健康課】	24
第3節 企業防災の促進【防災安全課／予防防災課】	28
第2章 建築物等の安全化	31
第1節 建築物等の耐震推進【都市計画課】	31
第2節 交通関係施設等の整備【防災安全課／土木課】	32
第3節 ライフライン関係施設等の整備【防災安全課／産業振興課／下水道課／水道課】	34
第4節 文化財の保護【防災安全課／文化スポーツ課】	36
第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備【防災安全課／子ども課／産業振興課／土木課 ／都市計画課／学校教育課／予防防災課／消防署】	37
第3章 都市の防災性の向上	40
第1節 都市計画のマスタープラン等の策定【都市計画課】	40
第2節 防災上重要な都市施設の整備【都市計画課／土木課】	40
第3節 建築物の不燃化の促進【都市計画課／予防防災課】	41
第4節 市街地の面的な整備・改善【都市計画課／区画整理課】	41
第4章 中山間地域等における孤立対策	43
第1節 孤立危険地域の把握【防災安全課】	43

第2節 孤立への備え【防災安全課】	43
第5章 液状化対策・土砂災害等の予防	44
第1節 土地利用の適正誘導【防災安全課／土木課／都市計画課／区画整理課】	44
第2節 液状化対策の推進【防災安全課／都市計画課】	44
第3節 土砂災害の防止【防災安全課／土木課】	44
第4節 被災宅地危険度判定の体制整備【防災安全課／都市計画課】	46
第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	47
第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備【企画政策課／防災安全課／環境課／水道課 ／土木課／都市計画課／庶務課／予防防災課／消防署】	47
第7章 避難行動の促進対策	53
第1節 警報や避難情報の情報伝達体制の整備【防災安全課】	53
第2節 指定緊急避難場所及び避難路の指定等【防災安全課】	53
第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成【防災安全課】	55
第4節 避難誘導等に係る計画の策定【防災安全課】	56
第5節 避難に関する意識啓発【企画政策課／防災安全課】	57
第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	59
第1節 避難所の指定・整備【防災安全課】	59
第2節 要配慮者支援対策【企画政策課／防災安全課／福祉課／健康課】	62
第3節 帰宅困難者対策【防災安全課】	66
第9章 火災予防・危険性物質の防災対策	68
第1節 火災予防対策に関する指導【予防防災課】	68
第2節 消防力の整備強化【庶務課／消防署】	69
第10章 広域応援・受援体制の整備	70
第1節 応援協力体制の整備【防災安全課／土木課／予防防災課／福祉課／監査委員事務局】	70
第2節 緊急消防援助隊による協力体制の整備【消防署】	71
第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備【防災安全課／学校教育課／文化スポーツ課】	71
第4節 防災活動拠点の確保等	72
第11章 防災訓練及び防災意識の向上	73
第1節 防災訓練の実施【防災安全課／予防防災課／土木課／消防署】	73
第2節 防災のための意識啓発・広報【防災安全課／文化スポーツ課／予防防災課／健康課】	75
第3節 防災のための教育【防災安全課／学校教育課】	78
第4節 地震相談の実施【防災安全課／都市計画課】	79
第12章 震災に関する調査研究の推進	80
第1節 震災に関する調査研究の推進【防災安全課／企画政策課／土木課】	80
第3編 災害応急対策	79
第1章 活動態勢（組織の動員配備）	81
第1節 災害対策本部の設置・運営【各課】	81
第2節 職員の派遣要請【人事秘書課／防災安全課】	86
第3節 災害救助法の適用【防災安全課】	87

第2章 避難行動.....	88
第1節 地震情報等の伝達【防災安全課】	88
第2節 避難情報【防災安全課／福祉課】	89
第3章 災害情報の収集・伝達・広報.....	93
第1節 被害状況等の収集・伝達【企画政策課／防災安全課／住民課／福祉課／予防防災課／消防署】	93
第2節 通信手段の確保【企画政策課／財政課／防災安全課／消防署】	96
第3節 広報【企画政策課／防災安全課】	99
第4章 応援協力・派遣要請.....	101
第1節 応援協力【防災安全課／予防防災課／消防署】	101
第2節 応援部隊等による広域応援等【予防防災課／消防署】	103
第3節 自衛隊の災害派遣【防災安全課】	104
第4節 ボランティアの受入【防災安全課／福祉課】	107
第5節 防災活動拠点の確保等【防災安全課／学校教育課／文化スポーツ課】	108
第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援【防災安全課】	109
第5章 救出・救助対策.....	110
第1節 救出・救助活動【防災安全課／予防防災課／消防署／庶務課】	110
第2節 防災ヘリコプターの活用【予防防災課／消防署】	111
第6章 消防活動・危険性物質対策.....	113
第1節 消防活動【庶務課／予防防災課／消防署】	113
第2節 危険物施設対策計画【予防防災課】	115
第3節 毒物劇物取扱施設対策計画【予防防災課／消防署】	116
第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策.....	117
第1節 医療救護【健康課／保健医療課／消防署】	117
第2節 防疫・保健衛生【人事秘書課／こども課／健康課／環境課／水道課／学校教育課】	119
第8章 交通の確保・緊急輸送対策.....	123
第1節 道路交通規制等【防災安全課／土木課】	123
第2節 道路施設対策【防災安全課／環境課／土木課／予防防災課／消防署】	126
第3節 鉄道施設対策【防災安全課／消防署】	127
第4節 緊急輸送手段の確保【財政課／防災安全課／予防防災課】	128
第9章 浸水対策.....	132
第1節 浸水対策【防災安全課／土木課／産業振興課／消防署】	132
第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策.....	133
第1節 避難所の開設・運営【防災安全課／こども課】	133
第2節 要配慮者支援対策【福祉課／企画政策課／防災安全課】	138
第3節 帰宅困難者対策【防災安全課／産業振興課】	139
第11章 水・食品・生活必需品等の供給.....	140
第1節 給水【防災安全課／水道課】	140
第2節 食品の供給【防災安全課／健康課／予防防災課／学校教育課／文化スポーツ課】	141

第3節	生活必需品の供給【防災安全課／予防防災課／学校教育課／文化スポーツ課】	143
第12章	環境汚染防止及び地域安全対策	145
第1節	環境汚染防止対策【環境課】	145
第2節	地域安全対策【防災安全課】	145
第13章	遺体の取扱い	146
第1節	遺体の搜索	146
第2節	遺体の処理【住民課／環境課】	147
第3節	遺体の埋火葬【環境課／住民課】	148
第14章	ライフライン施設等の応急対策	149
第1節	上水道施設対策【水道課】	149
第2節	下水道施設対策【下水道課】	150
第3節	郵便業務の応急措置【総務課】	150
第4節	ライフライン施設の応急復旧【土木課／水道課・下水道課】	151
第15章	県外の原子力事業所における災害対策	152
第1節	県外の原子力発電所又は原子炉施設における異常時対策	152
第16章	住宅対策	153
第1節	被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定【都市計画課】	153
第2節	被災住宅等の調査【企画政策課／税務課／都市計画課】	153
第3節	公的賃貸住宅等への一時入居【都市計画課】	154
第4節	応急仮設住宅の設置及び管理運営【都市計画課】	154
第5節	住宅の応急修理【都市計画課】	155
第6節	障害物の除去【都市計画課】	156
第17章	学校における対策	158
第1節	地震発生時及び南海トラフ地震臨時情報発表時の教育活動【学校教育課】	158
第2節	応急な教育活動についての広報【学校教育課】	159
第3節	教科書・学用品等の給与【学校教育課】	159
第18章	災害救助法の適用	161
第1節	災害救助法の適用【所管課】	161
第2節	救助事務の処理【所管課】	163
第3節	災害救助法の適用が明確でない時点での応急救助【所管課】	163
第4編	災害復旧・復興	163
第1章	復興体制	165
第1節	復興計画等の策定【企画政策課／都市計画課】	165
第2節	職員の派遣要請【人事秘書課／防災安全課】	165
第2章	公共施設等災害復旧対策	166
第1節	公共施設災害復旧事業【防災安全課／福祉課／子ども課／健康課／産業振興課／水道課／土木課／都市計画課／学校教育課／文化スポーツ課】	166
第2節	激甚災害の指定【所管課】	167
第3節	暴力団等への対策【防災安全課】	168

第3章 災害廃棄物処理対策.....	170
第1節 災害廃棄物処理対策【環境課】	170
第4章 震災復興都市計画の決定手続き	172
第1節 第一次建築制限【都市計画課】	172
第2節 第二次建築制限【都市計画課】	172
第3節 復興都市計画事業の都市計画決定【都市計画課】	173
第5章 被災者等の生活再建等の支援.....	174
第1節 罹災証明書の交付等【企画政策課／税務課／住民課／福祉課／予防防災課／防災安全課】	174
第2節 被災者への経済的支援等【税務課／福祉課／保険医療課】	174
第3節 金融対策.....	176
第4節 住宅等対策【都市計画課】	177
第5節 労働者対策【福祉課／産業振興課】	178
第6章 商工業・農林水産業の再建支援.....	179
第1節 商工業の再建支援【産業振興課】	179
第2節 農林水産業の再建支援【産業振興課】	179
第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応.....	179
第1章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応	181
第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応【防災安全課／消防署】	181
第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応【企画政策課／財政課／ 防災安全課／こども課／福祉課／産業振興課／土木課／水道課／学校教育課／文化スポーツ 課／消防署／庶務課／予防防災課】	181
第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応【企画政策課／防災安全 課／消防署】	184
別紙「東海地震に関する事前対策」	187
第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報	189
第1節 東海地震に関する事前対策の意義【防災安全課】	189
第2節 東海地震に関連する情報【防災安全課】	190
第2章 幸田町地震災害警戒本部等の設置等	191
第1節 幸田町地震災害警戒本部の設置等【防災安全課】	191
第2節 警戒宣言発令時の情報伝達【防災安全課】	191
第3節 警戒宣言発令時の広報【企画政策課／防災安全課】	193
第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等【企画政策課／防災安全課】	195
第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配	197
第1節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保【防災安全課】	197
第2節 災害応急対策等に必要資機材及び人員の配備【防災安全課／健康課／環境課／水道課／ 土木課／下水道課】	197
第4章 発災に備えた直前対策.....	201
第1節 避難対策【防災安全課／こども課／学校教育課】	201

第2節	消防、浸水等対策【防災安全課／予防防災課／庶務課／消防署】	203
第3節	社会秩序の維持対策【防災安全課】	203
第4節	道路交通対策【防災安全課】	204
第5節	鉄道【防災安全課】	206
第6節	飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係【企画政策課／防災安全課／水道課】	207
第7節	生活必需品の確保【防災安全課】	211
第8節	金融対策	211
第9節	郵政事業対策【総務課】	212
第10節	病院、診療所【健康課】	212
第11節	商業施設等【防災安全課】	212
第12節	緊急輸送【防災安全課／土木課】	212
第13節	警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策【防災安全課／産業振興課】	214
第5章	町が管理又は運営する施設に関する対策	215
第1節	道路【防災安全課／土木課】	215
第2節	河川【土木課】	215
第3節	不特定かつ多数の者が出入りする施設【所管課】	216
第4節	地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置【防災安全課／財政課／学校教育課／文化スポーツ課】	216
第5節	工事中の建築物等に対する措置【都市計画課／予防防災課】	217
第6章	他機関に対する応援要請等	218
第1節	防災関係機関に対する応援要請等【防災安全課】	218
第2節	自衛隊の地震防災派遣【防災安全課】	218
第7章	町民のとりべき措置	219
第1節	家庭においてとりべき措置【防災安全課】	219
第2節	職場においてとりべき措置【防災安全課】	219

第 1 編 総則



第1章 計画の目的

第1節 計画の目的【防災安全課】

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第42条の規定に基づき、幸田町防災会議が幸田町(以下「町」という。)の地域にかかる処理しなければならない防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、これを効果的に活用することによって、町民の生命、身体及び財産を地震災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

第2節 計画の性格【防災安全課】

1 地域防災計画－地震災害対策計画－

本計画は、大規模地震災害等に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図るうえにおいての基本的な事項を定める。

本計画を効果的に推進するため、町は、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。

2 地震防災強化計画

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号、以下「大震法」という。）第6条第2項に基づき、東海地震の地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に該当する本町は幸田町地域防災計画において、

- (1) 地震防災応急対策に係る措置に関する事項
- (2) 東海地震に係る防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- (3) 東海地震に係る防災訓練に関する事項
- (4) 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では「地震防災強化計画」と呼んでいる。

本町は、大震法第3条第1項に基づき、強化地域として平成14年4月24日に指定されたことを踏まえ、本計画においては、計画中に別紙として位置付けた「東海地震に関する事前対策」で定めるものとする。

3 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の地方公共団体は地域防災計画において、

- (1) 南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項
- (3) 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- (4) 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
- (5) 南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では南海トラフ地震防

災対策推進計画と呼んでいる。

本町は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき、推進地域として指定されていること（平成26年3月28日現在）、本町においては津波の恐れがないこと等を踏まえ、本計画においては、(2)以外の事項を第2編「災害予防」、第3編「災害応急対応」及び第5編「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」で定めるものとする。

第3節 計画の構成【防災安全課】

災害対策の基本は、「災害を予防し」「事に臨んで対処し」「事後の復旧に努める」こととし、本計画を次のように構成する。

第1編 総則

第2編 災害予防

第3編 災害応急対策

第4編 災害復旧・復興

第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

資料編・様式集

第4節 幸田町地域防災計画の作成又は修正【防災安全課】

本計画は、幸田町防災会議において適宜検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

また、将来、科学的調査研究の成果及び発生した災害とその対策の検討の結果において、必要が生じたときには本計画に修正を加え、逐次完備を図っていく。

各関係機関は、本計画に関係する事項に変更が生じた際には、計画の修正案を防災安全課に提出する。

第2章 本町の特質と災害要因

第1節 本町の地形・地質【企画政策課／土木課／文化スポーツ課】

1 地勢

本町は愛知県の中南部に位置し中部圏の中心都市・名古屋市から 45km 圏内にあり、北は岡崎市、西は西尾市、南東は蒲郡市などと接している。東西 10.25km、南北 10.55km で面積は 56.72 ㎡であり、東部の遠望峰山の 439m を最高に東部と南西部に 100～400m の丘陵が続き、広田川を中心に平野が広がっており、温暖な気候に恵まれ、緑豊かな自然に抱かれた美しい町である。

2 気候

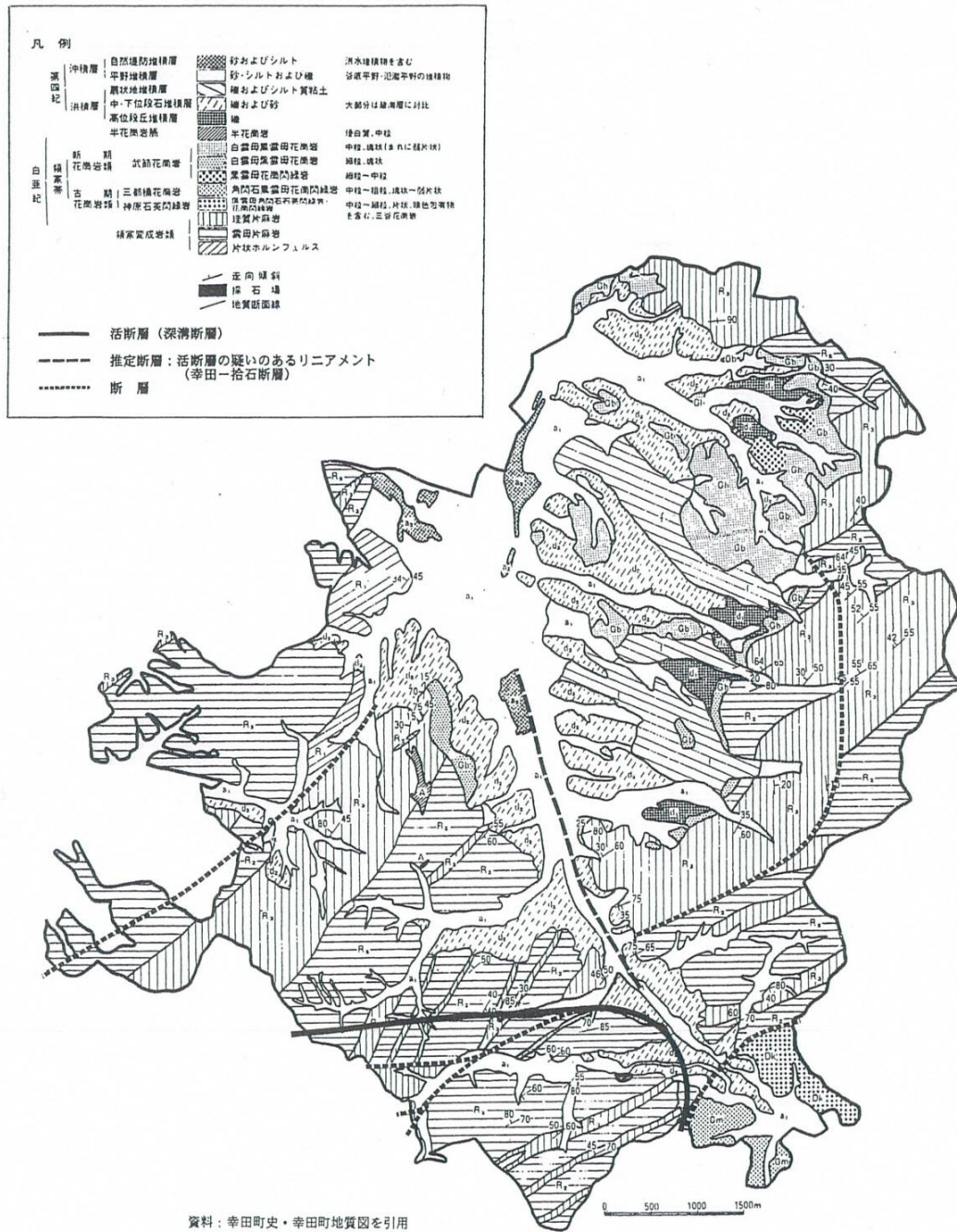
本町は太平洋側気候であって、冬季は気流の関係で北西の風が吹き、時々強い風が吹くが烈風は年に数度しかない。また、降雪は年に一、二度しかない。氷結日数も少なく温暖であり、年雨量は約 1,400 mm であり、霜は 11 月中旬より 4 月初旬まで訪れるが寒暑の差が少ない。



3 地質

本町の基礎地質は、中央構造線に沿って分布している「領家帯」に属し、中世代・白亜紀に変性作用を受けた“領家変性岩類”と、同紀に貫入した“領家花崗岩類”から成っている。

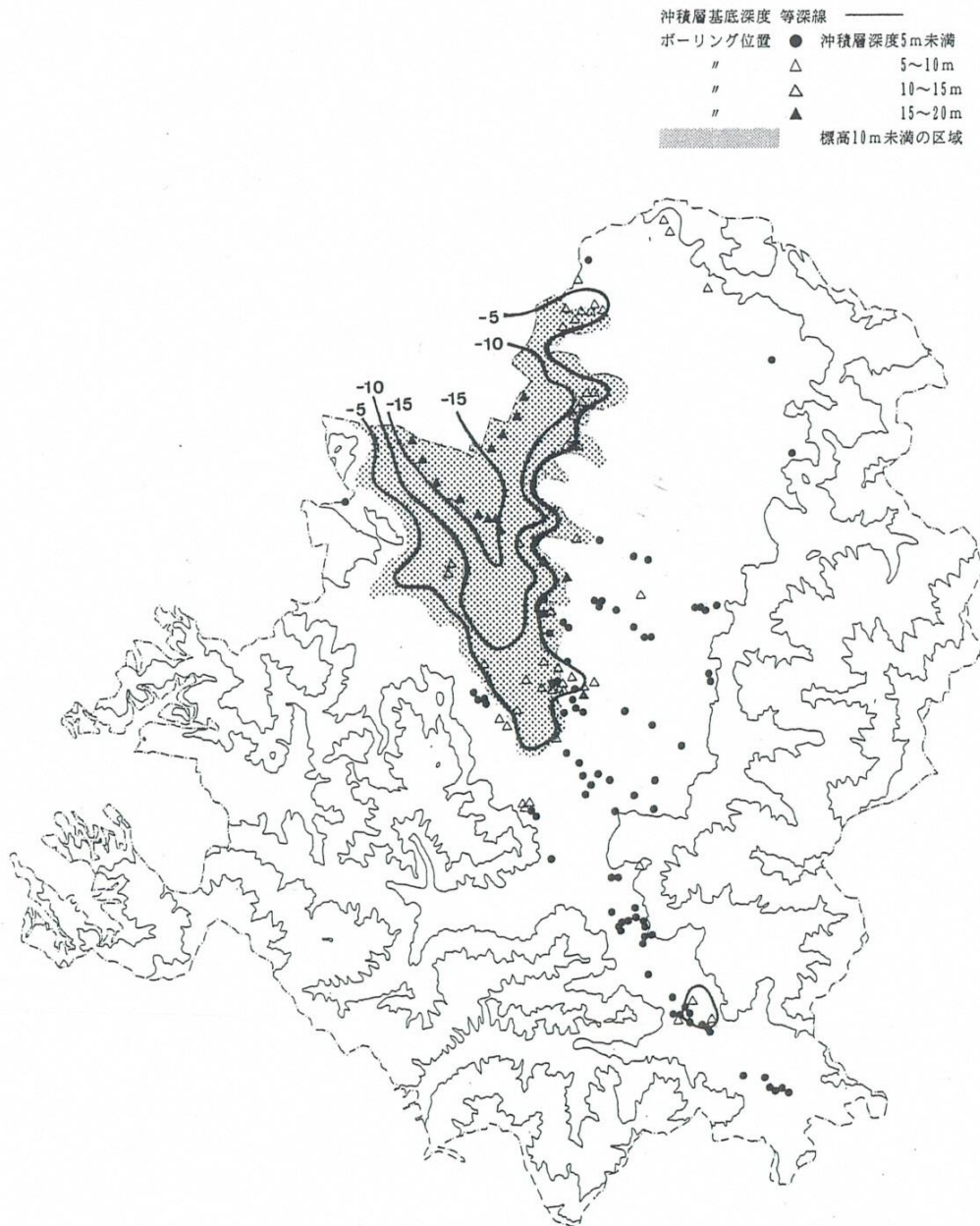
現在の表層地質は下図に示すとおりで、本町の中央部から北北西にかけて最も年代の新しい沖積層が広く堆積している。その厚さは北北西に向かって厚くなり、新田地区付近で15m以上となっている。このような沖積平野では、地震動が大きくなる、液状化が発生する等の現象が既往の地震事例から明らかになっている。



幸田町の表層地質図

一方、その他の地域は第三紀以前の地層・岩石類で、地盤環境としては一般的に良好であるが、領家花崗岩類が風化した、風化花崗岩（まさ土）が広範囲にわたって山地・丘陵部を覆っている。このまさ土は、台風や集中豪雨時に崩れたり、地震時に崩壊したりする危険性を有している。

沖積層の基底断面深度の分布については、ボーリングデータをもとに作成。



幸田町の表層地質図

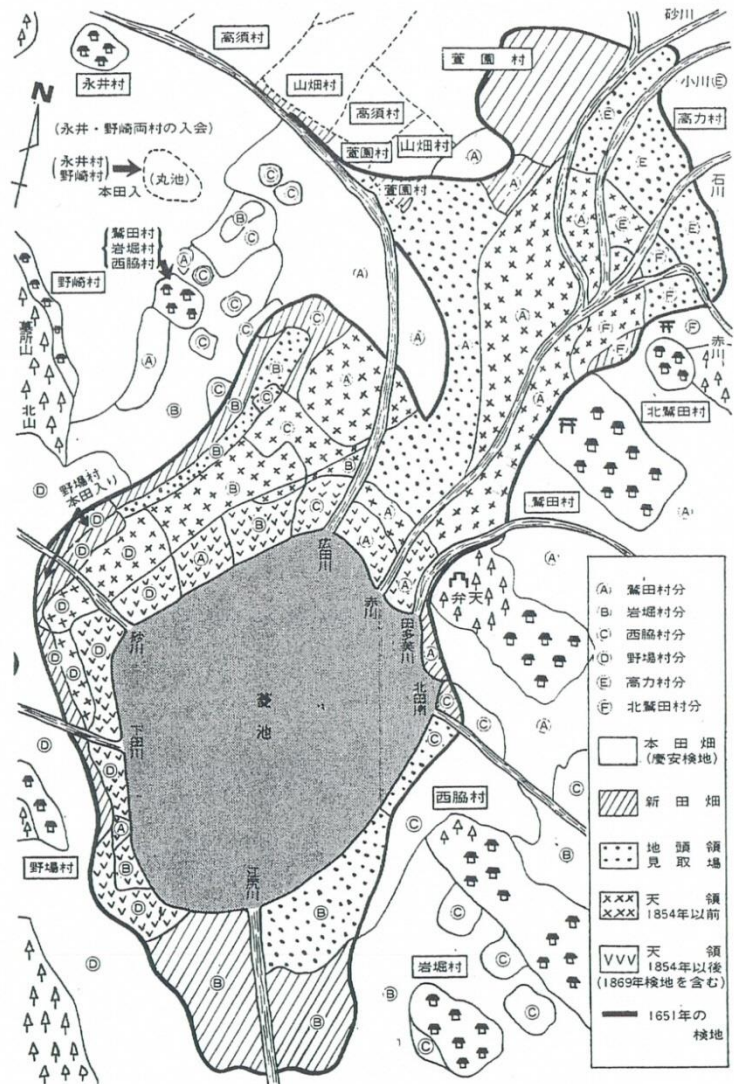
4 都市の変遷と地形の改変

本町は、江戸時代まで「菱池」が町のほぼ中央にあり、江尻川、赤川、田多美川、北田川、下田川、砂川などの川が流入し、広田川から流れ出すという形で、調整池としての役割を担っていたものと思われる。

当時は、この池を取り巻くように集落が展開し、池の周りでは農業が活発に行われていたものと推測される。その辺りは、現在の表層地質図と重ね合わせると、地震災害には比較的安全な洪積台地の上に位置しており、当時の人々の自然に対する深い知識を改めて認識させられる。

その後、明治時代に菱池の干拓が行われ、耕地拡大がなされた。また、昭和40年代からは、高度経済成長と歩調を合わせるように積極的な企業誘致、工業化施策が展開され、いくつかの企業が丘陵地域に工場等を建設した。

以上のように、かつての農業を主体とする第一次産業から、現在は工業・商業を主体とする第二次・第三次産業へと転換し、都市化も急速に進展した。その際、土地利用の転用もなされ、平野部の軟弱地盤地域のみならず、平野周縁境界部や丘陵地域内においても産業用地や居住空間として利用している。



資料：「菱池の開発史」(巽 俊雄)
菱池開発の過程と様相

第2節 本町における既往の地震とその被害【防災安全課／文化スポーツ課】

過去に県内に大きな被害を与えた地震は、海溝型地震と内陸型地震のタイプに分けることができる。

1 海溝型地震…………… 南海トラフ沿いに発生する地震

- (1) 1707年10月28日（旧暦：宝永4年10月4日） 宝永地震 M8.6
渥美郡、吉田（現豊橋）で大被害のほか全県で被害。尾張領内の堤防被害延長9,000m。震度7～6。津波も来襲し、渥美郡外浜通りでは4～5mにもなった。
- (2) 1854年12月23日（旧暦：安政元年11月4日） 安政地震 M8.4
県内では、宝永地震に似た被害。三河、知多、尾張の沿岸部の被害が目立った。津波も来襲し、知多半島西岸で3～5mとなり被害が出た。震度6～5。
- (3) 1944年12月7日13時36分頃 東南海地震 M7.9 死者・行方不明者1,223人
被害は他県に比べて最大で、死者・行方不明者438人、負傷者1,148人、家屋全壊16,532棟、同半壊35,298棟。震度6～5、一部で7。小津波あり、名古屋臨港部などでは著しい液化現象による被害があった。
三河地方では碧海幡豆両郡の被害が大きく、幸田町では家屋についての記録はないが、死者は3人であった。

2 内陸型地震

- (1) 1586年1月18日（旧暦：天正3年11月29日） 天正地震 M7.8 死者5,500人以上
この地震の震央は伊勢湾で、長島付近では大被害を受け震度7、尾張部6、三河部6～5。津波による被害大。
- (2) 1891（明治24）年10月28日 濃尾地震 M8.0 死者7,273人
被害は、死者2,638人、負傷者7,705人、全壊85,511棟、同半壊55,655棟で県内の地震災害史上最大の被害を受けた。震度7～6。
- (3) 1945（昭和20）年1月13日3時38分頃 三河地震 M6.8 死者2,306人
1月11日から前震が多発し、13日に大地震（本震）が発生、幡豆郡、碧海郡に大被害を生じた。被害はすべて愛知県のもので、死者2,306人、負傷者3,866人、全壊16,408棟、同半壊31,679棟。震度は西三河南部を中心に7～6、領域の大部分が5以上。
この地震にともない「深溝断層」が形成された。被害状況は断層の西側、即ち隆起したところの家屋での被害が顕著で、深溝市場区（当時幸田村）では住家の全壊38戸、半壊81戸で、死者は26人、負傷者18人であった。また、逆川集落（当時豊坂村）では住家の全壊14戸、半壊18戸で、死者7人、負傷者は2人であった。
(1)、(3)はいわゆる県土の直下地震と考えられる。
なお、三河地震を体験された方から、次のようなコメントが寄せられている。

【三河地震の住家・建物被害について】

- ① 住宅のほか、納屋、家畜小屋など4棟全てが倒壊した。倒壊した方角は北または東方に倒壊した。倒壊しなかった家は、南北方向に長く建っている家が特に多かった。(深溝字稲葉山)
- ② 深溝字時近では、ほとんどの家が倒壊、死者多数ありました。(深溝字時近)
- ③ 土地が隆起・沈下した。井戸が使えなくなった。(深溝字東道祖神)
- ④ 屋敷の西の15mほどのまっすぐな土手が崩れ落ち、西別家が2間ほど(約15坪)土で埋まってしまった。(深溝字地中田)
- ⑤ 須美集落での住家の倒壊はなかった。道路等の土盛部分の地盤の地割れ、沈下等があった。(須美字菖蒲入)

【三河地震の液状化現象の兆候】

- ① 井戸の土管が10cm位浮いた。地割れから少し水が出た。(芦谷字幸田)
- ② 井戸水が使えなくなった。地割れで井戸がだめになった。(深溝字西道祖神)
- ③ 井戸水が出なくなった。(野場字下市場)

【三河地震等の体験談・教訓・意見など】

- ① 大きな地震では、戸を開けて外に出るのは困難だと思いますので、入口の台の下に隠れて、おさまり次第外に出たほうが良いと思います。災害後の火の元と隣近所の安全確認、助け合いが特に大切だと思います。(男性、68才)
- ② 現在の日高医院前の深溝西浦線の道路に、1m以上の段差ができていた記憶がある。(女性、86才)
- ③ 三河地震については、10才の子どもでしたが、前日から予兆があり野場の駐在の前の告知板に、「海の水のにごりが見られた」。その夜は、モンペ、靴下などを着けて寝たと思う。夜中に一度、「まだ地震がこない」と言って母を起こした。(女性、60才)
- ④ 地鳴りの後すぐ2~3秒後に地震がありました。(男、69才)
- ⑤ 東南海地震のときは(S19.12.7)、田んぼで春蒔きをしていて大きなゆれが3回くらい続けてあり~略~。とても暖かい静かな日でした。災害は突然くる事なので対策をいろいろ考えておくことはとても大事なことだと思います。
- ⑥ 地震後寒風の中、1週間くらい戸外で寝た。頻繁に余震が発生していた。~略~。

「平成7年度幸田町地震対策基礎調査報告書」

第3節 社会的条件【企画政策課／企業立地課／産業振興課／都市計画課／区画整理課】

本町は、国土の中央にある名古屋大都市圏に属し、中心都市名古屋からは直線距離にして40kmの位置にある。地域的には西三河南部に位置し、岡崎市と広域行政圏を構成している。

本町は、岡崎市、西尾市及び蒲郡市の3つの都市に囲まれている。そのため、例えば、商圏は主に岡崎市の商圏に属しているが、場所によっては西尾市や蒲郡市の商圏に含まれている地区もある。このように、周辺に人口規模の大きい都市が位置する結果、都市的な施設や機能を周辺都市に負わせるを得ない側面がある。これは町の独自性や中心性を確保しにくい位置にあるといえることができる。

公共交通機関としては、東海道本線の幸田駅、三ヶ根駅及び相見駅があり、町の玄関として、また通勤通学者の貴重な交通手段として利用されている。

また、道路網としては、国道248号が町内を南北に縦貫しており、豊田市、岡崎市と蒲郡市を結ぶ広域幹線として、町民生活の利便性の向上、産業の発展に大きく貢献している。東西には、三河湾・伊勢湾の沿岸都市を結ぶ国道23号（名豊道路）が町の中央部を走っており、このバイパス路線に3つのインターチェンジが設置されている。新東名高速道路は豊田東JCTまで開通しており、広域的な道路網整備は着実に進みつつある。

産業面では、農業を取り巻く環境が変化する中、本町では、全町圃場整備の早期完成や農業構造改善事業を促進している。筆柿、いちご、長なすなどの特産物については、生産奨励や消費宣伝等にも力を注いでいる。商業においては、買い物客の町外への流出が懸念されているが、新市街地における土地区画整理事業では優良な住宅・宅地の供給と併せ、商業誘致を行い、現在の商店街としては、幸田駅前地区の市街地再開発事業により打開策の検討がなされている。

工業においては、昭和40年代以降、公害の少ない優良企業の積極的な誘致を行った結果、順調に進展している。また、幸田駅西、坂崎、中部工業団地に続き、平成3年度には長嶺工業団地が完成し、進出企業が操業を開始した。さらに、平成20年3月に須美工業団地、平成21年1月に須美南山工業団地が開発されるなど、工業用地開発及び企業誘致への取組を通じて、今後一層の飛躍が見込まれている。

観光及びレジャー面については、秀でた資源に乏しいのが現状である。しかしながら、上記の恵まれた諸条件を生かし、ロケツーリズム、アニメツーリズムなどに力を入れ、町がより活性化するにつれ、徐々に充実していくことと思われる。

第3章 被害想定及び減災効果

第1節 基本的な考え方【防災安全課】

町に被害を及ぼすと考えられる地震は、海溝型地震と内陸型地震があるが、それらの発生の危険性、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について調査研究を重ね、その結果を計画の基礎として、災害予防計画、災害応急計画、災害復旧計画等を定める。

第2節 地震・津波被害の予測及び減災効果【防災安全課】

以下の地震及び被害の想定は、「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書」（平成26年3月、愛知県）並びに「幸田町地震対策基礎調査」（平成10年3月、幸田町）に基づいている。

なお、想定地震による地震被害の予測結果の総括は別表4に示すとおりである。

（※被害予測調査において町の区域では、津波による影響はないものとされている。）

1 南海トラフで発生する恐れのある地震・津波の被害予測及び減災効果

(1) 想定地震等大規模地震災害に対する事前対策を講じる前提として、次の地震を想定する。

ア 南海トラフ地震（海溝型地震）

東日本大震災を教訓として、「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（平成26年5月）に基づき、被害を想定する。南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震は、その発生確率や被害規模から、地域としてまず対策を講ずべき対象として考慮するものである。

イ 三河地震の再来（内陸型地震）

内陸型地震の発生の可能性や予知等は困難とされており、想定地震として地震を特定することは適切ではないので、一つの目安として、昭和20年1月13日3時38分頃に三河湾中央部付近で発生した三河地震が再び発生した場合を想定する。

(2) 東海地震・東南海地震・南海地震等の被害予測

ア 対象とした地震・津波の想定

「過去地震最大モデル」による想定

南海トラフで発生する地震・津波には多様性があり、予測困難なものがあるが、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうちで過去に実際に発生したものを参考に想定する。

イ 過去地震最大モデル

南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいものを重ね合わせたモデルである。

南海トラフでは約100～200年の間隔で大地震が発生しており、昭和東南海地震（1944年）、昭和南海地震（1946年）が起きてから70年近くが経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まってきている。そうした中、南海トラフで発生する地震のうち、既往最大と言われる1707年の「宝永地震」（M8.6）は、約300年前に発生しており、その発生間隔はおおよそ300～600年と言われていることから、宝永クラスの地震をベースに、1854年安政東海（M8.4）、1854年安政南海（M8.4）、1944年昭和東南海（M7.9）、1946年昭和南海（M8.0）の揺れや津波高を網羅できるように設定したモデル「過去地震最大モデル」を設定した。

ウ 想定を試算結果

(7) 震度分布、浸水想定区域【揺れ、液状化】

平野部や半島部において、広い範囲にわたり震度6強以上の強い揺れが想定される。一部の地域で震度7の非常に強い揺れが想定されるところもある。

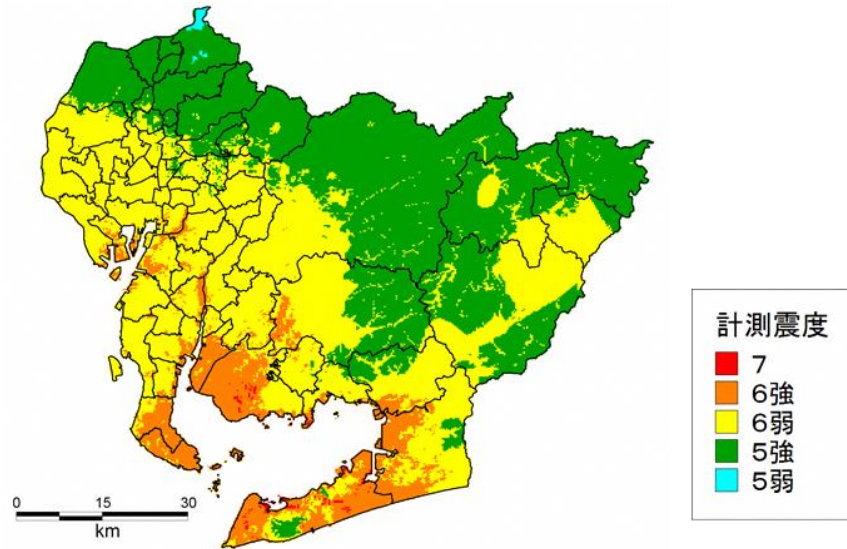
(4) 尾張西部、西三河南部、東三河を中心に液状化危険度が高い地域が広がっている。

(7) 【浸水・津波】

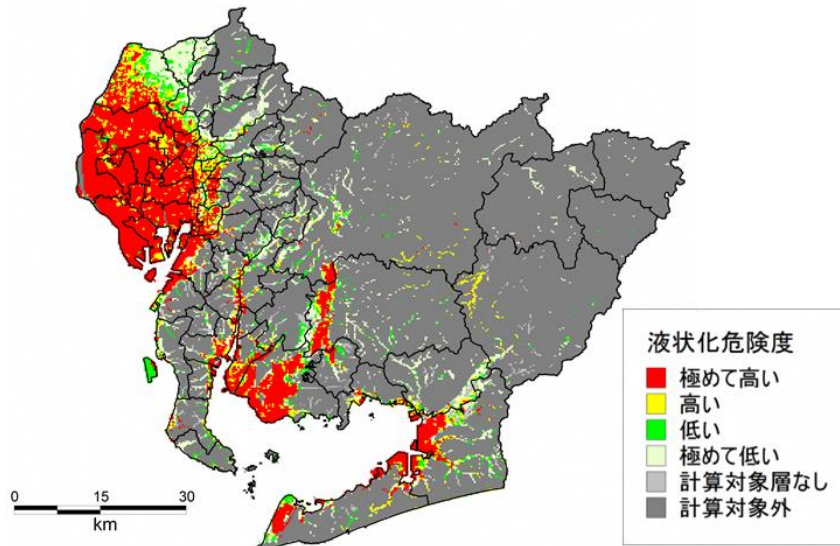
渥美半島の外海では、最短で約9分後に津波(30cm)が到達すると想定される。

(5) 堤防等の被災を考慮した結果、ゼロメートル地帯において広い範囲が浸水する結果となっている。

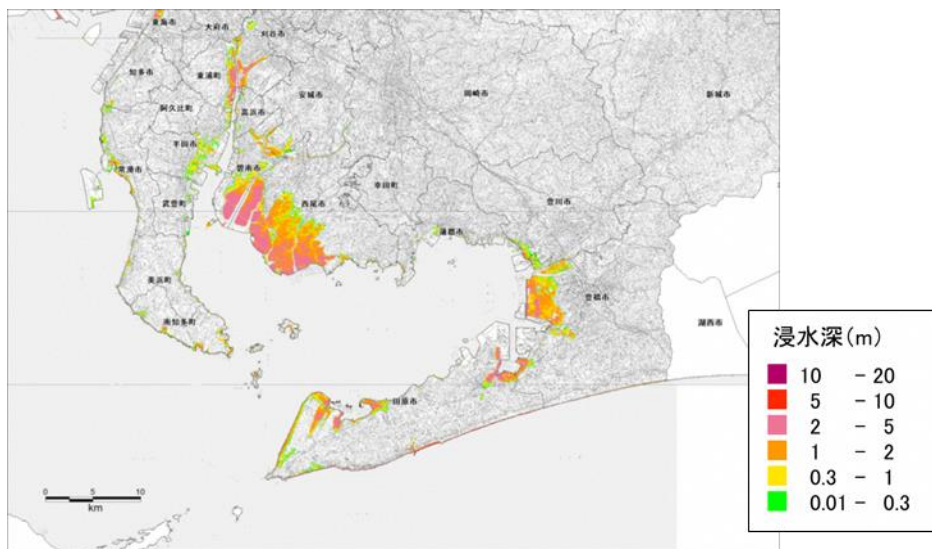
(4) 揺れ、液状化により、堤防等が被災した場合、河川や海岸付近で津波到達前から浸水が始まるところがあると想定される。



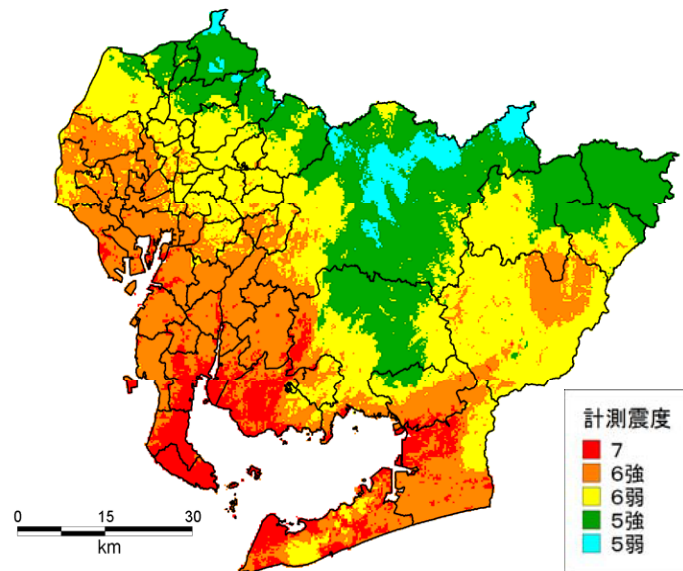
震度分布「過去地震最大モデル」による想定



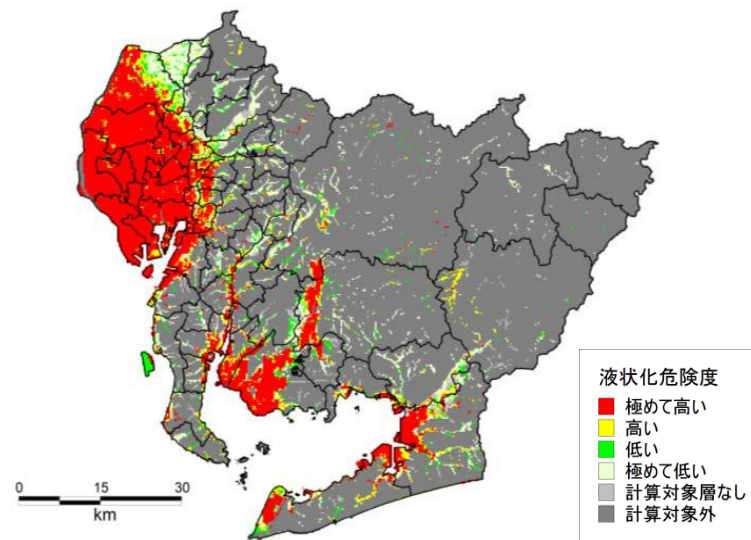
液状化危険度分布 「過去地震最大モデル」による想定



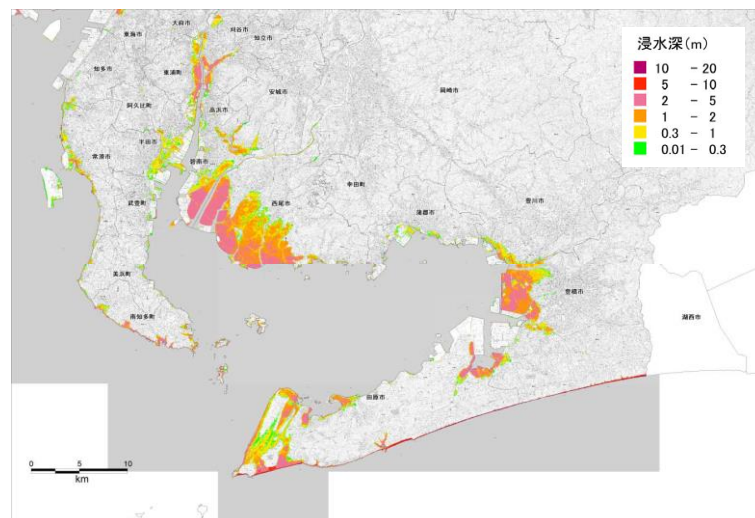
浸水想定域「過去地震最大モデル」による想定



震度分布「理論上最大想定モデル」による想定



液状化危険度分布 「理論上最大想定モデル」による想定



浸水想定域「理論上最大想定モデル」による想定

町における震度分布、浸水想定域等の想定結果

区分	地震・津波の規模
震度	6強
津波高（最大）	-（影響なし）
津波到達時間（最短）	-（影響なし）
津波到着時間	-（影響なし）
浸水想定域	-（影響なし）

エ 建物被害（全壊・焼失棟数（冬・夕方 18 時））

過去地震最大モデルによる想定では、冬・夕方 18 時のケースの場合、県全体で約 94,000 棟が町では約 200 棟が全壊・焼失すると想定される。

想定地震の区分	過去地震最大モデルによる想定	
	県全体	幸田町
揺れによる全壊	約 47,000 棟	約 200 棟
液状化による全壊	約 16,000 棟	
浸水・津波による全壊	約 8,400 棟	
急傾斜地崩壊等による全壊	約 600 棟	約 20 棟
地震火災による焼失	約 23,000 棟	約 10 棟
合計	約 94,000 棟	約 200 棟

※端数処理を行っているため、合計が項目の和に一致しない場合がある。

オ 人的被害

「過去地震最大モデル」による想定では、冬・深夜（5 時）のケースの場合、県全体の死者数は約 6,400 人、町では約 10 人と想定される。

想定地震の区分	過去地震最大モデルによる想定	
	県全体	幸田町
建物倒壊等による死者数	約 2,400 人	約 10 人
（うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）	（約 200 人）	
浸水・津波による死者	約 3,900 人	
（うち自力脱出困難）	（約 800 人）	
（うち逃げ遅れ）	（約 3,100 人）	
急傾斜地崩壊等による死者	約 50 人	
地震火災による死者	約 90 人	
合計	約 6,400 人	約 10 人

※端数処理を行っているため、合計が項目の和に一致しない場合がある。

カ ライフライン被害

「過去地震最大モデル」におけるライフライン被害は、次のとおり想定される。

(7) 上水道

被災直後で、最大約 702 万 1 千人、給水人口の約 9 割が断水すると想定される。また、95%が復旧するのに約 6 週間を要する。幸田町内では、被災直後で最大約 28,000 人が断水すると想定される。

(8) 下水道

発災 1 日後で、最大約 320 万 7 千人、処理人口の約 6 割が利用困難となると想定される。また、95%が復旧するのに約 3 週間を要する。幸田町内では、発災 1 日後で最大約 17,000 人が利用困難となると想定される。

(9) 電力

被災直後で、最大約 375 万 7 千軒、需要軒数の約 9 割が停電すると想定される。また、95%が復旧するのに約 1 週間を要する。幸田町内では、被災直後で最大約 17,000 軒が停電すると想定される。

(10) 通信【固定電話】

被災直後で、固定電話は、最大約 120 万 5 千回線、需要回線数の約 9 割の通話支障が想定される。また、95%が復旧するのに約 1 週間を要する。幸田町内では、被災直後で最大約 4,500 回線の通信支障が想定される。

(11) 通信【携帯電話】

携帯電話は、基地局の非常用電源による電力供給が停止する発災 1 日後に停波基地局率が最大約 8 割に達すると想定される。また、基地局の 95%が復旧するのに約 1 週間を要する。幸田町内では、発災 1 日後に停波基地率が最大約 8 割に達すると想定される。

(12) 都市ガス

被災直後で、最大約 16 万 9 千戸、需要戸数の約 1 割が供給停止となると想定される。また、95%が復旧するのに約 2 週間を要する。幸田町内では、被災直後で最大約 400 戸が供給停止になると想定される。

(13) LPガス

被災直後で、最大約 16 万 2 千世帯、需要世帯数の約 2 割で機能支障が生じると想定される。また、95%が復旧するのに約 1 週間を要する。幸田町内では、被災直後で最大約 1,000 世帯で機能支障が生じると想定される。

(3) 愛知県全体での減災効果

ア 減災効果の想定で前提とした対策項目

今回の調査で、減災効果の想定で見込んだ対策は以下の 4 点。

- (7) 建物の耐震化率 100%の達成(現状約 85%)
- (8) 家具等の転倒・落下防止対策実施率 100%の達成(現状 50%)
- (9) 全員が発災後すぐに避難開始
- (10) 既存の津波避難ビルの有効活用(津波避難ビル 659 棟)

イ 減災効果

- (7) 「過去地震最大モデル」の想定被害に対して建物の耐震化、津波避難対策等により、揺れによる全壊棟数は約 6 割（約 47,000 棟→約 20,000 棟）減少し、死者数は約 8 割（約 6,400 人→約 1,200 人）減少すると想定
- (i) 建物の耐震化や津波避難等により、直接的経済被害額は約 2 割（約 13.86 兆円→約 11.25 兆円）減少すると想定

別表 1 想定地震による地震被害の予測結果（総括表）

	東海地震・東南海地震・南海地震等	1945 年三河地震
地震動	最大震度 6 強	断層近傍域及び沖積層が堆積する北部地域の一部で震度 6 強～7。 その他の地域では主に震度 5 強程度。
液状化危険度	液状化危険度面積率 被害 わずか	断層近傍域及び沖積層が堆積する北部地域で可能性あり。
建物被害	全壊戸数 約 200 棟	住家 被住家 計 4.5% 6.0% 5.3%
人的被害	死者率 0.02%	死者率 0.03% 負傷者率 1.44% 人的被害者率 1.47% 被災者率 4.66%
地震火災	焼失棟数 約 10 棟 ※冬 18 時	0.041%
水道被害	給水人口の約 9 割が断水すると想定。95%復旧に約 6 週間を要する。	深刻な被害を招く恐れは少ない。 東南部及び南部の地域で給水管（ビニール管）に被害が発生する可能性が高い。
その他	ライフライン機能支障 ガス：需要戸数の約 1 割が供給停止 電力：需要軒数の約 9 割が停電 電話：需要回線数の約 9 割が通話支障 下水道：処理人口の約 6 割が利用困難	今回の被害予測の推定では、斜面崩壊による被害は考慮していない。 しかし、沖積層が堆積する地域を除く台地・段丘、山地部には風化層が広く分布しており、しかも地表から風化層までの深度は概ね 5m 以下と非常に浅いため、急傾斜地崩落危険箇所などでは特に注意を払う必要がある。

資料：「平成 23 年度～25 年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書」（平成 26 年 3 月、愛知県）

「幸田町地震対策基礎調査」（平成 10 年 3 月、幸田町）

第4章 基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念【防災安全課】

「みんなでつくる元気な幸田」を地域づくりの基本目標に、安心安全で、誰もが夢と希望を抱き、活躍する社会の実現をめざす中で防災とは、町民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70%～80%程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

町を始めとする各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、町民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていく。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせる一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

(1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

(2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、町内の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2節 重点を置くべき事項【企画政策課／防災安全課】

国・県の防災に関する計画を踏まえ、町の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 揺れ対策の充実に係る事項

地震による建築物の倒壊等から町民の生命や財産を保護するため住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難などに必要な道路沿いの建築物、防

災拠点となる建築物の耐震化を促進する。

また、上下水道、道路、鉄道、河川、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図る。道路については、広域交通ネットワークのリダンダンシーを確保する観点から整備を促進する。

2 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努める。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

また、町及び県と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努める。

3 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築する。

4 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の指定緊急避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えて必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図る。

5 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する指定避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図る。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

6 事業者や町民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、地区防災計画が策定された場合は、その計画について必要に応じて地域防災計画に位置づけるなど、町と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図る。

7 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、町と県は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、町民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備する。

第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任【防災安全課】

1 町

町は、法の基本理念に則り町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を地震から保護するため、防災第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、法の基本理念に則り町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

3 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、法の基本理念に則りその業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関、指定行政機関、指定地方行政機関は、町長に対し、実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

4 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

公共団体及び防災上重要な施設の管理者は、法の基本理念に則り平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。また、町その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱【所管課】

1 町

町は、愛知県地域防災計画と同様な対策を樹立し災害に対処するものであるが、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合、知事の補助機関として災害救助に当たるものである。

【災害予防関連】

- (1) 防災会議に関すること。
- (2) 防災に関する組織の整備・育成に関すること。
- (3) 防災に関する訓練の実施に関すること。
- (4) 防災に関する物資及び資機材の備蓄、整備並びに点検に関すること。
- (5) 防災に関する施設及び設備等の整備、改良並びに点検に関すること。
- (6) 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境整備に関すること。
- (7) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及に関すること。

【災害応急関連】

- (8) 災害予警報を始めとする地震に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達及び避難の指示又は指示に関すること。
- (9) 災害情報の収集、伝達及び被害調査報告に関すること。
- (10) 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）等を含む。）

に関すること。

- (11) 消防、救助並びにその他防災に関する施設、設備の整備に関すること。
- (12) 被災者の救難、救助その他保護に関すること。
- (13) 被害を受けた児童生徒の応急教育に関すること。
- (14) 公共土木施設、農林水産業施設等及び設備の新設、改良及び防災並びに災害復旧に関すること。
- (15) 清掃及び防疫その他の保健衛生に関すること。
- (16) 緊急輸送の確保に関すること。
- (17) 農作物、家畜及び林産物に対する応急措置に関すること。
- (18) 交通規制、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持に関すること。
- (19) 被災建築物の応急危険度判定活動に関すること。
- (20) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認に関すること。

【災害応急関連】

- (21) 災害復旧の実施に関すること。

2 指定公共機関

- (1) 西日本電信電話株式会社

ア 災害時における公衆通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧

イ 災害応急措置の実施に必要な通信についての優先利用

- (2) 東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社

ア 線路、ずい道、橋梁、駅など輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。

イ 災害により線路が不通となった場合、列車の運転、休止、又は自動車による代行輸送及び連絡社線による振り替え輸送を行う。

ウ 死傷者の救護及び処置を行う。

エ 運転再開に当たり抑止列車の点検、乗務員の手配などを円滑に行う。

- (3) 東邦瓦斯株式会社（※）及びL Pガス供給業者

ア ガス施設の災害予防措置を講じる。

イ 発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給停止などの需要者に対して、早期供給開始を図る。

（※）東邦ガスネットワーク株式会社を含む。（以降同じ。）

- (4) 中部電力株式会社（※）、株式会社J E R A

ア 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合には電力施設の応急安全措施等災害予防に必要な応急対策を実施する。

（※）中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む。

（以降同じ。）

イ 発災後、被災状況を調査し、その早期復旧を図る。

ウ 他電力会社との電力緊急融通のための対策を実施する。

- (5) 輸送関係事業者

災害応急活動に必要な車両の借上げ要請に対し、優先配車をする。

(6) 日本郵便株式会社

災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。

また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

エ 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助物資を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。

オ 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

(7) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

ア 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。

イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。

ウ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。

エ 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。

オ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。

(8) KDDI株式会社

ア 災害対策本部を設置し、直ちに地震防災応急対策を行う。

イ 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。

ウ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。

(9) 株式会社NTTドコモ

ア 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。

イ 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。

ウ 携帯電話等サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。

(10) ソフトバンク株式会社

ア 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。

イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。

ウ 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。

(11) 楽天モバイル株式会社

ア 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。

イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。

ウ 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。

3 指定地方公共機関

(1) 幸田土地改良区

管理する農業用施設、その他農地の保全又は利用上必要な施設の補強、廃止又は変更を行うとともに災害復旧を行う。

(2) 一般社団法人岡崎市医師会

- ア 救護班の編成、医療、助産事業の実施
- イ 防疫その他保健衛生活動など応急対策業務の協力

(3) 一般社団法人岡崎歯科医師会

- ア 歯科保健医療活動に協力する。
- イ 身元確認活動に協力する。

(4) 一般社団法人岡崎薬剤師会

- ア 医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。
- イ 医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。

4 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 額田郡建設業組合

- ア 災害救助の協力
- イ 災害応急復旧事業の協力

(2) 産業経済団体

農業協同組合、商工会関係者及び団体は被害調査を行い対策指導並びに必要な資機材及び融資のあっ旋について協力する。

(3) 文化、厚生、社会団体

地域の女性の会又はこれに準ずる団体、日赤奉仕団は被災者の救助活動及び義援金品の募集について協力する。また、防災ボランティア幸田は、町外からのボランティアの統括管理を行う。

(4) アマチュア無線、パソコン通信等愛好者及び団体

- ア アマチュア無線クラブ等文化団体は、災害情報活動に協力する。
- イ パソコン通信ネットワークを利用できる者及び団体は、災害情報活動に協力する。

(5) 防災上重要な施設の管理者

公共団体及び管理委託を受けた町の施設等、防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、町その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進

自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、町民一人一人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。

被害を最小限に留め災害の拡大を防止するには、平素から町民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。

企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan）（以下「BCP」という）の策定に取り組むなど、予防対策を進める。

第1節 防災協働社会の形成推進【防災安全課】

1 町における措置

(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

町は、「新しい公」という考え方を踏まえ、町民、事業者、自主防災組織等とが一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や町民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取組を推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

(2) 災害被害の軽減に向けた具体的行動

町は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

(3) 幸田町安全テラスセンター24の設置

いつ起こるかかわからない災害に立ち向かうには、24時間365日いかなる時も、自らの命は自ら守り、地域でお互いを助け合うことが重要である。常日頃から住民の防災・減災の意識を高めていくとともに、地域防災を支える人同士の交流や連携を構築できる仕組みとして、「幸田町安全テラスセンター24」（以下、「テラス」という）を設置する。

テラスは、「災害に強いひとづくり」を目標とし、「防災を学び・実践し続ける道場」と「災害時にすぐに正しく活動できる体制」をミッションに掲げ、多様な参加者の多角的な交流・学びによって防災・減災を推進する。

テラス設置にあたり、防災・減災を学びあうことで「ひとのつながりを生み、支えあう地域社会を育てる」ことを基本方針とし、「地域とのつながり」、「継続的な学び」、「日常からできる備え」の3点を戦略（3本の矢）として掲げ、事業を推進する。

2 愛知県地震防災推進条例に基づく防災協働社会の形成推進

地震災害は突発的に発生するものであり、初期消火や救助等、地震発生直後の対策におけ

る自助、共助が果たす役割は極めて大きく、その後の生活環境維持も含め、行政だけでは時間的にも量的にも限界がある。また、住宅等の個人資産の地震対策においては、一人一人の対応が大きなウェイトを占める。

そこで、災害に強い社会とするため、「愛知県地震防災推進条例」（平成 16 年 4 月 1 日施行）に基づき、県、市町村、県民、事業者、自主防災組織、ボランティア等がその責務や役割を認識し、一体となって取り組む防災協働社会の形成を目指すものとする。

3 町民の責務

「自らの身の安全は自らが守る」が防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者や避難行動要支援者を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら行動する、あるいは国、公共機関、県、町等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

4 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(1) 町内の一定の地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、障がい者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として幸田町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

(2) 町は、幸田町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、幸田町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携【防災安全課／福祉課／予防防災課／健康課】

1 町における措置【防災安全課／福祉課／予防防災課／健康課】

(1) 自主防災組織等の環境整備

災害が発生した場合、被害を最小限に留めて拡大を防止するためには、平素から町民による自主防災組織を設けて、災害発生防止対策、災害初期対応、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことができるようにしておくことが重要である。このため、町は町民、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置を推進し、その育成に努め、その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

ア 自主防災組織の設置・育成

「幸田町自主防災組織設置推進要綱」（昭和49年、愛知県防災会議決定）に基づき、町内の自主防災組織の設置・育成に努める。

イ 地元ボランティア団体の育成支援

- (7) 地元の各種団体・組織に対して、各団体・組織の協議会等を通じて災害時における各種ボランティア活動への協力を要請するとともに、防災訓練などへの参加を促し、災害時における対応能力の向上に努める。
- (8) 町民から適任者を推薦し、ボランティアコーディネーター養成講座の受講を促し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの育成に努める。
- (9) 養成したボランティアコーディネーターに対し、県が実施するレベルアップ講座等を受講させるよう努める。

ウ 自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進

自主防災組織が社会福祉協議会、日本赤十字社及び防災に関するNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体」という。）、消防団、女性消防（防火）クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体、町など防災関係機関同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施及び支援、指導に努める。

エ 資料

- (7) 自主防災組織設置推進要綱（資料編 第10.4）
 - (8) 自主防災組織等（資料編 第7.3(1)）
- (2) 連携体制の確保

日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、町は、平常時から自主防災組織、防災に関するNPO・ボランティア関係団体等及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

2 自主防災組織における措置【防災安全課／予防防災課】

自主防災組織は、地域の実情に応じた各自主防災会の防災計画に基づき、平常時あるいは災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努める。

(1) 平常時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- オ 危険箇所点検及び防災マップの作成
- カ 地域内の要配慮者の把握

(2) 災害発生時の活動

- ア 地域内における被害状況等の情報の収集
- イ 住民に対する避難指示の伝達
- ウ 初期消火等の実施

- エ 救出・救護の実施及び協力
- オ 集団避難の実施
- カ 炊き出し、救援物資等の配布に対する協力
- キ 要配慮者の支援

(3) 自主防災組織等の防災用資機材の充実

災害発生時には、町民による互助的な救援活動、復旧活動が大きな役割を担うため、地域、町の協力並びに補助のもとに、自主防災組織が有する防災資機材の整備の充実を進める。特に、災害危険度の高い地域に重点を置いて取り組む。

3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進【防災安全課】

防災リーダーを養成するとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進することにより、地域防災力の強化を図る。その際、女性の参画の促進に努める。

(1) 防災リーダーの養成

地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える、災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努めるものとする。

(2) 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、町は防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、町は防災リーダーを積極的に活用するものとする。

4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進【福祉課／防災安全課】

(1) ボランティア受入体制の整備

ア 町内外からのボランティアの受入に必要な資機材を確保し、災害ボランティアセンターを設置する。

イ 災害時にコーディネーターを派遣することを協力するNPO・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）を把握し、災害時にコーディネーターの派遣を要請できるよう、関係づくりに努める。

ウ ボランティアができるだけ素早く効果的に活動できるよう、町と地元ボランティア団体との間で、活動の体制と連携のあり方について話し合う場を設け、活動空間の整備や人材の確保等を進める。

エ 町内外から集まるボランティアの受入（受付や受給調整等）を担うボランティアセンター機能を設ける場所について、あらかじめ設置場所の候補地を選出しておくとともに、事故補償等の活動環境についても整備を進める。

オ ボランティア関係団体と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。

カ 町は、防災訓練等において協力団体の協力を得て、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催

ア 町民から適任者を推薦し、県が開催するボランティアコーディネーター養成講座の受講を促し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役と

なるコーディネーターの育成に努める。

イ 養成したボランティアコーディネーターに対し、県が実施するレベルアップ講座等を受講させるよう努める。

(3) 防災ボランティアの活動環境の整備

ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、普及・啓発活動を行い、NPOボランティア関係団体等との連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

特に、「防災とボランティアの日」及び「防災ボランティア週間」においては、広報・啓発活動を行うように努める。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

(4) NPO・ボランティア関係団体との連携

町は、災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図り、災害発生時の対応や連絡体制について意見交換に努める。

地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。

5 愛知県防災ボランティアグループ登録制度の活用【福祉課／防災安全課】

大規模な災害が発生し、応急対策に必要な人材が不足した場合に備え、愛知県防災ボランティアグループ登録制度の活用を検討する。

別表1 地元団体・組織の活動想定

1 専門ボランティアとして期待する団体・組織

地域団体・組織等	発災～3日後	3日～1週間後	1週間～1か月	1か月後～
防災ボランティア幸田	町外ボランティアの統括管理	町外ボランティアの統括管理	町外ボランティアの統括管理	町外ボランティアの統括管理
交通指導員 交通安全協会幸田分会	交通整理補助	交通整理補助		
固定資産評価審査委員会		家屋診断補助	家屋診断補助	
国際交流協会	外国人の方々の避難支援	外国人の方々への情報伝達	外国人の方々への情報伝達	
民生委員・児童委員 身体障害者福祉協会 手をつなぐ育成会 幸田手話サークルたんぽぽ	要配慮者の避難支援、安否確認	介護協力	介護協力	介護協力、カウンセラー補助
保育園父母の会 子ども会連絡協議会 PTA			保育・託児所等の運営協力	保育・託児所等の運営協力
文化財保護委員会			文化財の被害確認への協力	文化財の被害確認への協力

2 一般ボランティアとして期待する団体・組織

地域団体・組織等	発災～3日後	3日～1週間後	1週間～1か月	1か月後～
スポーツ推進委員 スポーツ協会 地区スポーツリーダー		救援物資の仕分け、配送・配達の補助	避難所等の管理運営協力	避難所等の管理運営協力
学校給食運営委員会 学校給食会 女性の会 食品衛生協会 こうた食生活改善ボランティア 保健推進員		救援物資の仕分け、炊き出し協力	避難所等の管理運営協力	避難所等の管理運営協力
ライフサークル事業推進委員 生涯学習推進本部 文化協会 シルバー人材センター		幸田町災害対策本部事務手伝い、情報伝達補助	避難所等の管理運営協力	避難所等の管理運営協力

第3節 企業防災の促進【防災安全課／予防防災課】

企業の事業継続・早期再建は、町民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、企業活動の早期復旧にも迅速さが求められる。

しかしながら、想定されるような大規模地震においては、従来の国・地方公共団体を中心とした防災対策だけでなく国全体として災害に備える必要があり、愛知県地震防災推進条例に掲げる自助・共助・公助の理念に基づき、企業も防災の担い手としての取組が極めて重要となる。

大規模災害時の被害を最小限に留め、できる限り早期の復旧を可能とする予防対策を推進する必要があり、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるためのBCPの策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

1 企業における措置

(1) 事業継続計画（BCP）の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組合せによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係

る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(2) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。

(3) 帰宅困難者への対応

災害発生により交通機関が途絶する事態が生じた場合、勤務地と自宅が遠距離のため帰宅できずに事業所に留まる従業員等が発生することが想定されるため、食料や生活用品などの備蓄や代替手段（自転車等）の配備を周知するように努める。

(4) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

(5) 緊急地震速報受信装置等の活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

(6) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。

また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

2 町及び商工団体等における措置

町及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図る。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

(1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進

ア 普及啓発活動

町及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）等の必要性について積極的に啓発していくものとする。

また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、町はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制等の整備

町及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておくものとする。また、町は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第2章 建築物等の安全化

現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されているが、防災上重要な建築物となる公共施設は、より強い地震を想定して、発災時の倒壊防止に加えて、十分な機能確保が図られるように努める必要がある。

地震発生時の避難、救護、応急対策活動の本拠となる建築物の耐震性の強化を図るとともに、その他の公共建築物についても耐震性の確保を図らなければならない。

大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量（救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等）を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。

交通・ライフライン関係施設等は、町民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、事前の予防措置を日頃から講じておくことが重要かつ有効である。

第1節 建築物等の耐震推進【都市計画課】

1 町における措置

地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「幸田町建築物耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていく。

特に、優先的に緊急輸送道路沿いの既存耐震不適格建築物の耐震化に努める。

また、転倒のおそれがあるブロック塀等の撤去を進めることにより、耐震対策を推進する。

2 耐震改修促進計画

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「幸田町建築物耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進する。

学校、病院、商業施設、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の特定既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレットなどにより普及・啓発する。

3 公共建築物の耐震性の確保・向上

庁舎、学校等防災上重要な建築物を中心に、耐震性の調査を行い、耐震性の確保・向上を図る。また、新設する公共建築物に当たっては、新しい技術基準、設計基準に合わせて設計・施工する。

特に、災害時の拠点となる庁舎等については、発災後に果たす機能を勘案し、建築物の構造強度の確保や非構造部材の耐震対策等により、地震後にも継続使用できるように改修を促進する。

4 一般建築物の耐震診断・耐震改修等の促進及び減災の推進

町は、国や県の実施する耐震診断費補助事業を活用し、旧耐震基準住宅を対象に耐震診断を実施する。

また、耐震改修・除却については、国や県の助成を受けて耐震改修費・除却費補助事業を実施し、旧耐震基準住宅の耐震化の促進を図る。

民間住宅の減災化については、旧耐震基準住宅を対象に国や県の助成を受けて減災化促進

に関する補助事業を実施し、旧耐震基準住宅の減災化を推進する。

5 被災建築物の応急危険度判定の体制整備

地震発生直後に判定士が建築物の応急危険度を判定する際の判定方法・派遣要請・身分保証等の整備について県に協力し、応急危険度判定のための体制整備の促進を図る。

(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成等

町は、県や愛知県建築物地震対策推進協議会と協力して、建築士及び避難所管理者等を対象に判定士養成講習会への参加を促し、判定士の養成に努める。

(2) 愛知県建築物地震対策推進協議会による相互支援体制の推進

町及び建築関係団体は、震災時における応急危険度判定の実施をより迅速かつ的確に行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会において、県内市町村相互の支援・判定体制の確立に努めるものとする。

第2節 交通関係施設等の整備【防災安全課／土木課】

1 施設管理者等における措置

道路、河川、上下水道、電力、ガス、鉄道、電信電話等の各種公共施設は、町民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、災害発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。これら公共施設の被害は、災害時における避難、救護、復旧対策に大きな障害となり、その機能麻痺が人心に与える影響は大きく、災害の拡大を招くことが十分想定される。そのため、被災後直ちに機能回復を図ることは当然であるが、事後の応急復旧よりも事前の予防措置を講じることの方がはるかに重要かつ有効である。

従って、施設ごとに防災性の強化を図るように設計指針を検討するとともに、被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限に留めるよう万全の予防措置を講じる。

2 道路施設

災害時における交通の確保と安全を図るため、道路施設の防災構造化に努めるとともに、各種施設の整備を推進する。

(1) 道路防災対策

国道、県道等幹線道路の交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の溢路となる恐れが大きい橋梁等交通施設の整備と防災構造化を推進する。

また、山間道路は土砂崩れや落石などの災害が発生する可能性があるため、法面処理工、落石覆工などの対策を実施する。

(2) 施設の防災性の強化

道路危険箇所の定期的な防災点検を行い、これに基づく補修工事を行う。また、新たに道路、橋梁を建設する場合は、耐震性を考慮した道路施設の建設を行う。

なお、阪神・淡路大震災以降、橋梁の構造上の見直しが行われ、これに併せて構造基準が改定されている。地震対策基礎調査結果、平成8年度道路防災総点検及び平成20年度から平成23年度に実施した橋梁点検の結果を踏まえ、既存の道路、橋梁並びにその他の道路構造物の内、耐震対策が必要なものは、緊急度の高いものを優先して長期的な視点から整備する。特に緊急輸送道路等における重要な橋梁について、橋梁本体の耐震補強を推進するものとする。

その他、避難路の屋外広告物や自動販売機等の落下・転倒防止や歩道橋の耐震対策などについても、適宜対策を講じていく。

(3) 応急復旧作業のための事前措置

災害発生時に速やかに応急復旧作業に着手できるよう、額田郡建設業組合等との連絡体制を確立し、初動体制及び復旧資機材の調達体制づくりに努める。

また、津波等による甚大な被害が想定される沿岸部での救援・救護活動、緊急物資の輸送等を迅速に行うため、道路管理者等が連携して策定した「早期復旧支援ルート確保手順（中部版くしの歯作戦）」について、より具体的な実施方策等の検討を行うとともに、関係機関との情報共有を図る。

(4) 緊急輸送道路等の指定

町域における緊急輸送道路及び重要物流道路は、次の表のとおりである。

ア 緊急輸送道路

1・2次別	路線名	区間
第1次	一般国道248号	岡崎市境～蒲郡市境
	〃 23号（重複線）	〃
	国道23号（名豊道路） 町道芦谷萩1号線	西尾市境～蒲郡市境 幸田芦谷IC～一般国道248号
第2次	一般県道幸田石井線	西尾市境～菅田交差点
	一般県道岡崎幸田線	菅田交差点～深溝愛宕山交差点
	主要地方道西尾幸田線	西尾市境～深溝鶴方交差点
	〃 安城幸田線	岡崎市境～大草交差点

イ 重要物流道路

区別	路線名	区間
重要物流道路	国道23号（名豊道路） 一般国道248号	西尾市境～蒲郡市境 芦谷インター西交差点～深溝愛宕山交 差点
	〃 23号	深溝愛宕山交差点～蒲郡市境
	町道芦谷萩1号線	幸田芦谷IC～一般国道248号
代替・補完路	一般国道23号	深溝愛宕山交差点～六栗踏切東交差点
	一般県道岡崎幸田線	六栗踏切東交差点～幸田町大字菱池字 錦田35番2地先
	町道錦田大山1号線	幸田町大字菱池字錦田35番2地先～菱 池字大山13番1地先
	〃 大山元林1号線	菱池字大山13番1地先～幸田町役場

※平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として路線を指定し、機能強化や重点支援を実施する。また、重要物流道路の代替・補完路をあわせて指定し、重要物流道路や代替補完路については、災害時の道路啓開・災害復旧を国が代行することが可能となる。

3 河川

地震による堤防への大きな被害は生じないと予想されるが、定期的な点検と、これに基づく補修工事を徹底する。

第3節 ライフライン関係施設等の整備【防災安全課／産業振興課／下水道課／水道課】

上水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

また、県及び町は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。

1 上水道

(1) 施設の防災性の強化

水道施設の新設拡張・改良等の際には、耐震設計及び耐震施工を考慮していくとともに、管路網のブロック化に長期的な視点で継続的に取り組み、水道施設の防災性の強化を推進する。

また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。さらに、激甚な災害に備えるため、被災時の給水拠点となる配水池等の耐震強化を図る。

(2) 応急給水体制と防災用資機材の整備拡充

町民が必要とする必要最小限の飲料水を確保するため、応急給水体制を整備するとともに、応急給水活動に必要な給水車等の確保を図る。

また、応急給水施設として、配水池から避難所まで配水管の耐震化を推進する。

(3) 災害非常時の協力体制の確立

飲料水の供給や施設の復旧が町内で困難な場合には、近隣市町村、県あるいは自衛隊に応援を要請する。

また、応援要請を受けた場合には積極的に協力する。これら災害非常時における協力体制の確立のため、平素の連絡体制を確立する。

2 下水道（農業集落排水施設を含む）

(1) 施設対策

今後新設する施設については、国による暫定指針及び「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」及び「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、かつ地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じる。

ア 管渠施設の対策

下水道管理者は、流下機能を確保することができないと予測される管渠から順次補強する。また、新たに下水管渠を敷設する場合には、基礎、地盤条件等、総合的な見地から検討し計画するが、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、人孔と管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。なお、液状化のおそれのある地盤に敷設する場合には、地盤改良等の対策を実施する。

イ ポンプ場、終末処理場施設の対策

下水道管理者は、最低限の下水処理機能を確保できないと予測される施設から順次補強する。なお、液状化のおそれのある地盤に築造する場合には、構造物だけでなく、埋設配管の基礎についても地盤改良等の対策を実施する。

また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(2) 復旧活動に備えた体制整備

下水道施設の被災時における復旧作業を円滑に実施するため、「愛知県下水道事業における災害時支援に関する要領」に基づく緊急連絡体制の確立、復旧用資機材の確保及び復旧体制の確立を図る。

なお、大規模災害の場合には復旧要員、可搬式排水ポンプその他復旧用資機材の不足が予想されるため、相互支援体制について国による「下水道事業における災害時支援に関するルール」を参考に、国により作成された9県1市による「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール」に基づくとともに、「農業集落排水施設災害対策応援に関する協定」に基づき一般社団法人地域環境センターに応援を要請する。

また、発災後においても下水道施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

3 通信施設

(1) 専用通信対策

非常時における通信機能の強化及び確保のため、防災行政無線のデジタル化、施設の耐震性の強化、伝送路の強化、装置・機材の充実及び定期点検、防災訓練の実施を推進する。

また、直下型地震のような激甚災害にも効果的な、地震に強いMCA無線通信システムを活用した移動通信網を活用する。

(2) 各種通信対策

迅速かつ円滑な応急対策活動を行うため、防災相互通信用無線局の整備並びに携帯電話の有効活用について検討を進める。

また、各種通信施設を活用した複数の通信手段を構築し、通信回線相互の適切な補完を図り、平常時より無線設備の総点検を定期的実施する。

4 農地及び農業用施設

(1) 排水機、樋門、水路等の整備

新たに整備する施設については、地盤の強度や機器等の強度・設置場所・防水性等を考慮した設計とするとともに、老朽化施設の整備を推進する。

(2) ため池の防災点検

定期的な防災点検に努め、安全性の確保に努める。

また、防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成支援などを行い、適切な情報提供を図るものとする。

資料 防災重点農業用ため池（資料編 第2.5）

(3) 激甚な大規模災害に備えた対策

農業用施設の耐震性を一層向上させるよう努力する。

第4節 文化財の保護【防災安全課／文化スポーツ課】

1 教育委員会及び町における措置

地震災害及び火災等について、文化財保護のため文化財の修理と防災施設の整備促進を図る。

(1) 防災思想の普及

文化財に対する住民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。

(2) 管理者に対する指導・助言

管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護について指導、助言を行う。

(3) 連絡・協力体制の確立

災害が発生した場合に備え、管理者等は、町及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。

(4) 適切な修理の実施

適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。

(5) 防火・消防施設等の設置

自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置を促進する。

(6) 文化財及び周辺環境の整備

文化財及び周辺環境の整備を常に実施する。

2 平常時からの対策

(1) 県は国指定、県指定文化財の所有者ごとに「文化財レスキュー台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。

なお、文化財レスキュー台帳の内容は次のとおりとする。

ア 所有者名・所在地・連絡先・所轄消防署名・変更履歴・所有者住所

イ 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、構造形式、時代、年代、代表者氏名、座標、解説、備考、記号及び番号、指定解除年月日、解除理由、その他）

ウ 防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、所有者の緊急連絡先、所有者以外の緊急連絡先、被災歴、無人時の警備方法、消火方法他特別な設備等、その他）

エ 所在地内の地図・周辺地図・広域地図・写真

(2) 県は文化財レスキュー台帳を市町村等とクラウド上で共有し、大規模災害時に備える。

(3) 所有者（管理者）に対する防災知識の普及を図るために「文化財の防災の手引き」等を活用し、その管理・保護対策について指導・助言をする。

(4) 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。

(5) 県が委嘱した文化財保護指導員に、文化財に関する定期的な点検結果の報告を受けるとともに、町指定文化財パトロールを実施して防災点検を実施する。

3 重要文化財の耐震対策

平成30年8月9日付け文化庁文化財部参事官（建造物担当）の事務連絡「重要文化財（建造物）の耐震対策について」のとおり、下記の耐震対策を実施する。

(1) 耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施

- (2) 対処方針の作成・提出
- (3) 耐震対策推進の周知徹底
- (4) 補助事業における耐震予備診断の必須
- (5) 耐震予備診断実施の徹底
- (6) 県の指導・助言

4 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努める。

5 災害時の対応

災害時には、次の対策を実施する。

- (1) 被害状況の把握と報告
- (2) 事後措置の指示・伝達

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備【防災安全課／こども課／産業振興課／土木課／都市計画課／学校教育課／予防防災課／消防署】

町及び県並びに防災関係機関は、地震防災応急対策又は発災後の災害応急対策を実施する上で必要な次の施設等を整備するものとする。

1 町における措置

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）による「地震対策緊急整備事業計画」及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）による「地震防災緊急事業五箇年計画」が県により作成されることから、これらの計画に基づくとともに、町独自の計画により地震防災上緊急に整備すべき施設等を計画的に整備するものとする。

2 県により作成される地震対策緊急整備事業計画

- (1) 地震防災対策強化地域について、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する計画
- (2) 内容は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第3条第1項に掲げる施設等の整備に関する事項
- (3) 一部の事業については、国の補助率の嵩上げがある。

3 県により作成される地震防災緊急事業五箇年計画

- (1) 都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する五箇年計画
- (2) 計画の対象地域は、愛知県全域
- (3) 計画の内容は、地震防災対策特別措置法第3条第1項に掲げる施設等の整備等
- (4) 一部の事業については、国の補助率の嵩上げがある。

4 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

(1) 消防用施設の整備【予防防災課】

地震災害が発生した場合に延焼防止活動若しくは救助、救護活動等地震災害の防止又は、軽減を図るために必要な消防活動を有効に実施し得るため、耐震性貯水槽、資機材等の設

備事業等の消防用施設の整備を図る。

(2) 緊急輸送道路の整備【土木課】

緊急輸送を確保するため必要な道路の改築事業を、県に対し、要請する。

(3) 避難路確保の整備【土木課／都市計画課】

被災者等の避難、緊急車両通行路の確保を図るため、町は4m未満の道路に接する建築主に避難路の整備に協力していただけるように啓発に努める。

(4) 被災建築物応急危険度判定実施体制の整備【都市計画課】

地震により被災した建築物について、その後の余震等による倒壊の危険性並びに建築物の部分等の落下、あるいは転倒の危険性をできる限り速やかに判定し、二次災害を防止する。

(5) 耐震診断、耐震改修等の補助制度整備【都市計画課】

住宅倒壊から人命を守るため、「幸田町建築物耐震改修促進計画」に基づき木造住宅無料耐震診断、木造住宅耐震改修事業を推進するものとする。

(6) 児童福祉施設の整備【こども課】

地震時における園児等の安全を図るため、老朽化した保育園の改築を実施し、さらに整備を行う。

(7) 公立の小学校・中学校の整備【学校教育課】

地震時における児童生徒等の安全と避難救護活動の拠点を確保するための耐震診断、耐震改修等は、実施済みのため、今後適正な維持管理に努める。

(8) 砂防設備の整備【土木課】

緊急輸送を確保するために必要な道路に係る溪流のうち土砂災害の発生する危険が著しい溪流について、砂防設備の整備を、県に対し要請する。

(9) 治山施設の整備【産業振興課】

避難路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家に係る保安林又は保安施設地区の区域のうち、大規模な地震の発生により土地の崩壊による被害が生ずる恐れが著しい区域について、保安施設の整備を、県に対し要請する。

(10) 急傾斜地崩壊防止施設の整備【土木課】

緊急輸送を確保するために必要な道路又は人家に係る急傾斜地のうち大規模な地震により生ずる崩壊の恐れが特に著しい箇所について、急傾斜地崩壊危険防止施設の整備を、県に対し要請する。

(11) ため池の整備【産業振興課】

避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路又は人家に影響を及ぼす恐れのあるため池で、老朽化及び周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因してぜい弱化し、大規模な地震の発生により決壊その他の事故による災害を生ずる恐れがあるものの整備を、県に対し要請する。

(12) 通信施設の整備【防災安全課／消防署】

地震発生時や南海トラフ地震臨時情報の発表時における各種情報を正確かつ迅速に伝達・収集し、パニックの防止や避難情報の的確な伝達のため、防災行政無線施設の整備を実施する。

(13) 避難場所等の整備【防災安全課】

住居者等の避難の円滑化と避難者に対する延焼火災からの保護を図るため、避難場所及び避難場所標識の整備事業を推進するものとする。

(14) 都市防災事業計画等の推進【都市計画課】

幸田町都市計画マスタープランに基づいて、災害に強い町づくりを推進する。

(15) 災害時支援拠点の整備【所管課】

町等が管理する施設、公園及びグラウンドなどを、災害時における救援部隊（自衛隊、警察、消防等）の活動拠点として活用できるよう整備に努める。

※災害時支援拠点の候補地

坂崎運動場、幸田中央公園、防災広場、とぼね運動場、深溝運動場、道の駅 筆
柿の里・幸田

(16) 整備計画の見直し【所管課】

整備計画は、実施計画等の年次計画として定め、毎年度必要な見直しを行いつつ実施するものとする。

第3章 都市の防災性の向上

都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。

広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、あらかじめオープンスペースの活用方法について調整しておく。

また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用することなどにより地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

第1節 都市計画のマスタープラン等の策定【都市計画課】

1 町における措置

(1) 都市計画のマスタープランの策定

都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、また、小学校区を基本的な単位として、地域の実情に応じた適切な事業や規制・誘導策を効果的に組み合わせた「防災まちづくり」を展開する。特に、広域的な災害が発生した場合に食料や生活必需品等の調達が困難と見込まれる地域にあっては、周辺の町民の規模等に応じた救助物資の緊急調達が可能な施設等の配置に努める。さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。

(2) 防災街区整備方針の策定

地域の実情に基づき、必要に応じて防災街区整備方針を示し、防災再開発促進地区等を定める。

第2節 防災上重要な都市施設の整備【都市計画課／土木課】

1 町における措置

(1) 道路の整備

市街地内の道路は延焼遮断帯などの都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。

このため、特に密集市街地内の道路の計画に当たっては、災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を提供することを考慮した配置及び道路構造を検討する。

(2) 市街地における公園等の整備

主に、市街地の公園緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ、拡充整備を図る。また、施設面で外周部に植栽し緑化を行い、火災の拡大防止及び非常災害時の避難場所、被災者の避難場所として、災害の防止並びに復旧に対処する。

ア 防災対策に資する公園緑地等の配置計画

町が策定する「緑の基本計画」の中で、防災帯、避難場所、応急仮設住宅用地の確保等、

防災機能上より効果的となる公園緑地・空地の配置計画を進める。

イ 特別緑地保全地区等の指定

市街地内に残された緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯又は避難場所等として有効に機能するため、良好な自然的環境を有する緑地は、特別緑地保全地区や緑地地区に指定し、積極的に保全する。

ウ 都市公園の整備

都市公園は、過去の例が示すように災害時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。

第3節 建築物の不燃化の促進【都市計画課／予防防災課】

1 町における措置

(1) 防火・準防火地域の指定

町は、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を防除するため、土地利用の実情を踏まえ、防火地域、準防火地域の指定を行い、市街地全体としての防災性能の向上を図る。

(2) 建築物の不燃対策

建築物自体の耐火・防火対策について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。

特に大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなる恐れのある建築物は、防火上・避難上の各種の措置の徹底を図っていくものとする。

(建築基準法の防火規制)

ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物は、階数が3以上であるものあるいは規模に応じて、また、一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。

イ 不特定多数の使用に供する特殊建築物、階数が3以上である建築物、無窓建築物、延べ面積が1,000㎡を超える建築物は、避難階段を設けるなど、避難上・消火上支障がないようにする。

ウ イに掲げる建築物、火器使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないものとする。

第4節 市街地の面的な整備・改善【都市計画課／区画整理課】

1 町、土地区画整理組合等における措置

(1) 市街地開発事業等の推進

土地区画整理事業や市街地再開発事業を始めとする、市街地を面的に整備・改善する事業は、道路・公園等の公共施設が整備されるとともに建築物の不燃化が促進され、延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性の向上に資するものである。

特に老朽化した木造建築物が密集し、都市基盤施設が不足する地区は、地震等が発生した場合に大きな被害が予想されるため、土地区画整理事業などの面的整備事業を促進する。

防災街区の整備のみでは都市防災対策は十分目的が達せられないので、その他の防災対策と関連させた総合的な防災計画を樹立し、都市計画との関連に配慮する。

第4章 中山間地域等における孤立対策

脆弱な地質構造の山間部においては、地震動により土砂災害が発生し、それに伴う交通の寸断や情報通信の途絶により、孤立する集落の発生が想定される。

孤立する恐れのある集落の実態を把握し、通信の確保、救助活動体制の整備などの事前対策を推進するとともに、集落における孤立時の自立性・持続性の強化を推進する。

第1節 孤立危険地域の把握【防災安全課】

1 町における措置

中山間地域の集落のうち、道路交通による外部からのアクセスが困難となり、町民生活が困難若しくは不可能となる恐れのある孤立危険地域をあらかじめ把握しておく。

第2節 孤立への備え【防災安全課】

1 町における措置

(1) 孤立集落と外部との通信の確保

ア 通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用電源の燃料の確保を図る。また、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。

イ 集落と町間の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線等地域の実情に応じて適切な通信手段の確保に努める。

ウ 幸田町災害対策本部機能や通信機能を維持するために、幸田町災害対策本部や避難所等の防災関連施設における耐震性を確保する。不十分な場合は、暫定的な代替候補地を確保する。

(2) 物資供給、救助活動体制の整備

ア 集落が長期間孤立した場合には医薬品等の不足も懸念されることから、孤立時に供給すべき医薬品等をあらかじめリストアップし、供給体制について検討する。

イ ヘリコプター離着陸適地をヘリコプターの大小も考慮して、選定・確保するとともに、幸田町地域防災計画において明示するよう努める。また、生地着陸の可能な箇所（田畑、農・林道等）もリストアップしておく。

ウ 孤立する恐れのある集落へのヘリポートやヘリコプターの夜間離着陸設備の整備のほか、バイク等地域の実情に応じた物資供給等に係る手段の確保に努める。

(3) 孤立に強い集落づくり

ア 孤立の可能性に応じて、水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄に努める。この際、公的な備蓄のみならず、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄の促進を図る。

イ 集落の人口に応じて避難施設を確保・整備するとともに、その耐震性を確保する。また、必要に応じて、土砂災害対策や基礎地盤の補強を実施する。

(4) 孤立危険地域等の広報・啓発

町民に対して、孤立の可能性、孤立時の対応及び安否情報の発信等、災害が発生した場合の対応について、防災マップやパンフレット作成などにより、平常時からの広報・啓発に努める。

第5章 液状化対策・土砂災害等の予防

土地は住民の生活、生産活動の基盤であり、土地利用に当たっては自然条件や土地の形質を十分に把握し、地盤災害の防止に留意して進めなければならない。特に、地震災害の予防的見地から、造成地、埋立地、軟弱地盤及び活断層等を十分考慮の上、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を行う必要がある。さらに、土砂災害警戒区域等については、地震及びその後の豪雨による二次災害の恐れがあることから、これらの地域を的確に把握し、情報を提供するとともに、必要な防災対策を積極的に実施していく。

また、液状化（クイック・サンド現象）危険地域においては、支持杭の使用を奨励するなど建築物の耐震性を強化することが重要である。

第1節 土地利用の適正誘導【防災安全課／土木課／都市計画課／区画整理課】

1 町における措置

液状化による被害や土砂災害等の予防対策は、基本的に幸田町総合計画の基本理念を踏まえ、土地利用計画さらには都市計画法をはじめとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。特に今後計画される土地区画整理事業、住宅団地開発や工業団地開発等の公共及び民間による開発において、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を徹底する。

地盤地質をはじめ自然条件の実態を把握する自然環境に関するアセスメントを実施することにより、地震に伴う地盤に係る災害の予防を検討する必要がある。とくに、町では、山地・丘陵部に深層風化を受けた風化層がかなり広範に分布していることが、地震対策基礎調査から明らかとなった。こうした風化層は集中豪雨などで表層タイプの崩壊を引き起こしやすいと言われており、町固有の地盤特性として注意しておく必要がある。

また、河川流域の土地利用を一体的に計画管理する流域管理システムの開発なども進める必要がある。このほか地盤災害の発生すると思われる地域の町民へは、正しい防災及び避難等の知識の普及に努め周知徹底を図る必要がある。

第2節 液状化対策の推進【防災安全課／都市計画課】

1 町における措置

液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が大きく異なるため、個々の地盤に対応した適切な対策工法が必要である。そこで、液状化の可能性のある地域については、町民並びに建築物の施工主等にその危険性を正確に伝えるとともに、対策工法の実施を促進する。そのため、建築士の団体などを通じて、地震に強い建物の建設を促していく。

また、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成し、公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

第3節 土砂災害の防止【防災安全課／土木課】

1 町における措置

荒廃した山地、溪流からの土石流、土砂流出、急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命、財産を守るため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり対策事業を推進す

る。また、人命保護の立場から土砂災害警戒区域の周知、土砂災害警戒区域等の指定、警戒避難体制の確立、防災意識の普及等の総合的な土砂災害対策を推進する。

(1) 砂防事業

山地の荒廃による流下土砂抑止のためのダム工、又は浸食による土砂流出防止の溪流工事を行い災害の未然防止を図る。また、丘陵地の開発に伴う砂防指定地域内の行為に対する管理の強化及び各種砂防事業を地域の開発に対応して推進する。

(2) 急傾斜地崩壊対策事業

がけ崩れ災害に対処するため、がけの高さ5m以上、勾配30度以上、人家1戸以上の箇所は積極的に「急傾斜地崩壊危険区域」に指定して警戒避難体制を整備するとともに、その土地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められるものについて、危険度の高いものから順次急傾斜地の崩壊を防止する法面是正、安定施設又は排水施設の整備を実施する。

(3) 総合土砂災害対策

土砂流、がけ崩れ災害等の頻発に鑑み、人命保護の立場から、土砂災害警戒区域の周知、警戒避難体制の確立、住宅移転の促進、情報の収集・伝達、防災意識の普及等を含めた総合的な土砂災害対策を実施し、災害の防止・被害の軽減に努める。

資料 ア 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（資料編 第2.2）

イ 土石流危険溪流（資料編 第2.3）

ウ 急傾斜地崩壊危険箇所（資料編 第2.4）

(4) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備

ア 幸田町防災会議は、土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区に関する資料を本計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。

イ 土砂災害警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。

(7) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項（(イ)に掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等）

(8) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(9) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

(10) 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

(11) 救助に関する事項

(12) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

ウ 町は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難指示の発令基準を設定する。

(5) ハザードマップの作成及び周知

町長はハザードマップを作成し、作成に当たっては土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努めるものとする。

また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

なお、ハザードマップを町民等に周知するに当たっては、Web サイトに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知するよう努める。

(6) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等

幸田町地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練が実施できるよう県の関係局と連携して支援するよう努める。

なお、要配慮者利用施設を新たに幸田町地域防災計画に位置付ける際には、施設管理者等に対して土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図るよう努めるものとする。

第4節 被災宅地危険度判定の体制整備【防災安全課／都市計画課】

1 被災宅地危険度判定士の養成・登録

県は、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された震後対策部会被災宅地危険度判定分科会により、土木・建築技術者等を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努めており、町はこれに協力するものとする。

2 相互支援体制の整備

町は、県と協力し、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

地震災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。

第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備【企画政策課／防災安全課／環境課／水道課／土木課／都市計画課／庶務課／予防防災課／消防署】

1 町及び防災関係機関における措置【防災安全課／消防署】

(1) 防災施設等の整備

地震・津波災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努めるものとする。

(2) 公的機関の業務継続性の確保

ア 町及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

イ 町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

- (ア) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (イ) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (ロ) 電気・水・食料等の確保
- (ハ) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (ニ) 重要な行政データのバックアップ
- (ホ) 非常時優先業務の整理

(3) 応急活動のためのマニュアルの作成等

町及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、町は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における役割について、防災安全課と企画政策課が連携し明確化しておくよう努める。

(4) 人材の育成等

町は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高め

るため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。

このほか、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、町及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

町は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(5) 防災中枢機能の充実

町及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムの活用や電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

また、町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(6) 防災関係機関相互の連携

ア 町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

イ 町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

ウ 町は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

2 消防機関（町）における措置【消防署】

消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備により、有事の際の即応体制の確立を期する。

特に、特殊火災（危険物施設、高層ビルの火災）に対処するため、消防特殊車両、特殊資機材及び消火栓断水時を考慮し、プール・ため池等からの取水施設の整備を図る。

3 情報の収集・連絡体制の整備等【防災安全課／消防署】

防災に関する情報の収集、伝達又は災害応急対策に必要な指揮命令の伝達報告等を迅速確実に実施するため、有線・無線の通信施設は特に充実を図り、適切な対応が可能となるよう常に整備を図る。

県、町及び防災関係機関をオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。

また、県及び町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

(1) 情報の収集・連絡体制

町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

(2) 通信手段の確保

ア 通信施設の防災構造化等

町及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

イ 通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（風水害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。

(3) 同報系防災行政無線

役場閉庁時においても J-ALERT の緊急情報を伝達できるよう、自動起動の機能についても整備した。

(4) 移動系防災行政無線

災害時に複数での会話を可能とし、災害時の被災状況や避難所、防災拠点ライフライン機関及び医療関係機関等との連絡網を整備する。また、東海4県から幸田町役場の通信を可能とするとともに、町が支援を受ける際は支援者に無線機を貸与することで、幸田町災害対策本部と情報及び活動状況を共有できるものとする。

(5) 庁舎内放送

災害時等における防災拠点となる役場庁舎において、在庁者の生命・身体の安全確保及び役場機能の保全のため、J-ALERT の緊急情報を放送する設備を整備した。

(6) 被災者等への情報伝達

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

資料 通信施設・設備等（資料編 第2.6）

4 救助・救急に係る施設・設備等【消防署】

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用出来るよう整備改善並びに点検する。

また、県及び町は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

資料 (1) 生活必需品の備蓄 (資料編 第 3.2.(1))

(2) 町有自動車 (資料編 第 5.1)

(3) 舟艇 (資料編 第 5.2)

5 道路等の復旧等に係る施設・設備等【土木課】

災害のため被災した道路や港湾等の損壊の復旧等に必要な土木機械等を整備、点検し、その他必要なものについては町内建設事業者との連携を図る。

また、特に防災活動上必要な公共施設等及び指定緊急避難場所に指定されている施設の防災点検を定期的に実施するとともに、あらかじめ輸送ルートの確保計画を検討する。

資料 (1) 指定避難所 (資料編 第 2.9.(1))

(2) 建設機械の保有及び調達 (資料編 第 4)

6 広域化の推進、救急業務実施体制の整備及び防災担当者の教育訓練の実施【防災安全課／庶務課／消防署】

(1) 大地震に対処するには、防災資機材の整備だけでなく、広域化を推進するとともに、救急業務実施体制の整備を図ることが必要である。

(2) それと同時に地震災害に対処すべき防災関係者には、地震に関する深い知識と地震災害を防御するための防災資機材を自由に駆使し得る知識、技能の習得が必要である。

7 非常用水源の確保【水道課】

震災時における応急給水用の水源について、平常時からあらかじめ選定しておく必要があるが、非常用水源の確保につき留意しておかなければならない事項は、次のとおりである。

(1) 給水対象及び給水量

非常用水源の規模決定にあたっては、次表を参考にして給水の対象人口とその単位給水量をつかんでおく。

地震発生からの日数	目標水量(ℓ/人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法
発生～3日	3	おおむね 1km 以内	給水タンク、給水タンク車
4日～10日	20	おおむね 250m 以内	配水幹線等からの共同給水栓
11日～21日	100	おおむね 100m 以内	同上
22日～28日	被災前給水量(約 250)	おおむね 10m 以内	仮配管からの各給水共用栓

(2) 非常用水源の確保

ア 飲料水の水源は、浄水（配水池等）を原則として確保し、不足する場合は自家用井戸の転用・学校プール、町民プール、大井池の水をろ過滅菌して供給する。

イ 大規模災害が発生した場合の非常用水源として、学校プール、町民プール、大井池を利用し、飲料水等で清浄な水が必要とされる場合は、ろ水機等で浄化して応急給水するとともに、あらかじめ公的機関による水質検査を受ける。

8 物資の備蓄、調達供給体制の確保【防災安全課／予防防災課】

- (1) 町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

- (2) 町は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間以上分の食料を備蓄しておくよう啓発する。
- (3) 町は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

9 応急仮設住宅の設置に係る事前対策【都市計画課】

町は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、土砂災害の危険性に配慮する。

10 災害廃棄物処理に係る事前対策【環境課】

- (1) 幸田町災害廃棄物処理計画の策定

町は、災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定：環境省）に基づき、幸田町災害廃棄物処理計画を平成29年3月に策定した。本計画に則り、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等に取組むものとする。

- (2) 広域連携、民間連携の促進

町は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平常時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図るものとする。

また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、町の環境課、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図

り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

11 罹災証明書の発行体制の整備【企画政策課】

- (1) 町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- (2) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第7章 避難行動の促進対策

災害が発生又は発生することが予想される場合、町民等が速やかに安全な場所へ避難することは、被害を最小限に留める上で重要である。また、激甚な災害時には、人的・物的被害が多発することにより迅速な避難が行えない場合や、避難生活が長期化する事態も予想される。

町は、あらかじめ指定緊急避難場所や指定避難所の指定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、町民の安全の確保に努めるものとする。

避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。

防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

また、災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図るものとする。

第1節 警報や避難情報の情報伝達体制の整備【防災安全課】

1 町における措置

町は、さまざまな環境下にある町民等に対して警報等が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

第2節 指定緊急避難場所及び避難路の指定等【防災安全課】

1 町における措置

町は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における町民の安全な避難先を確保する。なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定した指定緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

(1) 広域避難場所

町長は、町民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保する。なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。

ア 広域避難場所は、公園、緑地、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等が適当と考えら

れる。

- イ 広域避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、概ね2㎡以上とする。
- ウ 広域避難場所は、要避難場所区域のすべての町民（昼間人口も考慮する）が避難できるように配置する。
- エ 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していただなければならない。
- オ 広域避難場所は、大規模ながけ崩れや浸水などの危険のないところ及び付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。
- カ 広域避難場所は、大火幅射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れているところとする。
- キ 地区分けをする場合においては、区単位を原則とするが主要道路、鉄道、河川等を境界とし、町民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

なお、標識の規格様式は、資料編第2.9.(2)のとおりである。

【広域避難場所】

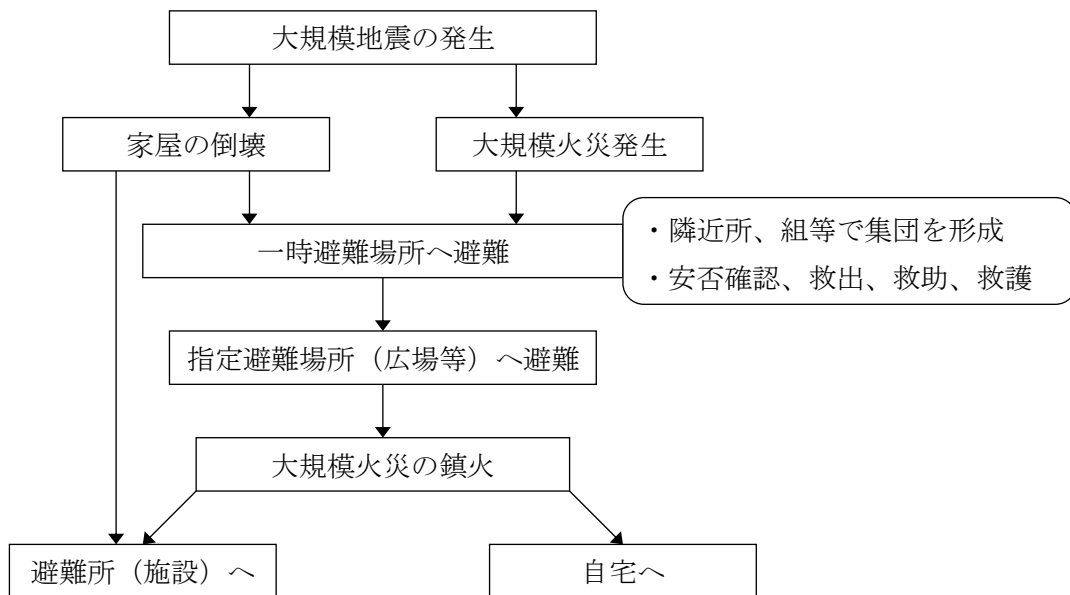
・坂崎運動場	・坂崎小学校運動場	・町民会館駐車場
・幸田小学校運動場	・幸田高等学校運動場	・北部中学校運動場
・幸田中央公園	・幸田中学校運動場	・中央小学校運動場
・幸田文化公園	・荻谷小学校運動場	・南部中学校運動場
・深溝小学校運動場	・豊坂小学校運動場	

※地震災害時の一次避難場所を兼ねる。

(2) 一時避難場所

町は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等を一時避難場所として選定し、確保する。

避難の体系図



(3) 避難路の選定

市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から町民への周知徹底に努める。

ア 避難道路は概ね8m~10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。

イ 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。

ウ 避難道路は、相互に交差しないこと。

エ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

(4) 広域避難場所及び周辺道路の交通規制

地震時における混乱を防止し避難を容易にするため、広域避難場所及びその周辺道路における交通規制を、県警察に対し、次の通り要請する。

ア 広域避難場所内にある道路は、駐車規制をする。

イ 広域避難場所周辺の幅員3.5m以上の道路は避難場所200m以内を駐車規制する。

ウ 広域避難場所周辺の幅員3.5m未満の道路は原則として車両通行禁止とする。

エ 上記以外の道路については、広域避難場所から流出方向への一方通行、指定方向外進行禁止及び歩行者用道路等により車両の通行を抑制する。

第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成【防災安全課】

1 町における措置

(1) マニュアルの作成

町は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

ア 地震災害事象の特性に留意すること

イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること

気象予警報及び気象情報

ウ 「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)を参考にすること

(2) 判断基準の設定に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県(水防、砂防所管)や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。

(3) 判断のための助言を求めるための事前準備

町は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第4節 避難誘導等に係る計画の策定【防災安全課】

1 町及び防災上重要な施設の管理者における措置

(1) 町の避難計画の作成

災害の発生に備えて、原則として次の事項を定めた避難計画を作成する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

ア 避難の指示を行う基準及び伝達方法

イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法

エ 緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救済措置に関する事項

(7) 給水措置

(4) 給食措置

(9) 毛布、寝具等の支給

(2) 衣料、日用必需品の支給

(4) 負傷者に対する応急救護

オ 緊急避難場所、避難所の管理に関する事項

(7) 緊急避難場所、避難所の秩序維持

(4) 避難者に対する災害情報の伝達

(9) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

(2) 避難者に対する各種相談業務

(4) 自主防災組織やボランティア等を主体とした避難所の管理・運営

カ 災害時における広報

(7) 防災行政無線による周知

(4) 広報車による周知

(9) 避難誘導員による現地広報

(2) 町民組織を通じた広報

(2) 防災上重要な施設の避難計画

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、計画の周知徹底、訓練の実施を推進する。

ア 学校は、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法を定める。

イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、緊急避難場所及び避難所等の選定並びに保健・衛生、給食等の実施方法について定める。

ウ 病院で患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

2 避難行動要支援者の避難対策

第8章 第2節 要配慮者支援対策 (3) 避難行動要支援者対策 参照

第5節 避難に関する意識啓発【企画政策課／防災安全課】

1 町及び県における措置

町及び県は、町民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。

また、緊急避難場所、避難所、災害危険地域等を示した防災マップ等を配布するとともに、町のWebサイトにおいても同様の情報を公開するなどして広報活動を実施する。

町は、大規模災害発生時の一斉帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を積極的に広報する。

また、平素から「広報こうた」、「防災行政無線」、「緊急メール」等により広報活動を実施する。

(1) 緊急避難場所等の広報

次の事項につき、町民に対する周知徹底に努める。

- ア 緊急避難場所、避難所の名称
- イ 緊急避難場所、避難所の所在位置
- ウ 緊急避難場所等の区分け
- エ 緊急避難場所、避難所への経路
- オ 緊急避難場所、避難所の区分
- カ その他必要な事項

(7) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が異なること

(1) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること

(2) 避難のための知識の普及

次の事項につき、平素より町民に対して、普及のための措置をとる。

- ア 平常時における避難のための知識
- イ 避難時における知識

(7) 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。

(1) 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があること）

- ウ 緊急避難場所、避難所滞在中の心得

(3) その他

- ア 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。

- イ 町は、指定避難場所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際には、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。また、設置にあたっては、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考にするものとする。
- ウ 町及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

近年の急速な高齢化や国際化、ライフスタイルの変化等に伴い、災害発生時には要配慮者が犠牲になるケースが多くなっている。そのため、災害から要配慮者を守るための安全対策を一層充実する。

特に、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、町民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。

社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、町、住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。

令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

町は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

また、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、関係者による要配慮者支援対策会議等を開催し、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。

第1節 避難所の指定・整備【防災安全課】

1 町における措置

(1) 避難所等の整備

想定地震に基づき推計された被災者数の最大値（約5,300人）を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制の下に避難所等施設の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて字界や行政界を越えての避難を考慮して整備していく。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定

町は、避難所が被災した町民が一定期間滞在する場であることを鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の町民に身近な公共施設等を法施行令に定める基準に従って指定するものとする。

また、町は、必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障がい者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮する

よう努めるものとする。

指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

指定避難所の指定に際しては、次のような条件を考慮して検討する。

ア 町民にとって身近な施設であること。

イ 二次災害などの危険性がないこと。

ウ 建物自体の安全性が確保されていること。

エ 主要道路等との緊急搬出用災害アクセスが確保されると想定されること。

オ 環境衛生上問題のないこと。

上記の条件に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

なお、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点、自衛隊の災害支援受入れ施設などの災害対策に必要な施設は、指定避難所としては使用しないよう配慮する。

また、状況によっては、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。

町は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

(3) 避難所の種別（避難所として適当な施設）

避難所として適当な施設は、公・私立学校、保育園、公民館等である。なお、必要に応じて、字界、行政界を越えての避難も考慮する。

(4) 避難所の選定

事前に指定された避難所の中から、災害の状況に応じて避難所を選定する。選定に当たっては次の条件を考慮して幸田町災害対策本部が定める。

ア 避難所は災害に対し安全な建物で、給水、給食施設を有するもの又は給水、給食施設を急造し得るもの、及び比較的容易に搬送給水、給食し得る条件にあり得るものの中から選定する。

イ 選定に当たっては、耐震性、耐火性に優れた建築物を優先して選定する。適当な施設が不足する場合には、簡易幕舎（テント等）を設置できる広場を選定することもできる。

ウ 周囲に崖崩れ、地割れ、崩壊等が予想されない地形で、かつ多量の可燃物資、危険物の貯蔵がない所を選定する。

エ 危険地区と避難所の距離が比較的近く、そこまでの経路も安全と認められる所を選定する。

オ 常時定住する人も少なく、公共性があり、管理もしやすい所を選定する。

(5) 基幹的避難所の設置

町内における被害が甚大で、多数の避難所の開設が必要な場合には、幸田町災害対策本部との緊密な関係を保ち、幸田町災害対策本部からの情報伝達、物資輸送を一次的に担う基幹的避難所を位置付ける。ここを拠点としてその他の避難所への情報伝達、物資輸送等を行う。

ア 町全体が被災した場合

地形条件等を考慮して基幹的避難所を設ける。基本的に3つの中学校と6つの小学校、1つの高等学校を基幹的避難所候補として位置付ける。

イ 町内の特定地域が被災した場合

被災状況から適切と認められた避難所を指定する。

(6) 避難所における必要面積の確保

避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースも確保する。

《一人当たりの必要占有面積》

1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

※介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。

また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

《新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積》

一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画(一家族)の距離は1~2m以上空ける

(※人数に応じて区画の広さは調整する。)

(7) 避難所が備えるべき設備

避難所には内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、停電時の電源を確保するために、太陽光発電や蓄電池、個別供給できる分散型エネルギー(LPガス)などの設備を各避難所に整備していくよう努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努める。あわせて、避難した町民の生活を確保するため、最低限必要な資機材等の整備、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫の整備並びに非常用食料の備蓄を行う。

ア 情報受発信手段の整備 : 防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等

イ 運営事務機能の整備 : コピー機、パソコン等

ウ バックアップ設備の整備 : 投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

エ 避難所の破損等への備え : 避難用テントの備蓄等

(8) 避難所の表示

避難所となる施設をあらかじめ町民に徹底するため、広報伝達するとともに所要の箇所

に標識を設ける。

なお、標識の規格様式は、資料編第 2.9.(2)とおりである。

(9) 避難所の運営体制の整備

ア 「幸田町避難所運営マニュアル」などを活用し、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに避難所運営体制の整備を図るものとする。

イ 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する町民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる町民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

エ 町は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。

オ 町は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災安全課、健康課及び学校教育課が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

キ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(10) 資料

指定避難所（資料編 第 2.9.(1)）

第 2 節 要配慮者支援対策【企画政策課／防災安全課／福祉課／健康課】

1 県、町及び社会福祉施設等管理者における措置

(1) 社会福祉施設等における対策

社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、町、町民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。

ア 組織体制の整備

要配慮者を入所させる社会福祉施設等では、関係団体等と協力して自衛防災組織等を整備し、非常時の組織体制の整備を行う。町はこれに積極的に協力・支援する。社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、町、町民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。

イ 施設の耐震対策の強化促進

施設等管理者は、施設全体の耐震対策の強化を図るよう努める。

ウ 緊急連絡体制の整備

町及び施設等管理者は、地震災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。

エ 防災教育・防災訓練の実施

町及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

オ 防災備品等の整備

町及び要配慮者を入所させる社会福祉施設等では、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図る。

カ 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 在宅の要配慮者対策

ア 緊急警報システム等の整備

災害時において、在宅の要配慮者の安否確認を行う体制を確立する。また、安否確認が迅速に行われるよう、要配慮者マップやデータベースの整備に努め、これらの情報を活用できる安否確認体制を確立する。

また、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。

イ 応援協力体制の整備

町は、被災時の要配慮者の安全と入所施設等の確保を図るため、町民や医療機関、社会福祉施設、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努める。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

町は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練を実施する。

(3) 避難行動要支援者対策

ア 避難支援者の全体的な考え方

町は、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、以下の内容で作成する。また、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める。さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、幸田町地域防災計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。

イ 避難行動要支援者名簿の整備等

(7) 要配慮者の把握

町は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障がい者、外国人等の情報を把握する。

なお、障がい児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。

(i) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、要配慮者の中から、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、町内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。その際、設定した要件からあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できるものとする。

- a 65歳以上ひとり暮らし高齢者、65歳以上の方で構成される高齢者のみの世帯
- b 要介護3以上の認定者で在宅者
- c 在宅で第1種身体障がい者、第1種知的障がい者、戦傷病者手帳所有者
- d 精神障がい者、難病患者で一定の支援が必要な者
- e 上記に準ずるもので支援を希望する者

(ii) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有する。

(iii) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、消防機関、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他避難行動要支援者名簿に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、情報提供の範囲を定める。ただし、名簿情報を提供することについて当該名簿情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。

併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置を講じる。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、町は、町の条例の定めにより、または、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

避難行動要支援者名簿に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲は、次のとおりである。

- a 平時から名簿情報の提供を受けて支援活動を行う者
 - (a) 自主防災組織・行政区
 - (b) 民生委員・児童委員

b 災害時名簿提供を受けて支援活動を行う者

上記 a に加え、社会福祉協議会、消防機関、警察機関、自衛隊その他公的な機関から派遣されて救助活動を行う者。

ウ 個別避難計画の作成等

(7) 個別避難計画の作成

町は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。

(8) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

町は、消防機関、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、情報提供の範囲を定める。

併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について幸田町地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用を支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。

また、町は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

(9) 個別避難計画と地区防災計画の整合

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

エ 町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

2 外国人等に対する防災対策

県、町及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人の住民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

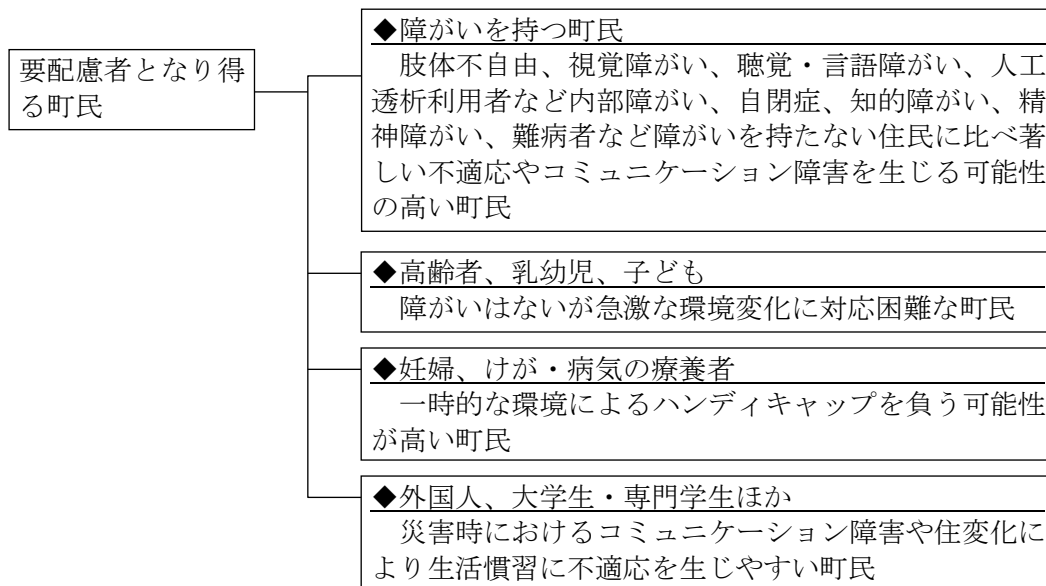
(1) 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

- (2) 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で取り組む災害時の体制整備に努める。
- (3) 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。
- (4) 防災教育・防災訓練を実施する。
- (5) 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。

3 避難行動要支援者の避難誘導等

避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、町民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。

別図1 災害時に「要配慮者」となり得る町民



(資料：全日本自治団体労働組合、1995)

第3節 帰宅困難者対策【防災安全課】

1 町における措置

町は、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

- (1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報
 - 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。
- (2) 事業者による物資の備蓄等の促進
 - 企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。
- (3) 一時的に滞在する場所として利用する施設の確保

町は、旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設を、公共施設や民間施設を活用し、必要に応じて確保しておく等の対策を行うものとする。

2 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第9章 火災予防・危険性物質の防災対策

町及び県は消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努めるとともに、危険物施設の自主保安体制充実強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。

第1節 火災予防対策に関する指導【予防防災課】

1 町における措置

市街地の拡大、建築物の高層化及び多様化、危険物需要の拡大等により、大規模火災の発生及びこれに伴う多大な人的、物的被害が生じることが予想されるため、火災予防指導の徹底、消防力の強化、防衛計画の推進等に努める。

(1) 火災予防対策に関する指導

ア 火災予防の徹底

(7) 一般家庭に対する指導

消防団、女性消防クラブ、地域の自主防災組織等を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器及び消火器具の普及徹底を図るとともに、これら器具等の扱い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ地震時における初期消火活動の徹底を図るものとする。

(4) 防火対象物の防火体制の推進

多数の者が利用する防火対象物については、火災が発生した場合の危険が大きい。このため消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を行って、当該対象物における防火・防災体制の推進を図るものとする。

(7) 立入検査の強化

消防法に規定する立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該地域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を行うものとする。

(4) 危険物等の保安確保の指導

消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱作業従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これら施設等について必要の都度、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。

なお、火災予防条例に規定されている少量危険物、指定可燃物等の管理及び取扱いについても、所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(4) 震災時の出火防止対策の推進

町は、地震時における電気に起因する火災を防止するため、電力会社等と共に、感震ブレーカー等の普及や、自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を図るものとする。

イ 建築同意制度の活用

建築物の新築・増築計画の段階で、防火の観点からその安全性を確保できるよう消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を図る。

第2節 消防力の整備強化【庶務課／消防署】

1 町における措置

(1) 消防力の整備強化

「消防力の整備指針」に適合する消防組織の拡充強化及び消防団員の確保に努めるとともに、広域消防体制及び指令業務の共同運用の整備を図る。

(2) 消防施設等の整備強化

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設及び火災通報施設等の整備に努めるとともに、年次計画をたててその強化を図る。

特に、災害時の初期消火活動を容易にするため、耐震性貯水槽、プール、ため池等からの取水施設、可搬式動力ポンプの整備を進める。

また、消防本部・消防署・消防団の現場活動の強化、通信指令システムとして火災・救急・救助へ出動する車両には、車両運用管理装置の導入を図り、出動隊の効率的な活動を図るものとする。

さらに、消防団員の安全・衛生面などを考慮して分団詰所の建替え整備、消防団車両を順次更新し、資機材の軽量化、省力化、自動化を図るものとする。

第10章 広域応援・受援体制の整備

大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動が実施できるよう、各種の広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努める。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結を今後も継続していく。

第1節 応援協力体制の整備【防災安全課／土木課／予防防災課／福祉課／監査委員事務局】

1 町における措置

(1) 応援要請手続きの整備

町は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。

(2) 応援協定の締結等

ア 相互応援協定の締結

町は、法第49条の2に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。

イ 技術職員の確保

町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

ウ 民間団体等との協定の締結等

町は、法第49条の3に基づき、民間団体等の協力を得るため、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。

また、相互支援体制や連携体制の整備にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

(3) 受援体制の整備

町は、大規模な災害が発生し国等からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする広域応援部隊の人員・資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点及び受援体制について、関係機関と調整の上、確保、整備に努めるものとする。

町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、

活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(4) 広域消防相互応援協定

愛知県内広域消防相互応援協定、西三河地区消防相互応援協定、蒲州市・幸田町消防相互応援協定に基づく消防応援活動が、迅速かつ確に実施できるよう努めるものとする。

(5) 災害ボランティア等との応援協定

災害応急対策及び復旧活動の支援要請先として、日本災害医療支援機構（JVMAT）をはじめとする特定非営利活動法人（NPO）や各種防災ボランティア団体との応援協定の締結に向けた検討を行う。

2 防災関係機関における措置

防災関係機関は、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、法第49条の2及び第49条の3の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。

第2節 緊急消防援助隊による協力体制の整備【消防署】

大規模災害の発生時に消防庁長官の判断に基づき、人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上に努めるものとする。

特に、南海トラフ地震等における国全体の運用方針等や最大震度に応じた迅速出動により、地震発生直後から県内への応援出動が行われることを考慮して、受援体制を早急に整えるための準備に努めるものとする。

県外で大規模災害が発生した場合は、「緊急消防援助隊運用要綱」に基づき、愛知県隊応援等実施計画に沿って、登録部隊を被災地へ出動させるものとする。

なお、町が被災した場合は、幸田町緊急消防援助隊受援計画に基づき、応援部隊を受け入れるものとする。

第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備【防災安全課／学校教育課／文化スポーツ課】

1 町における措置

(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

町は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、県及び市町村は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

(2) 訓練・検証等

町は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、県及び他の市町村と連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、町、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

る。

第4節 防災活動拠点の確保等

1 町における措置

町は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

また、国（国土交通省）、県及び町は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

第11章 防災訓練及び防災意識の向上

被害を最小限に食い止めるには、防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民の一人一人が日ごろから地震災害についての認識や地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要であるため、町は県と協力して防災訓練、教育、広報、住民の相談等を通じて防災意識の向上を図る。

稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、町民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取組を推進する。

町は、防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。

防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

第1節 防災訓練の実施【防災安全課／予防防災課／土木課／消防署】

1 町における措置

防災知識の高揚は、訓練を実施することによって一層の成果をあげる。したがって、防災関係機関が中心となって、公共団体、民間団体・組織及び学校等があらゆる機会をとらえて、主に別表2に示す事項に関して、科学的・計画的かつ実践的な図上又は実地訓練の実施を重ね、責任の自覚と技術の練磨を図る。

また、災害に対処すべき防災関係者が、災害に関する深い知識、並びに災害を防御するための防災資機材を自由に駆使し得る知識・技術が習得できるよう、防災担当者はもちろん、一般職員も対象とした教育訓練を実施する。

別表1 防災訓練計画表

実施場所	訓練内容	訓練参加者
町内	1 気象予警報等の受領と関係方面への必要な通報伝達並びに広報活動	町民 自主防災組織 町 消防本部 消防団 関係各機関
	2 幸田町災害対策本部員会議	
	3 被害状況の速報並びに必要な物資等の手配その他所要の要請の方法の確認	
	4 各部班の業務分担の確認	
	5 必要資機材の整備点検等	
	6 堤防巡視、水位観測、消防団の出動、水防工法、避難立退きの時期の判断、その他必要事項の確認	
	7 危険区域内居住者の関係避難所の周知徹底、避難立退き時期とその方法	
	8 避難者の受入れ、輸送警備等についての検討	
	9 救助、輸送、給水、医療、炊出し物資の給与について検討	
	10 幸田町地域防災計画の周知徹底	

(1) 総合防災訓練

幸田町防災会議の主唱に基づき毎年9月1日の防災の日を中心に、防災関係機関並びにできる限りの民間企業、自主防災組織及び要配慮者を含めたより多くの町民等の参加を得て、大規模地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。訓練では、地震の規模や被害の想定を明確にするとともに、訓練シナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、より実践的な内容とするために以下の事項に配慮する。

ア 地震対策訓練

大規模地震に対する総合防災訓練は、東海地震等を想定した予知対応型の訓練と、直下型大規模地震を想定した発災対応型の訓練を、以下の事項に留意して行う。

なお、災害応援に関する協定に基づき、他市町村等との訓練の相互参加に努める。

- (7) 阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓をもとに、防災関係機関相互の緊密な連携体制づくりや町民と一体になった訓練とするため、現地指揮本部訓練、広域消防応援体制訓練、さらには避難場所の機能確保訓練、ボランティアの受入体制の訓練などを実施する。
- (i) 発災後の幸田町災害対策本部の設置、消火活動、避難誘導、救護活動、道路の警戒作業及び給水給食等の応急措置に関する訓練
- (ii) 南海トラフ地震等の大規模地震を想定した訓練を実施する。
- (iii) 災害応援に関する協定に基づき、訓練の相互参加及び共同訓練の実施に努める。なお、町、各防災関係機関等がそれぞれに行う訓練についても、上記に準じた内容により関係機関相互に連携して行うものとする。
- (iv) その他地震防災応急対策の実施等に関する訓練

イ 消防訓練

消防計画に基づく消防活動が円滑に実施できるよう、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ大火災を想定し、他市町村及び県等と合同の訓練を実施する。

(2) 図上訓練

職員の災害対応能力の向上を図るため、幸田町災害対策本部において応急対策活動に従事する要員及び西三河方面本部要員に対し、実践的な図上訓練や実際のな（ロールプレイング方式の）災害対処訓練を実施する。

(3) 動員訓練

災害対策要員の参集確保を図るための職員の動員訓練を、単独又は他の訓練と併せて必要に応じ実施する。

(4) 広域応援訓練

町は、町が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

(5) 防災関係機関等の実施する防災訓練の指導協力

町は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関及び自主防災組織等が実施する防災訓練について、計画遂行上の必

要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

(6) 訓練の検証

訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるものとする。

2 公安委員会における措置

(1) 防災訓練に伴う交通規制

防災訓練を効果的に実施するために、必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、通行禁止等の交通規制を実施する。

3 防災関係機関における措置

(1) 通信連絡訓練

気象の予警報、応急対策に関する通報、被害情報等の受報及び通報を迅速かつ的確に行うための訓練で、各種事態を想定し、単独又は他の訓練と併せ年1回以上実施する。

なお、地震災害時においては、有線設備、特に地下ケーブル、架空ケーブル等が壊滅的な被害を受けるほか、無線設備においても少なからず被害を被ることが考えられ、通信の途絶の事態が予想される。このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するためには、各機関ごとに災害時における情報の収集及び伝達の要領、さらには内部処理の方法、通信施設の応急復旧等についての訓練を繰り返し行う必要がある。なお、これらの訓練は、同一機関が設置する通信施設及び複数の他機関が設備する通信施設の相互間において実施する。

第2節 防災のための意識啓発・広報【防災安全課／文化スポーツ課／予防防災課／健康課】

1 町における措置

(1) 防災思想の普及

災害を最小限に食い止めるには、町及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、町民一人一人が日頃から災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともに、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。

このため、簡易な気象関係等に関する知識並びに災害時における個人の防災に対する心得等の周知徹底を図る。また、自主防災組織、女性消防クラブ、少年消防クラブ等、町内の防災関係機関を中心とした防災教育を推進するとともに、町内各地区で町民を対象とした防災訓練等を通じ、防災思想の普及に努める。

さらに、町は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

なお、その際には要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

ア 普及の内容

- (7) 幸田町地域防災計画の周知に関すること。
- (4) 災害の予防、応急及び復旧措置に関すること。

- (f) 災害時における心得に関すること。
- (g) その他防災に関すること。

イ 普及の方法

各報道機関に積極的に協力を求めるほか、広報、防災講習会、自主防災組織、各種ボランティア団体等を通じて、その周知を図る。

- (1) 防災の基礎知識に関するパンフレットの作成・配布
- (2) 災害危険度、避難場所等を示した防災マップの作成・配布
- (3) 防災に関する Web サイトの構築
- (4) 防災講習会の開催
- (5) 自主防災組織単位での防災訓練の実施
- (6) 防災パトロールの実施
- (7) 広報車による巡回宣伝
- (8) 防災行政無線、緊急メール等による広報

ウ 資料

- (1) 町の現況（資料編 第1）
- (2) 過去の主な災害（資料編 第1.3）

(2) 住民等に対する教育及び広報

ア 住民等に対する教育

災害の発生が懸念される場合あるいは発災時には、町民の一人一人が対応措置等について正しい知識と判断をもって行動することが、パニックなどを未然に防止する上で最も重要なことである。そのため、町は地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図り、以下のような事項を通じて町民等の防災に対する認識を高揚する。

- (1) 災害に関する基礎的な知識
- (2) 県内の活断層や活断層地震への対策に関する知識
- (3) 予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識
- (4) 警報等や避難情報の意味と内容
- (5) 正確な情報の入手
- (6) 町、県及び防災関係機関等が講ずる災害応急対策等の概要
- (7) 地域の緊急避難場所及び避難路等に関する地域防災情報
- (8) 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動
- (9) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- (10) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動
- (11) 避難生活に関する知識
- (12) 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）
- (13) 応急手当方法の紹介、平素から実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- (14) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

- (v) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- (vi) 警戒宣言が発せられた場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (vii) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (viii) 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容
- (ix) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

イ 防災に関する知識の普及

大規模災害が発生した場合、町民自ら生命身体及び財産の保護に努めるため、およそ次に掲げるような対策と心構えを養うように広報を行うものとする。

その場合には地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、次の事項に留意し、事に臨んで町民の一人一人が正しい知識と判断をもって行動できるよう、防災に関する啓発用パンフレット・チラシ・ハザードマップ・広報誌の作成・配布、防災行政無線・緊急メールの配信を活用する。

また、防災週間及び津波防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震災害や二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

(7) 平常時の対策

- a 家や塀の安全化を図る。
- b 家の中での家具等を固定する。
- c 火を使う器具、設備の点検と整備をする。
- d 可燃性危険物の置き方や火気管理に注意する。
- e 消火器や消火水を用意しておく。
- f 救急医薬品の準備をしておく。
- g 非常用品・備蓄品を準備しておく。
- h 家族で防災について話し合う（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）。
- i 普段から隣近所で協力体制をつくっておく。
- j その他災害に備えた必要な対策を行う。

(8) 自動車運転者に対する教育

交通関係団体等を通じて警戒宣言が発せられた場合の交通規制の内容及び運転者の執るべき措置等の広報誌、講習会等を媒体として計画的、継続的に実施するものとする。

(9) 過去の災害教訓の伝承

町は、町民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、町民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

(e) 家庭内備蓄の推進

町は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の生活必需品について、可能な限り1週間以上分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

(f) 地震保険の加入促進

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなる。そのため、県、町は、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、その制度の普及及び県民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。

(g) 過去の災害教訓の伝承

町は、町民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、町民が閲覧できるよう公開に努める。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第3節 防災のための教育【防災安全課／学校教育課】

1 教育委員会、町及び学校等管理者における措置

(1) 児童生徒等に対する防災教育

ア 教育関係職員に対する防災教育

町は、児童生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員に対して行われる研修の機会を通じて防災教育を実施するものとする。

その実施内容については、町職員等に対する教育内容に準じて行うものとする。

イ 児童生徒等に対する防災教育

町は、学校等が行う児童生徒等に対する防災教育に関し、ハザードマップの活用方法等、必要な指導及び助言を行うものとする。

防災教育は、学校等の種別及び児童生徒等の発達段階やその行動上の特性並びに学校等の置かれている立地条件等地域の実態に応じた内容のものとし、計画的・継続的に実施するものとする。

災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子どもに対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）

の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

ウ 各教科、総合的な学習、道徳及び特別活動等の活用

各教科や総合的な学習の時間、道徳及び特別活動等において、学習内容を災害の危険性、自然災害の性質等に関連させて学ぶ機会を設ける。道徳では自他の生命を尊重する心や社会に奉仕する心を育てる学習を推進する。

特別活動においては、学校周辺、地域の特性や実態を踏まえ、災害の種類・程度に応じた安全な避難行動ができるようにするとともに、二次災害の防止等についても体験的に学ぶことができる機会を設け、防災に関する教育を推進する。

(2) 町職員等に対する教育

災害の発生が懸念される場合あるいは発災時には、災害予防又は応急対策の迅速かつ円滑な実施が重要である。そのため、幸田町災害対策警戒本部を構成する町職員等を中心に、次の事項について必要な防災教育を行うものとする。

ア 地震に関する基礎的な知識

イ 強化計画の内容及び、警戒宣言が発令された場合に執られる幸田町災害対策警戒本部及び対応措置等の内容

ウ 実際に地震が発生した場合における幸田町災害対策本部の措置及び対応措置等の内容

エ 今後、地震対策として取り組む必要のある課題

なお、災害に対処すべき防災関係者には、災害に関する深い知識、並びに災害を防御するための防災諸機材を自由に駆使し得る知識・技術が習得できるよう、防災担当者の教育訓練を実施する。

2 防災関係機関における措置

防災関係機関は、それぞれ又は他と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努める。

第4節 地震相談の実施【防災安全課／都市計画課】

1 町における措置

町は、町民からの地震に対処する方法、住宅相談などの耐震に対する相談を受けるため適宜次のような窓口等を設置して、広く地震対策の普及を図るものとする。

- (1) 総合相談窓口として・・・防災安全課
- (2) 部門相談窓口として・・・都市計画課（建築相談窓口）
- (3) その他の関係機関

第12章 震災に関する調査研究の推進

様々な災害が同時に、広域的に多発する地震災害に対して、地震予知や被害想定の実施のほか、新たな知見や発想を積極的に取り入れた被害低減策の検討を継続的に実施するなど総合的な地震防災対策の実施を推進していく。

また、地域の災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策に努める。

第1節 震災に関する調査研究の推進【防災安全課／企画政策課／土木課】

1 県及び町における措置

(1) 調査研究体制の確立

災害は広範な分野にわたる複雑な現象で、かつ、その実態は地域的特性を有するので、防災に関する研究は、広範多岐にわたる研究部門相互の緊密な連携を図るとともに、各地域の特性に応じた総合的かつ一体的研究体制を確立し、その効率的推進を図る。

(2) 重点をおくべき調査研究事項

防災に関する多種・多様な情報を一元管理し、発災時における対応を効率的・効果的にを行うため、以下の事項に関する調査・研究を進める。

ア 危険地域の把握

法により災害危険地域の指定を受けた地域の現況調査を行うとともに、これだけに留まらず、(1)地震危険地域、(2)火災危険地域、(3)崖崩れ危険地域について、広範囲にあらゆる角度から調査し、その実態を把握する。

イ 危険地区の被害想定

災害時において迅速的確な災害対策が実施できるように社会的要請が強く、かつ調査の促進が必要とされている上記の危険地域について、関係機関、学識経験者等と共同して実態調査を行い、この調査結果並びに過去に受けた災害状況等から被害想定をする。

ウ 地震災害の被害想定

地震災害は、様々な災害が同時かつ広域的に多発するところが特徴であるが、都市化の進展により災害要因は一層多様化しており、危険性は著しく増大している。

こうした地震災害に対して、科学的な調査研究を行い、総合的な地震防災対策の実施に結びつけていくことが重要である。

国の中央防災会議や愛知県による地震研究が進む中で、それらの成果を活用して、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、コミュニティレベル（行政区単位、自治会単位、小学校区などの単位）でのきめ細かな防災カルテや防災マップ（ハザードマップ）の作成を積極的に推進することが必要である。

防災カルテや防災マップに記載すべき事項は、(1)災害危険箇所、(2)避難場所、(3)避難路、(4)防災関係施設、(5)土地利用の変遷、(6)災害履歴などである。

エ 地籍調査

防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

第3編 災害応急対策

第1章 活動態勢（組織の動員配備）

町長は、法第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織として幸田町災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。

各防災関係機関は、地震災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。

各防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えるものとする。

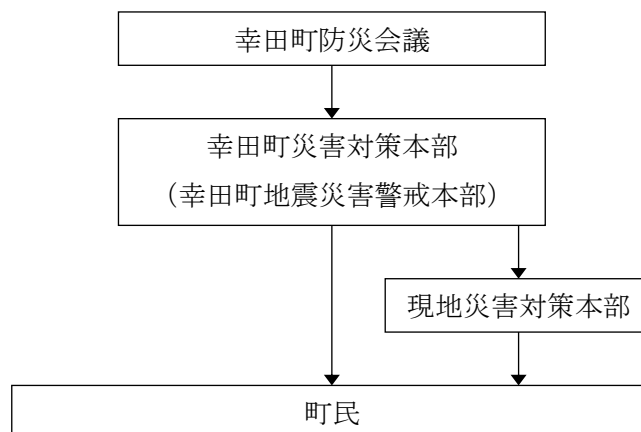
要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

第1節 災害対策本部の設置・運営【各課】

町における防災行政を総合的に運営するための組織として幸田町防災会議があり、災害が発生し又は発生する恐れのある場合、幸田町災害対策本部を設置して応急対策活動等を実施する。なかでも、気象庁が東海地震注意情報を発表した場合においては、幸田町地震災害警戒本部を設置し、地震防災応急対応の準備的な対応を講じるものとする。

なお、災害による被害が局所的な地域に発生した場合には、現地災害対策本部を設置することがある。

【町における災害対策系統図】



1 町における措置

(1) 幸田町防災会議

町長を会長として法第16条第6項に基づき組織する。その所掌事務としては町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに災害情報の収集、関係機関相互の連絡調整並びに勧告することを任務とする。

資料 幸田町防災会議条例（資料編 第10.1）

(2) 幸田町災害対策本部の設置

町長を幸田町災害対策本部長として法第23条の2及び幸田町災害対策本部条例に基づき組織する。

その所掌事務としては地震災害の災害救助、警察が行う災害警備の協力、その他の災害応急対策活動を包括している。

そのため、平常時の町職員を災害時の対応各部に編成して幸田町災害対策本部の事務を分掌する。あわせて消防団の活動はもとより町内公共機関とも連携して、災害応急対策活動に万全を期するための中枢機関となる。

なお、幸田町災害対策本部は、特別の指示がない限り役場庁議室に設置するが、災害の状況に応じて、災害現場での本部設置が必要な場合には、現地にて幸田町現地災害対策本部を設置する。

資料 ア 幸田町災害対策本部条例（資料編 第 10.2）

イ 災害対策本部編成 （資料編 第 7.1.(1)）

ア 幸田町災害対策本部の組織

資料編第 7.1.(1)のとおりとする。なお、本計画中次の名称は幸田町災害対策本部設置の如何によりそれぞれ次のとおり読み替える。

平常時の場合	幸田町災害対策本部設置の場合
町 長	本 部 長
副 町 長	副 本 部 長
教 育 長	副 本 部 長
部 長 、 参 事	部 長 、 参 事（本部員）
消 防 長	消 防 長（本部員）
議 会 事 務 局 長	議 会 事 務 局 長（本部員）

イ 幸田町災害対策本部の設置時期

(7) 幸田町災害対策本部の設置基準

幸田町災害対策本部の設置は法第 23 条の 2 第 1 項の規定により町長が設置するものであり、次の基準に達したとき設置する。

- a 県下に大規模な地震、火事、爆発、その他の重大な人為的災害が発生し、町長が町に被害の恐れがあると認めるとき。
- b その他町長が災害の恐れがあると認めるとき。

(f) 幸田町災害対策本部の配備体制

配備の種別、内容、時期等は「幸田町災害対策本部における非常配備に関する基準」資料編第 7.1.(2)に基づく。

(g) 幸田町災害対策本部の組織・運営

災害応急対策を円滑に実施するため、平常時において組織を確立しておき、非常の際はこれに基づき速やかに行動する。

幸田町災害対策本部における各部の職員の動員に関する要領は次のとおりである。

a 配備の編成

総務部長は「幸田町災害対策本部における非常配備に関する基準」に基づく所管の各部ごとに配備編成計画を立て、これを本部長に報告するとともに各部に徹底しておく。

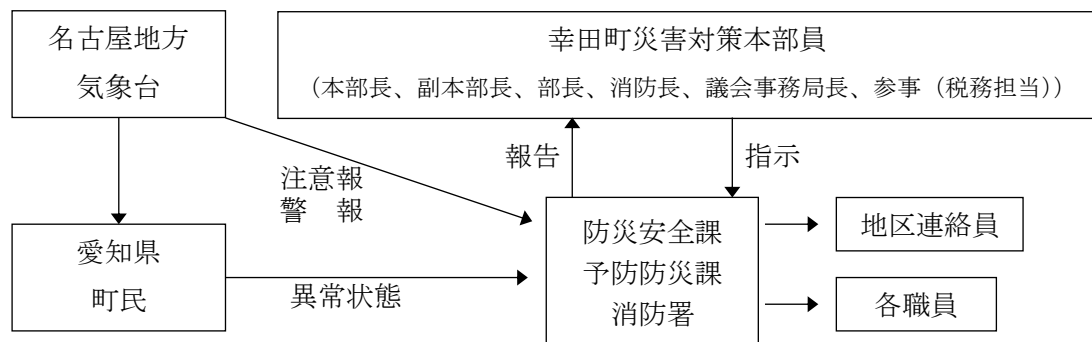
b 地区連絡員

企画部長は、非常連絡所要職員の動員を円滑に行うため、必要と認める場合は各地区毎に地区連絡員を定めておく。

c 非常連絡並びに動員

- (a) 防災安全課、予防防災課又は消防署は、名古屋地方気象台が発表した非常配備に該当する注意報、警報及び県民事務所並びに町民から災害に関する緊急情報を受理したときは、直ちに災害対策本部員へ報告しなければならない。
- (b) 各地区の地区連絡員は、防災安全課、予防防災課又は消防署から連絡を受けたときは、直ちに地区の各職員に連絡しなければならない。ただし、西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）の電話が使用できる場合は、電話連絡を行う。
- (c) 非常配備担当職員は、地区連絡員から連絡を受けたときは、直ちに登庁し所要の配備体制につく。
- (d) 町の非常連絡系統は以下のとおり。

【町の非常連絡系統】



(i) 資料

町の防災組織（資料編 第7.1）

(f) 幸田町災害対策本部の活動の開始及び終了

a 活動の開始

- (a) 前記イの(f)に定める幸田町災害対策本部本部の設置基準により幸田町災害対策本部が設置されたとき、幸田町災害対策本部はその組織の一部又は全部が活動を開始する。
- (b) 幸田町災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次の区分により通知並びに公表するとともに、幸田町災害対策本部の標識を役場玄関に掲示する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
消防団	電話、電子メール等	庶務課長
庁内各部	庁内文書、口頭伝達、電話、電子メール等	防災安全課長
一般町民	電子メール、ホームページ等	防災安全課長
その他公共機関	電話等	防災安全課長

b 活動の終了

- (a) 本部長は予想された災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害発生後における応急措置が概ね完了したと認められるときは、その活動を終了し幸田町災害対策本部を廃止する。

(b) 幸田町災害対策本部を廃止したときは、上記 a の (b) の区分により通知及び公表する。

(h) 本部事務局の設置及び運営

a 事務局の設置

(a) 幸田町災害対策本部の事務及び災害に関する情報の収集、伝達、情報分析に基づく本部員会議への対策提案及び各部相互間の連絡調整を行うため、幸田町災害対策本部に事務局をおき防災安全課をもって組織する。

(b) 事務局に事務局長をおき、防災安全課長をもって充てる。

b 事務局の開設場所

幸田町災害対策本部事務局の開設場所は、原則として本部室（庁議室）及び防災安全課内とする。なお、大規模な災害の場合（第 3 非常配備の場合）には、第 3、第 4 委員会室を使用する。また、幸田町現地災害対策本部を設置する場合には、本部長の指示したところに開設する。

c 事務局の開設準備

防災安全課は、部内の他職員の協力を得て、次の備品を配置する。

- | | |
|--------------------|---------------|
| ① 本部事務局の標識 | ⑦ コピー機 |
| ② 幸田町地図板 | ⑧ ファックス |
| ③ 情報板 | ⑨ 自家発電機（屋外用） |
| ④ 電話機（4 台） | ⑩ 各種災害対策記録簿 |
| ⑤ テレビ | ⑪ その他必要と認めるもの |
| ⑥ 無線機（MCA 無線、消防無線） | |

d 事務局の運営

(a) 本部員会議用資料の取りまとめを行う。

(b) 異常気象、異常現象等災害発生に関する各種情報につき、関係機関及び各部等と積極的に連絡を取り、これらの状況の把握に努め、必要事項については情報板に記録する。また、必要により各部に伝達する。

(c) 各地区及び各部、関係機関等から被害状況及び応急対策の状況等を把握し、災害状況速報板に記録する。

(d) 収集した情報については整理し、必要に応じて外部からの照会に応じる。

(e) 本部員会議で決定された事項については、速やかに関係部に伝達しその対策を図る。

(3) 本部員会議の開催

本部員会議は本部長、副本部長及び本部員（部長、消防長、議会事務局長）で組織し、災害対策の基本的な事項について協議する。

ア 本部員会議の協議事項

(7) 本部の配備体制の切替及び廃止に関すること。

(4) 災害情報及び被害状況の分析とそれに伴う災害活動の基本方針に関すること。

(7) 県機関及びその他の機関に対する応援の要請に関すること。

(5) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。

(f) その他災害対策に関すること。

イ 本部員会議の開催

(7) 本部長が必要と認めたときに開催する。

(4) 開催通知は、庁内放送及び電話連絡により行う。

(7) 各部長等は必要により、次長、課長、主幹、課長補佐及びその他所要の職員を伴って会議に出席することができる。

(4) 各部長は会議の召集を必要と認めるときは、総務部長にその旨申し出る。

ウ 本部員会議の開催場所

本部員会議の開催場所は、原則として庁議室とし、その配置は概ね資料編第8.1.(7)のとおりとする。

なお、大規模な災害の場合（第3非常配備の場合）は、第3、第4委員会室を使用するものとし、その配置は概ね資料編第7.1.(5)のとおりとする。

また、幸田町現地災害対策本部を設置した場合には、本部長の指示による。

エ 本部員会議の開催準備

防災安全課は、部内の他職員の協力を得て、原則として庁議室に次の備品を配置する。

なお、大規模な災害の場合には第3、第4委員会室、幸田町現地災害対策本部を設ける場合には本部長の指示する所に次の備品を配置する。

(7) 本部員会議の標識

(4) 幸田町地図板

(7) 情報板

※(4)、(7)については、事務局と併用

オ 本部員等の参集及び本部員の代理出席

(7) 本部員は、会議に出席するに当たっては、その所掌する対策状況等必要な資料を提出するよう努める。

(4) 本部員が、やむを得ない事由により会議に出席できないときは、あらかじめ代理者を定めておきその代理者を出席させる。

カ その他

(7) 本部長は、必要に応じて消防団及び他の機関の職員等に出席を求め、必要な意見を聴取することができる。

(4) 会議で調整及び決定された事項については、速やかに各課及び関係機関等に伝達する。

(4) 非常配備体制下の活動

ア 第1非常配備体制下の活動（情報収集体制）

第1非常配備体制下における活動の要点は、概ね次のとおりである。

(7) 防災安全課長は西三河県民事務所その他関係機関と連絡を取り、気象・情報対策等を伝達する。

(4) 第1非常配備を行う各部課の責任者は、随時待機職員に対し必要な指示を行う。

イ 第2非常配備体制下の活動（連絡及び警戒体制）

第2非常配備体制下における活動の要点は概ね次のとおりである。

- (7) 幸田町災害対策本部の機能を円滑なものとするため幸田町災害対策本部員会議を開設する。
 - (i) 総務部長その他関係部長は情報の収集伝達体制を強化する。
 - (ii) 総務部長は関係各部長及び防災会議委員と相互の連絡を密にし客観情勢を判断するとともに、関係する町民の避難立退きその他緊急措置について本部長に報告及び必要な進言を行う。
 - (iii) 企画部長は各部長と連携し、現在までの情報及び町民からの要望事項をとりまとめ、必要の都度公表する。
 - (iv) 各部長は次の措置をとり、その状況を本部長に報告する。
 - a 事態の重要性を職員に徹底させ、所要の人員を非常業務につかせる。
 - b 関係各課及び災害対策に関係ある外部の機関との連絡を密にし、活動体制を整備する。
 - (v) 本部長は必要に応じて本部員会議を召集する。
- ウ 第3非常配備体制下及び被害発生後の活動（災害対応体制）
- 第3非常配備が指令された後及び被害が発生した後は、各部課長は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を本部長に報告する。
- 第3非常配備、激甚な大規模災害発生後、幸田町災害対策本部は、応援体制を整え、その後応援を要しないと判断したときは所定の任務を命ずる。
- エ 非常配備職員編成表
- 非常配備職員編成表は資料編第7.1のとおり。
- (5) 標識
- ア 本部長以下幸田町災害対策本部の職員は、災害時において非常活動に従事するときは規則・計画等において別段の定めがある場合のほかは、腕章を帯用する。
 - イ 災害時において非常活動に使用する自動車には規則・計画等に別段の定めがあるもののほか、定める標旗とする。
 - ウ 職員の身分の証明は、職員が常に所持している身分証明書によるものとし、法第83条第2項に規定する身分を示す証票も本証で兼ねる。
- (6) 町災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告
- 町長は、町災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報するものとする。

第2節 職員の派遣要請【人事秘書課／防災安全課】

1 町における措置

- (1) 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

町長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。
- (2) 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

町長は、市町村の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第 30 条）

町長は、知事に対し災害対策基本法第 29 条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、町長は、知事に対し地方自治法第 252 条の 17 の規定による他の市町村職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

(4) 被災市町村への市町村職員の派遣

町は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第3節 災害救助法の適用【防災安全課】

1 町における措置（災害救助法第 13 条）

(1) 救助の実施

町長は、町の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。

(2) 県が行う救助の補助

町長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

第2章 避難行動

町長等は、法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。

第1節 地震情報等の伝達【防災安全課】

1 発見者の通報義務

異常現象を発見した者はその現象が水防及び火災に関する場合は消防機関、その他の場合は町又は警察署に通報する。

災害時に道路、橋梁等交通施設の被害を発見したものは、速やかに警察署又は町に通報する。町長は通報を受けたときは、その路線の道路管理者又は所管の警察官に速やかに連絡する。

2 県における措置

気象庁又は名古屋地方気象台から通知される情報は、県防災安全局災害対策課が受領し、関係市町村に通知される。

震度情報ネットワークシステムにより計測した震度情報については、県防災安全局災害対策課において収集し、県内市町村に伝達される。なお、震度4以上を計測した場合は、県警察にも伝達される。

(1) 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上を予想した地域、または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想した場合、または長周期地震動階級1以上を予想した場合に緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上、または長周期地震動階級4を特別警報に位置付けている。

3 町における措置

(1) 情報等の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るよう、あらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。

(2) 情報等の伝達を受けたとき、又は町の計測震度計等により地震発生を知ったときは、正確かつわかりやすい情報として、速やかに町民その他関係のある公私の団体に周知徹底するものとする。

(3) 受信した緊急地震速報を防災行政無線等により町民等への伝達に努めるものとする。伝達にあたっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

ア 震度情報ネットワークシステム

(7) 震度情報ネットワークシステムによる震度情報

町に設置された計測震度計により観測した震度情報は、震度情報ネットワークシステムにより、即時に県において収集され、名古屋地方気象台に伝達される。

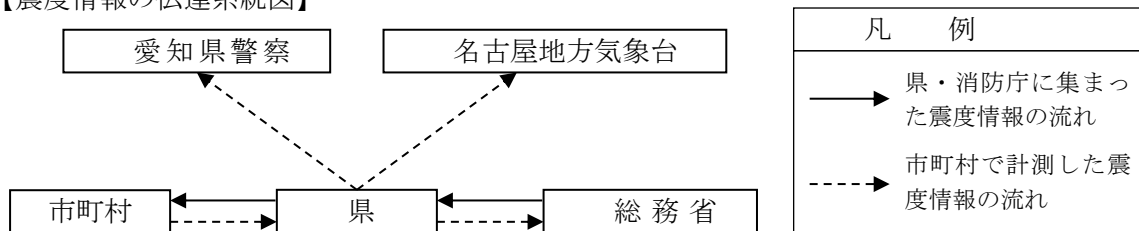
また、震度情報ネットワークシステムにおいて、震度4以上を観測しなかった場合であっても、気象庁又は名古屋地方気象台が地震情報等を発表した場合は、県からこれ

らの情報と併せて伝達される。

(4) 情報の伝達

震度情報ネットワークシステムの震度情報については、次の伝達系統図のとおりである。

【震度情報の伝達系統図】



第2節 避難情報【防災安全課／福祉課】

1 町における措置

(1) 避難の指示等

ア 避難指示等

地震に伴う災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

イ 対象地域の設定

避難指示を行うにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

(2) 避難計画

災害により危険が急迫し、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため、特にその必要が認められるときは、危険地域の居住者に対し避難のための立退きを指示する。

ア 避難の指示を行う実施責任者

災害時、人命、身体の保護又は災害拡大防止にのため、関係する住民に避難を指示できる責任者は、法令の定めにより次のとおりとされている。

実施責任者	災害の種類	根拠法
町長（指示）	すべての災害	法第60条
水防管理者〔＝町長〕（指示）	水防法による災害（洪水）	水防法第29条
知事又は知事の命を受けた職員（指示）	洪水、地すべりの場合	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
警察官（指示）	すべての災害	法第61条 警察官職務執行法第4条
自衛官（指示）	すべての災害	自衛隊法第94条

(7) 町長の指示

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、その必要が認められるときは、町長は立退きを指示する。（法第60条）

(4) 町長の事務の代行

当該災害の発生により、町長が避難のための立退き等の指示の事務を全部又は大部分実施できないときは、町長に代わって知事はその事務を実施する。

(3) 知事等への助言の要請

町は、避難のための立退きを指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台、中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。

(4) 報告（法第 60 条第 4 項）

町は、避難のための立退き、又は立退き先を指示したときは、速やかに、その旨を知事に報告しなければならない。

(5) 他市町村又は県に対する応援要請

町は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

(6) 町長の事務の代行

災害の発生により町長が避難の指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、町長に代わって知事が立退き等の指示を行う。

2 避難の指示の内容

町長等の避難指示を発令する者は、次の内容を明示するものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難指示の理由
- (5) その他の必要な事項

3 避難の措置と周知

避難の指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図る。

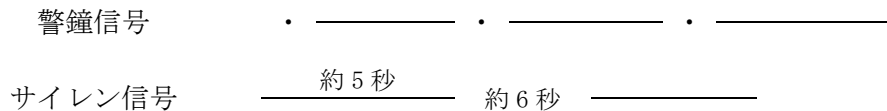
(1) 住民への周知徹底

町長、その他関係機関は避難の指示をしたとき又はその通知を受けたときは、関係機関と協力してその周知徹底を図る。

伝達手段は、防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・区長会を通じた電話連絡や戸別伝達による。このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて町民等が情報を入手できるよう努める。

避難の指示は、危険が切迫する前に十分な余裕を持って行うものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難所へ向かうことができるように努める。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らし合わせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。また、災害により危険区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる信号は次による。



信号は適当な時間継続するものとし、必要に応じて警鐘信号とサイレン信号を併用する。

(2) 関係機関の相互連絡

町は、避難の措置をを行った場合、県、県警察、自衛隊等にその内容につき相互に通報連絡する。

4 避難の誘導等

(1) 避難誘導

町職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、町民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。

避難場所に誘導する場合は、万一の安全を考えその地域の実情に応じ、避難路を2箇所以上選定しておき、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。避難所が危険等で不相当となった場合は別の避難所に移送する。

誘導に当たっては、できる限り自主防災組織・区ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

町は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

(2) 移送の方法

避難立退きに当たっての移送及び輸送は、避難者が各個に行うことを原則とする。ただし、避難者が自力により立退き不可能な場合には、町において車両舟艇等によって行う。

(3) 携帯品の制限

避難誘導者は避難立退きに当たっての携帯品を必要に応じ最小限度に制限をし、円滑な立退きについて適宜指導をする。

5 誘導における避難行動要支援者への対応

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

地域における住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施する。

避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、自主防災組織や民生委員・児童委員、地域住民と連携して行う。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

ア 避難のための情報伝達

要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、防災行政無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障がい者等にあってはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

イ 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

ウ 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。

エ 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者ととも避難場所から避難所への移送を行うこと。

第3章 災害情報の収集・伝達・広報

発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。

町は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう、災害に関する情報の共有に努める。

町及び防災関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。

また、被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。

各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

第1節 被害状況等の収集・伝達【企画政策課／防災安全課／住民課／福祉課／予防防災課／消防署】

1 町の措置

(1) 被害情報の収集

町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集に当たる。なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

町は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告にあたり、町は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。

ア 報告責任者

災害情報、被害情報は、災害対策業務執行上極めて重要であるため、あらかじめ報告責任者を定めておき、責任のある報告に当たる（報告責任者は、部長級とする）。

イ 報告の種別

(7) 災害情報

災害が発生し、又は災害が予想される危険な状況に至った場合の現地の状況を報告するもので、その様式は別紙様式8のとおりである。

(i) 被害報告

災害情報により現地の状況を報告している間において被害が発生した場合に報告するもので、次の3種類に区分してその様式は別紙様式9から10までのとおりとする。

災害調査は、災害情報地区調査員及び協力員等により行う。

a 発生報告

被害発生直後報告するもので、迅速を旨とする。

b 中間報告

被害状況の変動に伴う応急対策の変更等の基礎となるもので、その都度報告する。被害がほぼ確定した後は1日2回程度時間を定めて報告する。

c 確定報告

災害に対する応急措置が完了し、被害状況も確定した後に報告する。

(7) 地震に関する情報

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

a 震度速報

地震発生から1分半後、震度3以上の全国約188に区分した地域名と地震の発生時刻が発表される。

b 震源に関する情報

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動はあるかもしれないが被害の心配はなし」の情報が付加されて発表される。

c 震源・震度に関する情報

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名が発表される。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名も発表される。

d 各地の震度に関する情報

県内で震度1以上の地震が観測されたとき、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、県及び隣接県内の各観測点の震度が発表される。

e 地震回数に関する情報

特定の地域内で地震が多発したときに、震度1以上を観測した地震の回数が発表される。

(8) 被害報告の順位

災害の種別、規模等により一定することはできないが、人的被害を最優先的に、次に住家の被害を報告する。

(3) 安否不明者・行方不明者に関する情報収集

捜索・救助体制の検討等に活用するため、町は住民登録の有無にかかわらず、町内で安否不明・行方不明となった者について県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡する。

(4) 火災・災害等即報要領に基づく報告

火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で

可能な限り早く、分かる範囲でその第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。(第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣(消防庁経由)に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する)。

また、一定規模以上の災害(即報要領「第3 直接即報基準」に該当する火災、災害等)を覚知したときは、第一報を直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行う。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

(5) 確定報告

確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。

(6) 被災者台帳の整備

被災した町民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

2 重要な災害情報の収集伝達

(1) 国に対する逐次の情報伝達

関係機関は、自己の所管する事項について当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を逐次、電話等により県又は国(内閣総理大臣)に対して速やかに伝達を行う。

(2) 災害の規模の把握のために必要な情報

町は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。

(3) 安否情報

町は県と協力して、被災した町民の生死や所在等いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該町民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災した町民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

(4) 孤立集落に係る情報

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、町は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況について、情報を共有するものとする。

また、町は地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

3 報告の方法

(1) 報告の方法

- ア 被害状況等の報告は、最も迅速かつ確実な通信手段を活用するものとするが、県防災情報システムを有効に活用するとともに、原則有線電話を使用するものとする。
- イ 有線電話等が途絶した場合は、各防災関係機関が所有する専用電話を利用するものとする。
- ウ すべての通信施設が不通となった場合には、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告する。

(2) 伝達要領

町からの伝達先は、次のとおり。

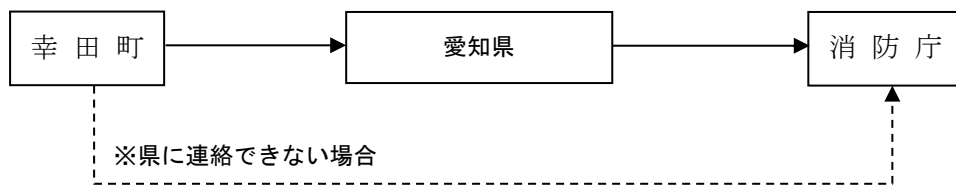
人、住家被害等	県災害対策本部西三河方面本部（県西三河県民事務所）
河川・貯水池・ため池等、砂防被害	
河川被害	県災害対策本部建設部（建設事務所）
貯水池・ため池等被害	県災害対策本部農林基盤部（農林水産事務所）
砂防被害	県災害対策本部建設部（建設事務所）
道路施設被害	県災害対策本部建設部（建設事務所）
水道施設被害	県災害対策本部保健医療部（保健所）

(3) 県に報告できない場合の措置

大規模な災害等や社会的影響が大きい災害等が発生した場合（多数の死傷者が発生し、又は発生する恐れのある場合）には、当該災害などの状況を把握できる範囲で、県及び消防庁に第一報を行う。

第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接消防庁に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。

県及び消防庁への連絡先 資料編 第11-5



4 被害状況の照会

他機関所管の被害状況を把握する必要があるときには、県防災情報システムを有効に活用して把握するとともに、原則としてそれぞれ所管する関係機関に照会する。

第2節 通信手段の確保【企画政策課／財政課／防災安全課／消防署】

町は、防災関係機関と災害に関する予報・警報及び情報その他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達重要通信の疎通を確保する。

また、迅速かつ確かな情報の収集伝達を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行い、県及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図る。

1 町及び防災関係機関における措置

災害時における各機関相互の通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるため、通信窓口及び連絡系統を明確にするとともに、非常時における通信連絡の確保を図る方法等について定める。

(1) 公衆電気通信施設の利用

災害時の予警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話若しくは電報施設を優先利用できる。

ア 一般電話（災害時優先電話）

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続を制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。

資料 災害時優先電話 資料編 第2.6.(3)

イ 携帯電話・衛星携帯電話等

迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話や衛星携帯電話等の有効活用を図るように努める。なお、携帯電話の中にも災害時優先電話のサービスがある。

また、一般電話から通話できない場合でも、公衆電話からは、比較的にかかりやすくなっているため、状況に応じて活用を図る。

ウ 非常・緊急扱いの電報

天災、事変その他非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。

電報発信に当たって電話により非常扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115番」（8時から19時までの受付）にダイヤルして、非常扱い若しくは緊急扱いの電報の申込であることをオペレーターに告げる。

(2) 愛知県防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）

県から発信される災害に関する情報は、愛知県防災行政無線を利用して受信する。また、電話回線に障害が生じた場合における県との通信連絡は、庁舎内の電話を愛知県防災行政無線として利用することができる。

(3) 幸田町防災行政無線

緊急を要する町内の通信連絡は、MCA無線を利用して行う。

(4) 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっている。ただし、災害時等において有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難である時に人命の救助、災害の支援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（以下「非常通信」という。）については当該無線局の目的以外にも使用することができる。

ア 非常通信の通信内容

- (7) 人命の救助に関するもの。
- (i) 災害の予警報及び災害の状況に関するもの。
- (ii) 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの。
- (iii) 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの。
- (iv) 遭難者救護に関するもの（日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む。）。
- (v) 電話回線の復旧のため緊急を要するもの。
- (vi) 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、緊急物資の緊急輸送等のために必要なもの。
- (vii) 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部、県及び幸田町防災会議若しくは幸田町災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。
- (viii) 電力設備の修理復旧に関するもの。
- (ix) 知事が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

イ 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受信する他、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受信する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ発信する。

ウ 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常無線通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

(5) 県防災情報システムの使用

各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

(6) 放送の依頼

町長は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、知事を通じて放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報の放送を依頼することができる。

(7) 資料

通信施設・設備等（資料編 第2.6）

第3節 広報【企画政策課／防災安全課】

災害が発生し、又は発生する恐れのある場合は、町民に対し応急対策と必要な情報を周知徹底し、人心のいたずらな動揺、被害の拡大防止を図らなければならない。このため、迅速適切な広報活動を行う。

1 防災関係機関の措置

災害後の混乱が収束したとき、できる限り相談窓口を開設し、被災した町民からの相談、要望、苦情等を聴取のうえ、必要な応急対策の推進に当たる。

2 各機関の措置

(1) 報道機関に対する協力

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、新聞、ラジオ、テレビ放送等各報道機関が行う独自の取材活動に対しては、情報資料の提供に協力する。

(2) 町民に対する広報手段

各報道機関の協力によるもののほか、町の防災行政無線、緊急メール、広報車、各区の回覧及び広報誌等を通じて広報を行う。

3 広報内容

(1) 地域災害広報

町は次の事項について広報を実施する。

ア 災害に関する情報及び関係機関、住民に対する注意事項

イ 災害応急対策及びその活動状態

ウ 避難の指示

エ 災害復旧対策及びその状況

オ 災害地を中心とする交通規則及び交通渋滞状況その他交通に関する事項

(2) 広報活動の実施方法

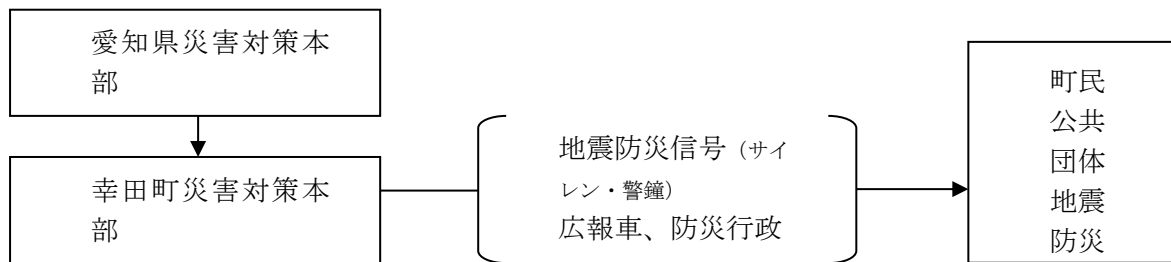
広報は、テレビ、ラジオ等報道機関の協力を得て行うほか、防災行政無線、電子メール、地震防災信号、広報車又は自主防災組織等を通して次の伝達系統により行うものとする。

避難情報等については、災害情報共有システム(Lアラート)を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。

また、各防災関係機関は、臨時広報誌等の配布、掲示板やWebサイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。

特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対しては、多言語、やさしい日本語による表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。



4 資料

- (1) 別紙様式 8 災害概況即報 (第 1 報) (様式集)
- (2) 別紙様式 9 災害発生直後の状況 (様式集)
- (3) 別紙様式 10 災害発生状況等 (速報・確定報告) (様式集)
- (4) 被害認定基準 (資料編 第 9)
- (5) 別紙様式 11 人的被害 (様式集)
- (6) 別紙様式 12 避難状況・救護所開設状況 (様式集)
- (7) 別紙様式 13 公益施設被害 (様式集)
- (8) 別紙様式 14 住家罹災状況調査表 (様式集)
- (9) 別紙様式 15 被害状況調査表 (様式集)

第4章 応援協力・派遣要請

町は、県が締結した「広域応援協定」等に則り、県に協力又は要請を行う。

第1節 応援協力【防災安全課／予防防災課／消防署】

1 町における措置

(1) 応援協力関係

ア 町長は、現有消防力をもってしても、火災の鎮圧が困難な場合、他市町村へ応援を要請する。また、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、「愛知県下広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより要請を行う。

イ 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条）

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

ウ 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条）

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。

なお、町長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。

また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。この場合、応援を求められた市町村長は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。

エ 町長は、県の防災ヘリコプターによる活動が必要と判断したときには、「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」にもとづき消防支援活動を要請する。

オ 他の市町村又は他の機関から応援の要請等を受けたときは、これに積極的に協力する。

カ 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援

町長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。

2 防災関係機関における措置

(1) 派遣要請

ア 県職員の派遣要請

(イ) 県への資料の提供及び交換

防災関係機関は、災害対策上必要な資料、又は調査の成果を相互に交換するとともに、知事及び地方行政機関の長に、災害応急対策に必要な職員、並びに災害救助対策の実施に必要な派遣の措置が講じられるように関係資料を提供しておく。

(ロ) 県職員の派遣要請要領

災害派遣措置及び災害救助法対策に必要があると認められるときは、知事に次の事項を示して要請する。

- a 応援の範囲又は区域
- b 担当業務
- c 応援の方法

(7) 経費の負担

県から、町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、法施行令第 18 条に定める方法による。

イ 市町村相互間の応援

(7) 協定の締結

町にかかる災害について適切な応援措置を実施するため、法第 67 条の規定により、他の市町村に応援を求める場合は、あらかじめ相互に応援協定を締結する。

なお、大規模災害を想定した場合には、周辺市町村においても同等の被害の発生が考えられるため、遠方の自治体との相互応援協力体制を確立する。

【協定市町】

・長野県上伊那郡箕輪町	平成 24 年 5 月 21 日	締結
・岩手県西磐井郡平泉町	平成 24 年 7 月 12 日	締結
・岩手県気仙郡住田町	平成 24 年 7 月 13 日	締結
・東京都立川市	平成 24 年 7 月 17 日	締結
・西三河 9 市	平成 25 年 7 月 3 日	締結
・蒲郡市	平成 31 年 2 月 20 日	締結
・長崎県島原市	令和 2 年 7 月 31 日	締結
・奈良県生駒郡安堵町	令和 2 年 10 月 20 日	締結
・石川県河北郡内灘町	令和 4 年 2 月 3 日	締結

(4) 知事による派遣のあっせん

市町村の要請により、知事は市町村の応急措置を的確かつ円滑に実施するため、特に必要があると認めるときには、他の市町村に対して応援すべきことを指示することができる。

この場合は、派遣のあっせんを求める理由、派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数、派遣を必要とする期間、派遣される職員の給与その他の勤務条件、その他職員の派遣のあっせんに必要な事項を文書にして知事に依頼する。

(7) 経費の負担

経費の負担は、県職員の例に準じる。

ウ 町と企業間の協力体制

町（消防機関を含む）と企業は、災害発生時における企業の消防機関に対する協力、危険区域の設定、危険標識の掲示等についてあらかじめ協議し、その内容、方法等を具体的に定めておく。

また、関連企業は、危険物施設の保安、緊急時の措置、資機材の整備及び相互応援体制の確立を図るため、共同して連絡協議会を設置し、これに町も加わり、あるいは主体となってその促進を図る。

なお、企業が保有する備蓄や資機材等は、災害発生時に状況に応じて活用できる可能性があることから、企業に対してアンケート調査等を行うことで、その保有状況と協力的体制構築の可能性について把握・確認する。

エ 災害ボランティア等との応援協定

災害応急対策及び復旧活動の支援要請先として、日本災害医療支援機構（JVMAT）をはじめとする特定非営利活動法人（NPO）や各種防災ボランティア団体との応援協定の締結に向けた検討を行う。

オ 資料

- (7) 愛知県内広域消防相互応援協定（資料編 第9）
- (4) 西三河地区消防相互応援協定（資料編 第9）
- (9) 蒲州市・幸田町消防相互応援協定（資料編 第9）
- (4) 災害時における相互応援に関する協定（資料編 第9）

3 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、町は県及び防災関係機関と協力して政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、町の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

4 経費の負担

国、県又は他市町村から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。（法施行令第18条）

第2節 応援部隊等による広域応援等【予防防災課／消防署】

1 町の措置（緊急消防援助隊等）

(1) 市町村相互応援協定

災害時における相互応援に関する協定に基づく活動が、迅速かつ的確に実施できるよう努めるものとする。

(2) 広域消防相互応援協定

愛知県内広域消防相互応援協定、西三河地区消防相互応援協定、蒲州市・幸田町消防相互応援協定に基づく消防応援活動が、迅速かつ的確に実施できるよう努めるものとする。

(3) 緊急消防援助隊等の応援要請

ア 町長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行う。

イ 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。

ウ 消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。

また、南海トラフ地震など個別の緊急消防援助隊運用方針等に基づく活動が進められる場合や、最大震度に応じた迅速出動が行われる場合には、地震発生直後のより早い段階から受け入れ体制の確立を図るものとする。

エ 緊急消防援助隊登録車両等を順次更新し、機能向上、充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて活動能力の向上に努めるものとする。

第3節 自衛隊の災害派遣【防災安全課】

災害に際して必要な応急対策を実施するため、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の派遣を必要とする場合における手続等は次のとおりである。

1 町又は関係機関における措置

(1) 災害派遣要請

自衛隊の派遣を必要とする場合は、知事に依頼し、知事から文書をもって自衛隊に要請する。

ア 災害派遣要請基準

天災事変その他の災害に際して、人命又は財産を保護するための応急対策の実施が町において不可能又は困難であり、自衛隊による活動が必要であると認められる場合に自衛隊の派遣を要請する。

イ 災害派遣措置

(7) 災害派遣要請手続（知事による派遣要請）

自衛隊の派遣を要請する必要の事態が生じたときは、速やかに県西三河方面本部を通じて知事（災害派遣要請者）に対し依頼する。

この場合において、その旨及び町内の地域に係る災害の状況を関係自衛隊の長に対して必要に応じ通知する。

ただし、緊急を要する場合、その他交通機関の途絶等やむを得ない理由により、文書にすることができない場合は電話その他の迅速な方法により連絡する。この場合でも事後速やかに文書を提出する。

また、知事に対し派遣要請の要求ができない場合には、災害派遣命令者に災害の状況を通知することができる。この場合により通知したときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

災害派遣要請者は、前述の自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けた場合、あるいは依頼がない場合でも周辺市町村の被害、震度状況、通信の状況等の全般状況から判断し、明らかに派遣要請の必要があると認めるときは、直ちに関係自衛隊の長に対して派遣要請の手続をとる。

(i) 災害派遣措置に関する窓口

a 災害派遣要請の窓口（愛知県本庁及び主な地方機関）

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
愛知県防災安全局	〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2	(052)961-2111 内線 2511
愛知県災害対策本部 災害情報センター	〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2	(052)971-7104～5
愛知県西三河方面本部	〒444-8551 岡崎市明大寺本町 1-4	(0564)27-2793～5
愛知県西三河県民事務所	〒444-8551 岡崎市明大寺本町 1-4	(0564)23-1211 (0564)27-2705～6

b 自衛隊の連絡窓口

機関連絡窓口	災害派遣命令者	所在地	電話番号
陸上自衛隊 第10師団司令部 第3部防衛班	陸上自衛隊 第10師団長	〒463-8686 名古屋市守山区 守山3-12-1	(052)791-2191
陸上自衛隊 第6施設群 本部3科・防衛	陸上自衛隊 第6施設群長	〒442-8602 豊川市穂ノ原1-1	(0533)86-3151
海上自衛隊 横須賀地方総監部 防衛部第3幕僚室	海上自衛隊 横須賀地方総監	〒238-0046 神奈川県横須賀市 西逸見町1丁目	(046)822-3500
航空自衛隊小牧基地 第1輸送航空隊 防衛部運用班	航空自衛隊 小牧基地司令	〒485-8652 小牧市春日寺1丁目1番地	(0568)76-2191

(h) 派遣要請依頼書

派遣要請依頼書の様式は、別紙様式17(様式集)のとおりである。

(i) 撤収要請要領

災害の救援活動が終了して自衛隊の派遣の必要がなくなった場合、又は作業が復旧の段階に入った場合は、速やかに県西三河方面本部を通じて知事に対して自衛隊の撤収要請の連絡を行う。

なお、撤収要請の様式は、別紙様式18(様式集)のとおりである。

(2) 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときには、指定部隊等の長の職権で、自主的に部隊を派遣して人命救助活動等を実施できる(自衛隊の自主派遣)。

このため、自衛隊の活動が必要と認められる場合であって、連絡網の途絶などによって知事に派遣要請できない時には、自衛隊に対して、知事に派遣要請できない旨並びに被害の状況を通知する。この場合、あくまで町長には自衛隊の災害派遣の要請権限はないので注意すること。

なお、自衛隊が自主派遣を判断するには、基本的には知事に行う派遣要請手続きに準ずる情報が必要となるため、(1)災害の状況及び派遣を要請する事由、(2)派遣を希望する期間、(3)派遣を希望する区域及び活動内容、(4)その他参考となるべき事項を情報として逐一通知することが望ましい。

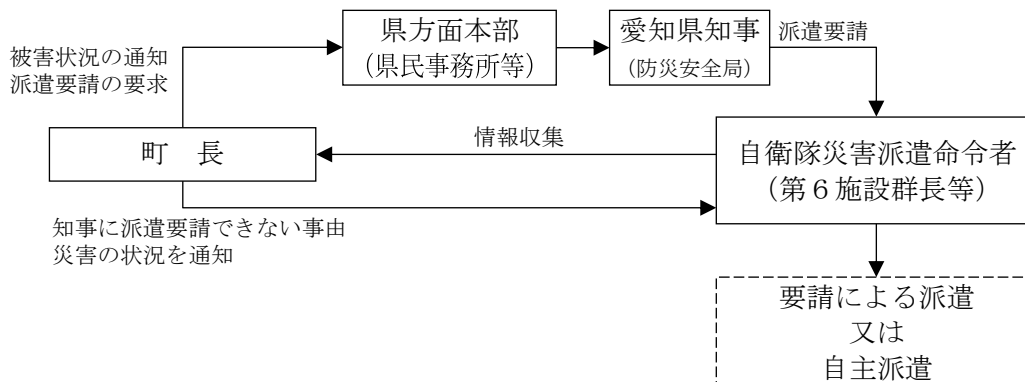
さらに、次のような情報提供を行うことで、自衛隊の自主派遣決定後の行動をより円滑に進めることができる。

- ア 詳細な災害状況(被害の具体的状況、死者・行方不明者数、見込み数など)
- イ 関係公共機関の活動状況(幸田町災害対策本部の活動、応援部隊の活動内容など)
- ウ 受け入れ体制(自衛隊の集結場所、経路、ヘリポート位置など)
- エ その他(特殊技術の必要性、活動機材の存在など)

なお、情報の通知に関しては特に様式はない。

2 災害派遣要請等手続き系統

【自衛隊の災害派遣の流れ】



(注) 町は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事(防災安全局)に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、県方面本部(県民事務所等)へも連絡すること。

3 災害派遣部隊の受入れ

自衛隊の派遣が決定した場合、町長は次の点に留意して派遣部隊の活動が十分達成されるよう努めなければならない。

- (1) 派遣部隊との連絡を密にするため、連絡職員を置く。また、自衛隊の連絡幹部とその補助員を幸田町災害対策本部に加える。

なお、自衛隊の活動に際しては、特に消防、県警察との調整が必要となることが多いため、十分な協議ができるよう幸田町災害対策本部の体制を整える。

- (2) 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。

ア 自衛隊は派遣部隊の指揮所を設営するため、30㎡程度の部屋若しくは野営場所を幸田町災害対策本部に近い場所に用意する。なお、通常指揮官は幸田町災害対策本部には入らない。

イ 部隊の集結場所(車両の駐車、中隊の活動(炊事場所)などに必要)を用意する。

(7) 部隊の集結場所は、町民の避難場所と競合しない場所を用意する。

(4) 最大150~200人程度の派遣を想定すると、概ね300m×300m程度の場所の確保が理想とされる。運動広場など派遣部隊の規模に応じて十分な活動が確保できるような集結場所を選定し提供する。

ウ 自衛隊の無線用アンテナの設置場所(役場屋上など)を提供する。

- (3) 自衛隊の災害派遣はあくまでも応急措置を行うものであって、本格的な復旧工事を行わないこと。

- (4) 自衛隊に依頼するのみでなく積極的に協力すること。

- (5) 派遣要請した現地には必ず工事責任者を立ち合わせ、作業に支障をきたさないよう自衛隊現地指揮官と協議決定すること。

- (6) 応急復旧に必要な機材等については町で準備し、自衛隊の活動が速やかに開始されるように留意すること。

- (7) 自衛隊のヘリコプターにおけるヘリポート等の準備は、第3編第8章第4節「緊急輸送

手段の確保」を準用する。

4 災害派遣に伴う経費の負担区分

(1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として町が負担するものとし、下記を基準とする。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費含む）及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資材、機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費

エ 有料道路の通行料

(2) 負担区分について、疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

第4節 ボランティアの受入【防災安全課／福祉課】

大規模災害が発生した場合、平常時よりもはるかに大量かつ広範な各種救援要請が発生し、通常の行政システムや処理能力を質・量ともに超えることが予想される。この際には、公平公正と自由で多彩な対応をとることのできるボランティアとが、相互の活動原理の相違を認識し、協力関係を築きながら被災者を支援することが不可欠である。

そこで、被災地の速やかな自立や復興を進めるために、災害時に各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受け入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

1 町及び社会福祉協議会における措置

(1) 災害ボランティアセンターの設置

ア 町は、災害対策本部内に必要な資機材を確保し、災害ボランティア支援本部等の設置及び運営に関する協定書に基づき、社会福祉協議会と協力して、速やかに災害ボランティアセンターを福祉サービスセンターに設置するものとし、その他の候補地は次のとおりである。

- ・役場車庫棟1階
- ・幸田町保健センター運動指導室

イ 社会福祉協議会は、「幸田町災害救援ボランティア支援本部・運営マニュアル」に基づき、町、社会福祉協議会、住民ボランティア（幸田町ボランティア連絡協議会、防災ボランティア幸田等）と連携のもと、ボランティアコーディネーターの支援を受けて災害ボランティアセンターを運営する。

ウ 町は、災害ボランティアセンターに職員を配置し、災害対策本部との必要な情報提供や資機材の提供等の支援を行う。

2 コーディネーターの役割

(1) 災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入（受付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。

(2) 県の広域ボランティア本部に派遣されたコーディネーターは、町の災害ボランティアセンターのボランティアの受入が円滑に行えるように、次のような支援を行う。

ア 幸田町災害対策本部やボランティア関係団体等を通じて得たボランティアへの支援要請の内容やボランティアの確保・あつ旋などの情報を提供する。

イ ボランティアの受入に必要な物資等の調整を行う。

ウ 協力団体やその他NPO・ボランティア関係団体等と連携して、コーディネーターの交替要員の確保・あつ旋を行う。

エ NPO・ボランティア関係団体等と連携し、必要なボランティアの確保・あつ旋を行う。

オ 必要に応じ、ボランティアの受入に関する情報を報道機関に提供する。

(3) コーディネーターは、行政機関、協力団体、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立を進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努める。

3 NPO・ボランティア関係団体等との連携

町は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、情報を共有する場において、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

4 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等

ボランティア団体は、概ね次の団体等が予想される（第2編 第1章「防災協働社会の形成促進」参照）。

- (1) 日本赤十字奉仕団（地域赤十字奉仕団、特別奉仕団）
- (2) 愛知県防災ボランティアグループ
- (3) 防災ボランティア幸田
- (4) 女性の会
- (5) 各種団体
- (6) 学校（高校、大学、高等技術専門学校）
- (7) その他有志者（他市町村からのボランティアなど）

第5節 防災活動拠点の確保等【防災安全課／学校教育課／文化スポーツ課】

1 県及び町における措置

(1) 県、町は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要な拠点について、関係機関との調整の上、確保を図る。

(2) 当該拠点は、町又は県が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図る。

(3) 物資の輸送拠点について、県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらか

じめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

2 防災活動拠点の確保

町は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として防災活動拠点の確保を図るものとし、備蓄倉庫やマンホールトイレ等の整備に努めるものとする。

第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援【防災安全課】

1 県、町、防災関係機関における措置

南海トラフ地震の発生時においては、国が、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、あらかじめ定められた拠点等に対し、応援部隊等を派遣するとともに、物資の輸送等を行うこととなっている。

県、町、防災関係機関は、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、国が実施する災害応急対策活動に対し、次の広域的な受援活動を実施するものとする。

(1) 緊急輸送ルートの確保

被害が甚大な地域へ人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるための緊急輸送ルートの確保のための活動

(2) 救助・救急、消火活動

あらかじめ定めた救助活動拠点を開設し、広域応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れるための活動

(3) 災害医療活動

全国から派遣されたDMAT等による被災地域内における医療機関への支援・調整を行う活動

(4) 物資調達

国が被災県からの具体的要請を待たず支援する避難所避難者への支援物資の受入、配分に係る活動

(5) 燃料・電気・ガスの供給

災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料・電気・ガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動

第5章 救出・救助対策

町は、関係機関と協力して災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。

救出にあたっては要配慮者を優先するとともに、発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を行う必要がある場合に防災ヘリコプターを要請する。

第1節 救出・救助活動【防災安全課／予防防災課／消防署／庶務課】

1 町における措置

(1) 救出計画

災害のため生命身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者に対し、捜索又は救出して、その者を保護する措置をとる。

ア 対象者

災害が直接原因となって、現在生命が危険な状態であり早急に救出しなければ生命の安全が保障できないような状態である者。

イ 救出方法

(7) 救出を必要とする事態が発生したときには、直ちに県等関係防災機関に連絡し、速やかに救助活動に取りかかる。被災者の救出は、消防署・消防団を主体とした警防班により実施する。

(4) 二次災害が予想される場合には、幸田町災害対策本部の指示に従い行動する。

(6) 被災者が多数で、町で救出活動が困難な場合には、県又は他市町村へ、救出の実施、これに要する要員及び資機材の応援を要請する。

(5) 被害がさらに甚大な場合には、県西三河方面本部を通じて自衛隊に救出実施の派遣要請を行う。なお、自衛隊への派遣要請は県が行うこととなっているが、被害状況は逐次自衛隊に報告しておくことが望ましい。

ウ 救助組織の充実

(7) 消防署・消防団、警察署、県・他市町村との間で、救助体制の確立を行う。

(4) 事業所の自衛消防隊や町民の自主防災組織による災害救助活動が効果的に行われるよう平時からの訓練を行う。また、自主防災組織の資機材の充実にも努力する。

エ 救出期間（災害救助法適用時）

災害発生の日から3日以内とする。これにより難しい場合は、内閣総理大臣と協議の上、期間を延長する。なお、4日目以後は、原則として遺体の捜索として扱う。

オ 整備保存すべき帳簿

整備保存すべき帳簿は次のとおり。

(7) 救助実施記録日計票

(4) 被災者救出状況記録簿

(6) 被災者救出用機材器具燃料物資受払簿

(5) 被災者救出用関係支払証拠書類

(2) 応援協力関係

ア 救出の実施が困難な場合、県・他市町村等へ応援を要請する。また、広域的な消防部

隊の応援要請を行う必要が生じた場合、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、要請を行う。

イ 他の市町村又は他の機関から応援の要請を受けたときは、これに積極的に協力する。

2 災害救助法の適用

町に災害救助法が適用された場合、「1 町における措置」は県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

3 資料

- (1) 救急車（資料編 第2.8.(1)）
- (2) 救急病院（資料編 第2.8.(2)）
- (3) 愛知県内広域消防相互応援協定（資料編 第9）

第2節 防災ヘリコプターの活用【予防防災課／消防署】

1 県及び名古屋市（消防航空隊）における措置

(1) 活動内容

ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行う。

- ア 被害状況調査等の情報収集活動
- イ 食料、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の輸送
- ウ 災害情報、警報等の広報・啓発活動
- エ 火災防御活動
- オ 救急・救助活動
- カ 臓器等搬送活動
- キ その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動

2 町等における措置

(1) 出動要請

ア 次の要件に該当する場合、知事に対し、防災ヘリコプターの応援要請をすることができる。

- (ア) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又はその恐れがある場合
- (イ) 要請のあった市町村等の消防力によっては防衛が著しく困難な場合
- (ウ) その他救急救助活動等において防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

イ 防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ名古屋市消防航空隊に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を提出する。

- (ア) 災害の種別
- (イ) 災害の発生場所
- (ウ) 災害発生現場の気象状態
- (エ) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (オ) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段

(ハ) 応援に要する資機材の品目及び数

(ニ) その他必要な事項

ウ 緊急時応援要請連絡先

名古屋市消防航空隊 8:45～17:30 電話 0568-54-1190 FAX 0568-28-0721

17:30～ 8:45 電話 052-961-0119 FAX 052-953-0119

エ この項に定めるもののほか、防災ヘリコプターの出動に関して必要な事項は、「名古屋市航空機隊支援出動要請要領」の定めるところによる。

3 資料

愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定（資料編 第9）

第6章 消防活動・危険性物質対策

大地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命危険が予想されるので、消防団員はもとより町民、事業者あわせて出火防止と初期消火を行う。

消防機関は、関係消防機関と連携を保ちつつその全機能をあげて避難の安全確保を始め、重要な地域、対象物の防御と救助・救急及び地震による水災の防御等に当たり、激甚な大規模災害等から町民の生命、身体及び財産を保護する。

地震により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、町民等に被害を及ぼさないように努めるとともに、それらの情報等を提供し、町民等を早急に避難させる。

第1節 消防活動【庶務課／予防防災課／消防署】

1 町の措置

- (1) 町は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に大規模な震災の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応する。
- (2) 町は、災害事象に対応した防御活動を展開し、町民の生命、身体及び財産を保護するとともに、発災害時の被害を軽減するため、大震火災防御計画を樹立しておくものとする。

ア 大震火災防御計画の目標

地震による災害は、地震そのものの強さやその他の条件によって大小さまざまであるので、被害発生規模により物的被害の軽減から人命の安全確保まで、段階的に防御対象と範囲を定め、最も効率的な被害軽減を目標として計画する。なお、激甚な大規模災害が発生した場合、消火栓の使用不能、道路寸断等により、早期に消防力が投入できないことも考えられるため、そうしたことを踏まえた防御計画とする。

- (7) 火災が比較的少ない場合は、すべての火災に出動し、全火災を鎮圧する。
- (i) 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防護する。
- (ii) 火災が著しく多発し、最悪の条件下においても避難路等の確保により、人命の安全だけは確保する。

イ 大震火災防御計画の推進

(7) 防御方針

- a 火災発生が少ないと判断されたときは積極的な防御を行い、一挙鎮圧を図る。
- b 火災件数が消防力を上回るような場合は、重要かつ消防効果の大きい火災を優先的に防御する。
- c 火災が随所に発生し、消防隊個々の防御では効果を収め得ない場合は、部隊を集中して人命の確保と最重要地域の確保のための防御に当たる。
- d 火災が著しく多発し、町民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして避難者の安全確保のための防御に当たる。
- e 大量の人命を救助すべき事態が発生した場合は、火災の状況により人命救助を優先的に実施する。
- f 大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火した場合、あるいはすでに延焼してし

まった場合は、初期においては市街地への延焼危険のある部分のみを防御し、後に上記の要領により防御する。

g 火災及び水害が同時に発生した場合は、原則として火災防御を優先する。

(f) 重要対象物の指定

消防長は、避難所、救護物資の集積所、救護施設、応急復旧に直接必要な災害対策の中核機関、町民生活に直接影響を及ぼす公共機関等の施設について、火災時における重要対象物としてあらかじめ定めておく。

(g) 延焼阻止線の設定

延焼阻止線は、延焼拡大する火災を延焼阻止効果のあるところで集中的に防御し、阻止しようとするもので、地形地物、空地、水利の状況と動員部隊とを勘案して設定する。

(h) 避難地・避難路の設定

避難地は、町があらかじめ定める「避難場所」とする。また、避難地に通じる幹線道路を避難路とするが、防御の重点は、河川に面した所は橋梁付近、その他の地点については避難上特に障害が予想され、混乱を生じると思われる地点とする。

(i) 消防活動計画図の作成

消防活動計画図は、部隊運用の基本を成すもので、危険区域、木造住宅の密集状況、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難地、避難路等を調査し、消防署、本庁とそれぞれの立場において検討・調整を行い作成する。

(j) 部隊運用要領の策定

a 消防の組織

(a) 消防本部

大地震の発生により火災等の災害発生が予測された場合は、平常の事務を一時停止して、災害の活動に専念する。

(b) 消防団本部

消防団長は、大地震の発生により火災発生が予想された場合には、消防団本部をもうけ、所属団員を指揮して所轄区域内の消防団活動にあたる。

b 部隊運用要領

(a) 重要な地域の火災を重点とした部隊運用を図る。

(b) 避難命令が出された場合は、人命の安全確保を最優先し避難路確保に全力を尽くして防御に当たる。

(k) 計画の検討・調整

集中防御地点・避難予定路等の決定に当たっては、幸田町災害対策本部に重大な影響を及ぼすので、木造住宅の密集状況や航空写真などにより検討し、幸田町消防本部との調整を図る。

ウ 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、町は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行う。

2 消防署、消防団における措置

(1) 消防活動

消防署、消防団は、地域に密着した防災機関として地域自主防災組織の指導及び現有装備を活用して、次により出火防止、消火活動、救助、救急、避難誘導、緊急通行車両の通行の確保及びその他火災の防御に当たる。

なお、激甚な大規模災害が発生した場合、指揮命令系統の途絶も考えられることから、分団又は班単位で消火・救急救助活動が行えるよう資機材等の整備を促進する。

ア 出火防止

発災と同時に、付近の町民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は町民を督励して初期消火の徹底を期する。

イ 消火活動

消防団及び自主防災会は、消防署の消防隊出動不能又は困難な地域における消火活動及び主要避難路確保のための消火活動を行う。

ウ 救助、救急活動

要救助者の救助救出と負傷者に対しては応急処置を行い、安全な場所へ搬送する。

エ 避難方向の指示

避難の指示等がなされた場合は、これを町民に周知するとともに、災害の状況等正しい情報に基づき町民を安全な方向へ指示する。

オ 緊急通行車両の通行の確保

消防職員は、消防活動用車両の通行を確保するため、その場に警察官がいないときに限り通行の障害となるものを除去等することができる。

ただし、別紙様式 16（様式集）により、事後速やかに警察署長に通知する。

第2節 危険物施設対策計画【予防防災課】

1 町における措置

(1) 町は人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

また、県に応急対策の活動状況、幸田町災害対策本部の設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

(2) 町は石油類及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、町民の立入制限、退去等を命令する。

(3) 町は消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

(4) 町は火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は他の市町村に対して応援を要請する。なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより要請を行う。

(5) 町はさらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する

とともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっ旋を求める。

- (6) 町は他の市町村又は他の機関から応援の要請等を受けたときは、これに積極的に協力する。

2 資料

愛知県内広域消防相互応援協定（資料編 第9）

第3節 毒物劇物取扱施設対策計画【予防防災課／消防署】

1 町における措置

- (1) 町は、災害発生について、県へ直ちに通報する。
- (2) 町は、石油類及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般の町民の立入制限、退去等を命令する。
- (3) 町は、消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、河川、農地等への流失被害防止について、十分留意して行う。

- (4) 町は、火災の規模が大きくなり、自らの消防力等では対処できない場合は他の市町村に対して応援を要請する。なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより要請を行う。
- (5) 町は、さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要求する。
- また、町は、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっ旋を求める。
- (6) 町は、他の市町村又は他の機関から応援の要請等を受けたときは、これに積極的に協力する。

第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策

医療救護については、災害医療コーディネーター、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努める。

災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に従い、迅速に感染症流行の未然防止に万全を期する。

第1節 医療救護【健康課／保健医療課／消防署】

1 町における措置

町は災害のため医療機関が混乱し、被災地の町民が医療の途を失った場合には応急的に医療を施し、被災者を保護する措置をとる。幸田町災害対策本部の決定により医療救護所を設置し、必要に応じて岡崎市医師会、岡崎歯科医師会、岡崎薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるとともに、町内の避難所等における医療ニーズの把握に努める。

また、県が設置する岡崎幸田災害医療対策本部に職員を派遣して、町内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、必要に応じて医療チーム等の派遣や医薬品供給等の支援を要請する。

(1) 医療等の対象者

災害のために、医療の途を失った者で、応急的に医療を施す必要がある者

(2) 医療等の範囲

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術、その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への搬送
- オ 看護

(3) 医療の方法

ア 救護班による医療

- (7) 医療は原則として救護班が行い、救護班の編成は救護班編成（資料編第2.8.(4)）のとおりとする。関係スタッフは幸田町保健センターに参集する。
- (8) 救護班による医療活動の開始を待つことのできない場合は、最寄りの受診可能な一般診療機関において治療する。
- (9) 被害が大きくて現地救護班により救助が困難な場合は、西三河南部東医療圏保健医療調整会議にDMATの派遣を要請する。

イ 医療機関等による医療

救護班による救護ができない者、又は救護班による救護が適当でない者は後方支援病院又は災害拠点病院に搬送し、医療を行う。

ウ 救護所の設置

災害の規模及び態様に応じ救護班は、救護所に指定してある1か所（幸田中学校）に必要に応じて救護所の設置及び巡回救護を行う。

エ 県への報告

災害救助法が適用された場合は、医療を行った人員を県に報告する。

(4) 医療の期間（災害救助法適用時）

災害発生の日から 14 日以内とする。これにより難しい場合は、知事を通じて内閣総理大臣の承認を受けて期間の延長をする。

(5) 助産の対象者（災害救助法適用時）

災害のため、助産の途を失った者で、災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者

(6) 助産の範囲

ア 分べんの介助

イ 分べん前、分べん後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(7) 助産の方法

ア 助産機関による助産

イ 災害救助法が適用された場合は、助産を行った人員を県に報告する。

(8) 助産の期間（災害救助法適用時）

分べんした日から 7 日以内とする。これにより難しい場合は、知事を通じて内閣総理大臣の承認を受けて期間の延長をする。

(9) 調達資材の在庫場所等

調達資材の在庫場所、品名、数量は、資料編第 3.3 のとおり。

(10) 整備保存すべき帳簿

ア 災害時の医療救護に関する協定書内様式等

イ 病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類

ウ 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類

エ 助産台帳

(11) 資料

ア 医薬品その他衛生材料（資料編 第 3.4）

イ 救急病院（資料編 第 2.8.(2)）

ウ 感染症指定医療機関（資料編 第 2.8.(3)）

2 救急搬送の実施

(1) 患者の搬送は、原則として地元消防及び応援消防機関の救急車両等及びヘリコプター等の航空機により行う。

(2) 消防の救急車両が手配できない場合は、県、町、災害拠点病院及び医療救護班で確保した車両により搬送を実施する。

(3) 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地及び S C U（ステージングケアユニット：広域搬送拠点臨時医療施設）へ搬送する場合には、要請に基づき県、県警察、自衛隊、第四管区海上保安本部等がヘリコプター等により空輸する。

(4) 重症患者の緊急空輸については、ドクターヘリを活用する。

3 医薬品その他衛生材料の確保

(1) 医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの医薬品等販売業者から調達することを原則

とし、災害の状況等により不足する場合は、町等は2次医療圏等の区域ごとに設置される西三河南部東医療圏保健医療調整会議に調達の要請をする。

- (2) 幸田町災害対策本部は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握し、災害薬事コーディネーターとともに、町等から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請する。

圏内での調達が不可能な場合は、西三河南部東医療圏保健医療調整会議に調達を要請する。

4 災害救助法の適用

町に災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 防疫・保健衛生【人事秘書課／こども課／健康課／環境課／水道課／学校教育課】

1 町における措置

(1) 実施者及び実施方法

ア 検病及び健康診断

町は保健所の協力を得て検病調査、健康診断を実施する。

イ 疫病

(7) 防疫組織

患者等が発生し、又は県防疫対策本部からその恐れのある旨の通報を受けた時は、直ちに町防疫対策本部を設置し、防疫活動に入る。

(4) 患者搬送の措置及び施設

患者は原則として感染症指定医療機関に搬送する。施設の対応能力等において困難な場合には保健所に連絡し委託搬送する。

(7) 防疫活動

避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。

ウ 清掃及び消毒

知事の指示に基づき、町職員及び臨時に雇用した作業員により作業班を編成し、清掃及び消毒を実施する。班編成は1班7人編成を基準とする。

(7) 知事の指示に基づき道路、溝渠、公園等の公共場所を中心に実施する。

(4) 「感染症法施行規則」(平成10年厚生省令第99号)第14条に定めるところにより実施する。

エ ねずみ族、こん虫等の駆除

(7) 知事が定めた地域では、上記ウ作業班が消毒を実施する際に併せて実施する。

(4) 実施要領は「感染症法施行規則」(平成10年厚生省令第99号)第15条に定めるところによる。

(ウ) 昆虫の駆除を実施する場合は、家屋内外及び汚物の堆積地帯にスミチオン粉剤を使用し、殺虫剤としてオルソジクロールベンゾール剤等を用いる。

オ 生活用水の供給

(ア) 知事の指示に基づき生活用水の停止期間中、生活用水の供給を行う。

(イ) 生活用水の供給量は1人1日当たり20ℓを標準とする。

(ただし、発災直後は飲料水用として1人1日当たり3ℓの給水为目标とし、時間の経過とともに、調理、洗濯・掃除、洗面・トイレ等に必要生活用水の給水を行う。この場合の目標給水量を1人1日当たり20ℓとする(第3編第11章第1節「給水」参照)。

(ウ) 生活用水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸水、水道水等の衛生処理について指導する。

カ 患者等に対する処置

(ア) 被災地域において、感染症患者若しくは保菌者が発生したときは西尾保健所に連絡して患者搬送を依頼し、隔離の措置をとる。

(イ) やむを得ない理由によって隔離施設への搬送措置をとることができない保菌者に対しては、自宅隔離を行い、し尿の衛生的処理について厳重に指導し、必要あるときは治療を行う。

キ 避難所の防疫指導等

(ア) 避難所の管理者を通じて避難者において衛生に関する自治組織をつくるよう指導する。

(イ) 避難者に対しては、1日1回の検病調査を実施する。

(ウ) 衣服の消毒、環境の清掃、消毒、手洗の励行等について十分指導する。

(エ) 給食従事者は健康診断を終了したものを充て、できるだけ専従とする。

(オ) 飲料水等については、保健所等において水質検査を実施するとともに使用の都度消毒するよう指導する。

ク 臨時予防接種

予防接種による予防措置を講ずべき必要がある場合は、予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条の規定による臨時予防接種を知事の指示により実施する。

ケ 衛生教育及び広報活動

(ア) リーフレット、ポスター等により災害時における感染症予防に関する注意事項を周知させる。

(イ) 被災者に接するあらゆる機会をとらえて衛生指導を行う。

コ その他必要とする事項

町長は、その機能を最大限に活用して災害防疫活動を実施するが、なお人員、機材等に不足を生ずる場合は、県の防疫員、自衛隊等の派遣を要請する。

(2) 栄養指導等

ア 避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導、衛生管理を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

イ 町は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

(3) 健康管理

必要に応じ、避難所等に保健師、管理栄養士、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や食生活の支援・相談、口腔ケアを行うとともに、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等による巡回健康相談を行う。

特に、要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

(4) 健康支援と心のケア

ア 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、町民の健康状態の把握と対応を行う。

イ 長期避難者等への健康支援

避難生活が長期に渡るとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすい。そのため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。

また、ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、町民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。

ウ 子どもたちへの健康支援活動

学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。また、児童相談センターでも相談窓口を設置する。

エ 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

(5) 避難所の生活衛生管理

町は、避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。

(6) 動物の保護

被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。

また、獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。

(7) 応援協力関係

ア 町は県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力を行う。

イ 町は自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実

施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要請する。

ウ 他の市町村又は他の機関から応援の要請を受けたときは、これに積極的に協力する。

エ 町は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してD P A Tの派遣要請を行う。

第8章 交通の確保・緊急輸送対策

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。

町は、県及び関係機関と協力して応急対策の実施に当たり、必要な人員、物資等を迅速に輸送するため各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保する。

災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、鉄道等交通施設に対する応急復旧活動を実施又は協力するとともに、輸送機能の確保に努める。

第1節 道路交通規制等【防災安全課／土木課】

1 県警察における措置

県警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

(1) 緊急交通路の確保

ア 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。

イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。

ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

分類	態様
緊急通行車両	<ul style="list-style-type: none"> 緊急自動車 緊急自動車の他、災害応急対策に使用される車両
規制除外車両	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの 上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち大震災発生時に優先すべきものに使用される車両

(3) 交通規制の実施

分類		態様
初動対応	交通情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> 道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道

		路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。
	緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整	<ul style="list-style-type: none"> ・法第 76 条第 1 項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。 なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。
第一局面（大震災発生直後）		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。 ・交通規制の方法は、法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）別記様式第 2 の標示を設置して行う。 なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配慮する。
第二局面（交通容量は十分でないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）		第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。

(4) 強制排除措置

- ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。
- イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- ウ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。
- エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。

(5) 緊急通行車両の確認等

- ア 県公安委員会が法第 76 条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第 33 条の規定により緊急通行車両の確認を行う。
- イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用人は、「緊急通行車両等確認申出書」を、県又は県公安委員会の事務担当局等に提出するものとする。
- ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。
- エ 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。

(6) 交通情報の収集及び提供

交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。

(7) エリア交通規制

被害状況等により県内を名古屋・尾張エリア及び三河エリアに二分し、被害が集中したエリアに対してその境界及び県境において交通の状況に応じた交通の抑制、広報活動等を行う。

(8) 大震災発生時の交通規制計画

大規模な地震が発生した際には、高速道路等に交通規制を実施し緊急交通路として災害応急対策車両等の通行を確保する。

2 自衛官及び消防職員の措置

派遣を命じられた自衛官及び消防職員は、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。措置することができる。

その場合には、措置命令・措置通知書（別紙様式16）により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

3 自動車運転者の措置

(1) 車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は、次の措置をとることとし、原則として徒歩で避難すること。

ア 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止すること。

イ 停止後は、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。

エ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。

オ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

カ 駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 車両を運転中以外である場合には、次の要領により行動すること。

ア 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

イ 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。

(3) 災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

- ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。
 - (7) 緊急交通路に指定された区間以外の場所
 - (8) 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所
- イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- ウ 警察官又は道路管理者の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。

第2節 道路施設対策【防災安全課／環境課／土木課／予防防災課／消防署】

1 県警察及び町における措置

- (1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有
 - ア 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。
 - イ 道路情報システム等の活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。
- (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保
 - ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。
 - イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。

また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。
 - ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。
 - エ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。
 - オ 重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。
- (3) 情報の提供
 - 緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。
- (4) 必要に応じ警戒区域を設定し、一般町民の立入規制、退去等を命令する。
- (5) 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実施する。
- (6) 負傷者が発生した場合、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は、第3編13章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (7) 必要に応じ被災者等への食料及び飲料水等を提供する。
- (8) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他資機材を確保する。
- (9) 町で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、町は「愛知県内広域消防

相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

- (10) 被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県西三河方面本部を通じて県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。
- (11) 危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難の誘導を行う。

2 応援協力関係

町長は、道路等被害の応急工事を実施することが困難な場合には、県へ要員の確保について応援を要求する。

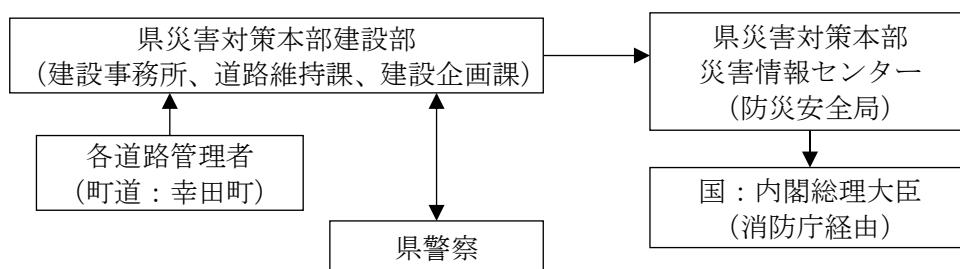
なお、県警察本部長と一般社団法人愛知県警備業協会長との間で「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」が締結されており、大規模な災害が発生し、県警察本部長からの要請があった場合は、同協会が緊急交通路の確保のための交通誘導活動を行う。

3 道路管理者（中部地方整備局、町、愛知県）における措置

- (1) 大規模道路災害が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、県、国土交通省等関係機関に連絡する。
- (2) 大規模道路災害が発生した場合は、通行の禁止・制限又は迂回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する。

4 情報の伝達系統

大規模道路災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



5 資料

愛知県内広域消防相互応援協定（資料編 第9）

第3節 鉄道施設対策【防災安全課／消防署】

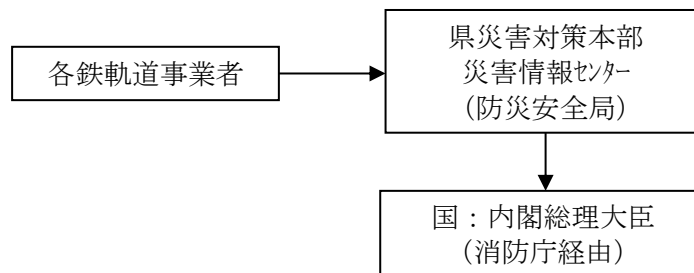
1 鉄道事業者における措置

- (1) 大規模鉄道災害が発生した場合は、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、速やかに県に連絡する。
- (2) 大規模鉄道災害が発生した場合は、災害の拡大防止のため、速やかに関係列車の非常停止及び避難の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずる。
- (3) 大規模鉄道災害発生直後における負傷者の救助・救急活動、初期消火活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動及び消防活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。
- (4) 大規模鉄道災害が発生した場合は、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

- (5) 応急工事の実施が困難な場合、他の鉄軌道事業者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。
- (6) 運転を再開する場合は、注意運転によって最寄り駅まで運転し、駅又は運転指令の指示を受ける。

2 情報の伝達系統

大規模鉄道災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



3 応援協力関係

- (1) 鉄軌道事業者は、応急工事、救助活動等の実施が困難な場合、県及び町へ要員の確保の応援を要請し、県を通じて自衛隊に対し応急工事の応援を要請する。
- (2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

4 資料

愛知県内広域消防相互応援協定（資料編 第9）

第4節 緊急輸送手段の確保【財政課／防災安全課／予防防災課】

1 輸送機関における措置

(1) 鉄軌道事業者の措置

大規模鉄道災害が発生した場合は、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

2 町における措置

(1) 車両の確保

町及び関係機関は、災害時における応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、不足車両は運送関係業者等の保有する車両等を借上げることで緊急輸送体制を確保する。さらに不足する場合は、県又は他の市町村の応援を求める。

また、関係機関に対して、災害応急対策必要物資の運送を要請する。

ア 確保順位

- (ア) 町所有の車両等（企画部（財政課）により配車計画を行う）
- (イ) 公共団体の車両の借上げ等
- (ロ) 輸送業者所有の車両の借上げ等
- (ハ) 自家用車両の借上げ等

イ 配車措置

各部は、自動車等による輸送が必要となったときは、企画部（財政課）に次の事項を

明示して配車を要請する。

- (7) 輸送の目的
- (4) 輸送の区間及び期間
- (6) 輸送量及び日時

ウ 輸送の期間

各救助の実施期間中。

エ 費用

- (7) 官公署、その他公共機関からの借上げ
特に定めがない限り無償とする。
- (4) 輸送業者からの借上げ
包括的な輸送経費による委託（倉出し料、積載賃金職員賃等含む）
- (6) 自家用車両の借上げ
輸送業者と同様に1日当たりの借上料とする。ただし、輸送業者より低い料金にとどめる。

オ 整備すべき帳簿

整備保存すべき帳簿は次の通り。

- (7) 輸送記録簿
- (4) 輸送関係支払証拠書類（燃料、修繕、使用料等）

(2) 緊急通行車両の確認申出

災害対策基本法第76条に基づき、公安委員会は、災害が発生した場合又は災害が発生する恐れがある場合、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区域又は区間を指定して、緊急輸送を行う緊急通行車両以外の通行を禁止し、又は制限を行うことができるとしている。

また一方で、災害対策基本法施行令第33条第1項、第2項及び第3項の規定により、都道府県知事又は公安委員会は、緊急通行車両の使用者の申出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行うこととしており、確認を行ったときは、当該車両の使用者に対し、当該確認に係る緊急通行車両標章及び緊急通行車両等確認証明書（以下「標章等」という）を交付するものとしている。そのため、町長は、同法施行令第33条に規定する緊急通行車両の確認申出を実施する。

ア 確認申出の対象車両

法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画のある車両で、前記「(1)車両の確保」で調達される車両。

イ 確認申出の手続き

災害発生前は、岡崎警察署交通課に、災害発生後は、西三河県民事務所に、次の書類を提出する。

- (7) 緊急通行車両確認申出書（災害対策基本法施行規則別記様式第3）
- (4) 添付書類
 - ① 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し
 - ② 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめる

に足りる書類

- ・地域防災計画の抜粋
- ・協定書の写し
- ・当該事業者を災害応急対策等に従事させることを証した書類等

- ③ 災害応急対策等を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書類（災害応急対策等に使用する車両のリストや当該車両を災害応急対策等に使用することを証した書類）

ウ 標章等の交付及び返納

県又は公安委員会から標章等の交付を受ける。なお、標章等の交付を受けた車両が緊急通行車両に該当しなくなった時、有効期限が到来した時には、速やかに標章等を返納しなければならない。

3 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

災害救助法による救助実施のための輸送は、次の範囲とする。

(1) 被災者を避難させるための移送

町長、警察官等避難指示者の指示に基づく長距離避難のための移送

(2) 医療及び助産のための移送

重傷患者で救護班により処置できないもの等の移送及び救護班の仮設する診療所への患者移送あるいは医療関係者の移送等

(3) 被災者救出のための移送

救出のために必要な人員、資材等の輸送及び救出した被災者の移送

(4) 飲料水供給のための輸送等

飲料水供給のための輸送等、飲料水の直接輸送及び飲料水確保のため必要な人員、ろ水器、その他機械器具資材の輸送

(5) 救助用物資の輸送

被災者に支給する被服、寝具、その他生活必需品、炊き出し用食料、学用品及び救助に必要な医療衛生材料、医薬品等の輸送

(6) 遺体捜索のための輸送

遺体処理のための医療員、衛生材料等の輸送及び遺体を移動させるために必要な人員、遺体移送

4 防災ヘリコプターの活用

災害輸送は、自動車輸送を原則とする。交通途絶の場合は賃金職員等により輸送する。ただし、自動車輸送ができない場合で、特に緊急を要するものは、県に要請して空中輸送を行う。

(1) ヘリポート

ヘリコプターによる輸送を受入れる場合は、次の事項について準備する。

ア 事前の準備

(イ) ヘリポート用地として、下記の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施する。

(ロ) ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺 1 万

分の1程度のもの)を提供する。

- (h) 夜間等の輸送に備えて、ヘリコプター誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。
- (i) ヘリコプターにて輸送する機関があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

イ 受入時の準備

離着陸地点には、下記基準の㊸記号を風と平行方向に標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

- (7) ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- (i) 砂塵の舞い上がる時は散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- (h) ヘリポート付近の町民に対して、離着陸等について広報を実施する。
- (i) 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し事前に自衛隊と調整を行う。
- (h) 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせないようにする。

5 資料

- (1) 町有自動車(資料編 第5.1)
- (2) ヘリポート可能箇所(資料編 第5.3)
- (3) ヘリポートの㊸記号の基準及び吹き流しの基準(資料編 第5.4)
- (4) ヘリポート可能箇所の選定基準(資料編 第5.5)

第9章 浸水対策

浸水対策については、「愛知県水防計画」に基づき実施する。

第1節 浸水対策【防災安全課／土木課／産業振興課／消防署】

1 町及び関係機関における措置

(1) 浸水対策用資機材及び人員の配備

町は、備蓄する浸水対策用資機材を整備するものとする。

また、浸水の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって、迅速かつ強
力に推進できるよう、非常配備の体制を整えるものとする。

なお、浸水対策用資機材に不足を生じる緊急事態に際しては、県へ応援を要請するもの
とする。

第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

町は、法令等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努め、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制の整備を推進する。

帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」という基本原則の徹底を図る。

第1節 避難所の開設・運営【防災安全課／こども課】

1 町における措置

(1) 避難所の開設

町は、災害のため避難した居住者や滞在者、被災した町民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

また、事前に避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用のテントの備蓄等を計画的に進めるとともに、災害時には、「幸田町避難所運営マニュアル」等に基づき、避難所の円滑な運営を図るものとする。

さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

ア 避難所の設置を行う実施責任者

町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長が行う。

イ 対象者

- (7) 災害によって現に被害を受けた者
- (8) 災害によって現に被害を受ける恐れのある者

ウ 避難所設置の方法

(7) 避難所の開設方法

- a 幸田町災害対策本部が開設され、避難所が必要となったときには、避難所開設に必要な職員を派遣する。なお、大規模災害によって避難所の開設が極めて多くなる場合には、基幹的避難所に職員を派遣し、その他の避難所は自主防災組織等地域の町民による自主的な開設を依頼する。
- b 幸田町災害対策本部から、避難指示が発令された場合には、各避難所毎に担当責任者を定める。
- c 避難所の開設に必要な作業は、担当責任者の指示の下に、可能な限り労力奉仕を得て実施する。野外仮設物の設置、要配慮者の避難など特別に労力を必要とするときには、幸田町災害対策本部に連絡を取り必要な措置を講じる。

なお、避難所を開設したときは町民に周知徹底を図るとともに、県に報告する。

(イ) 避難場所、避難所の表示

避難場所、避難所の位置を町民に周知させるため、広報伝達するとともに所要の箇所に標識を設ける。標識の規格様式は資料編第 2.9.(2)のとおり。

(2) 避難所の運営

避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため避難所には、担当責任者（本部からの職員若しくは施設管理者等）を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。

ア 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

県や町が作成した避難所運営マニュアル等に基づき、避難所の円滑な運営を図る。

イ 避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努める。なお、対応能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずる。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

ウ 避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずる。

エ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮する。

オ 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

カ 避難者への情報提供

常に幸田町災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努める。

特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努める。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等への情報提供方法について、「幸田町避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮する。

キ 要配慮者への支援

避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。なお、必要に応じて福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行う。

ク 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとる。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「幸田町避難所運営マニュアル」を参考に配慮する。

ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じる。

コ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した NPO やボランティア等の協力が得られるよう努める。

サ ペットの取扱

必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

シ 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

町は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

ス 感染症対策

町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災安全課と健康課が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(3) 避難所の利用条件

避難所の利用に際しては、下記の利用条件に基づき、施設管理者又は施設所有者との間に利用の承諾を受けておく。

《施設の利用条件》

ア 緊急避難所として周辺の町民の利用に供するため、建物にあつては、敷物、寝具、身の回り品の持ち込みを認め、生活施設の利用可能なものの使用を認める。広場などにあつてはテントなど簡易な除雨施設の設置を認め暫定的な生活を可能とする施設の設置及び既存施設の修復利用を認める。

イ 緊急避難所の利用期間は、被災発生後原則 7 日間とし、この期間以上に及ぶ場合は、

その時点で協議了解を求めることとする。

ウ 施設の利用は、施設提供者の復旧業務に支障を与えない範囲で認め、詳細な点についてはその都度協議了解を求める。

エ 避難所施設として利用した期間内における燃料、消耗部品等の費用は原則として町の負担とする。

オ 利用期間が満了した場合は、施設提供前に原型復旧して返還する。

カ この承諾により周辺の町民に周知するための標識及び広報活動で明示することを認める。

キ この承諾の期間は、町が必要とする期間とし、利用に支障をきたす場合には文書による申出を行う。

ク この定めのない必要な条件は、双方が誠意を持って協議了承の上定める。

《避難者の遵守事項》

ケ 避難者の中で連絡係、責任者の選任を行い、自主管理組織を確立する。

コ 生活秩序を正しく保持するとともに、施設の利用に当たっては、善良な管理の立場を守り、機能の保持に努める。

サ 災害情報、応急対策状況は、必要の都度、派遣責任者を通じて、発表、伝達されるため、これらに対応する個人的措置も、自主組織と密接な連携のもとに行動する。

シ 避難者に実施される給水、給食等救援措置も、自主組織が協力し、不公平な問題点を生じないように努める。

ス 避難者の個別相談業務は、幸田町災害対策本部を通じて担当者が対応するが、重要業務に支障のないよう努める。

セ 自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努める。

ソ 避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。

(4) 避難所の管理事務

幸田町災害対策本部が定めた各避難所の担当責任者は、次の書類を整備して、必要の都度これを幸田町災害対策本部に掲示し、避難所閉鎖まで保管整備する。

ア 避難収容台帳

イ 避難所用物品受払簿

ウ 避難所開設に要した支払及び物品受払証拠書類

(5) 避難所が備えるべき設備

緊急時に有効と思われる設備には、次のようなものが考えられるが、これらについては平時から避難所等に備え付け利用できるよう整備しておくよう努める。

ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等

イ 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等

ウ バックアップ設備の整備：投光器、自家発電設備等

2 広域一時滞在に係る協議等

町は、災害が発生し、被災した町民の町域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

3 災害救助法の適用

町に災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(1) 避難所設置の費用

ア 避難所設置費用の費目

県施行細則のとおり。なお、避難所の設置、維持及び管理のために支出できる費目は次のとおり。

区 分	例 示
賃金職員等雇上費	設置、維持、管理等の臨時職員の人件費
消耗器材費	懐中電灯、乾電池、ポリ袋、掃除道具、石鹼等
建物器物等使用謝金	器具、建物の使用謝金又は借上料及び購入費
光熱水費	公共施設は基本料金を除く額
仮設炊事場及び仮設トイレの設置等	仮設の炊事場、トイレに要する板・クギ等、一括請負、臨時電灯設置等（リース代含む）

イ 避難所の設置報告及び収容状況報告

避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設状況を知事に報告する。避難所毎の担当責任者から日報、通計報告を受け、幸田町災害対策本部にて集計し次の報告を最も速やかな方法で行う。

- (7) 避難所開設の日時、場所
- (i) 箇所数及び収容人員（避難所別）
- (ii) 開設期間の見込……原則7日間

(2) 避難所開設の期間

災害発生の日から7日以内とする。これにより難しい場合は、内閣総理大臣と協議の上、期間を延長する。

(3) 整備すべき帳簿

整備すべき帳簿は次のとおり。

- ア 避難者名簿
- イ 救助実施記録日計票
- ウ 物資受払簿
- エ 避難所設置及び収容状況
- オ 避難所設置に要した支払証拠書類
- カ 避難所設置に要した物品支払証拠書類

第2節 要配慮者支援対策【福祉課／企画政策課／防災安全課】

1 町における措置

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

第2章第2節 避難の指示 4 誘導における避難行動要支援者への対応 参照

(2) 避難行動要支援者の避難支援

第2章第2節 避難の指示 4 誘導における避難行動要支援者への対応 参照

(3) 障がい者に対する情報提供

障がい者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

(4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

町は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、サービスチームを結成してニーズに応じたサービスを提供する。

(5) 緊急一時入所

施設や自宅の被災により福祉施設入所者や在宅介護者等の被災を免れた施設への緊急一時入所の便宜を図る。

(6) 福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施する。

また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(7) 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援する。

(8) 県に対する広域的な応援要請

町は、保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請する。

(9) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

ア 国際交流協会や各種ボランティア団体との連携

イ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用

ウ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

2 災害救助法の適用

町に災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については町長への委任を想定しており、避難所の供与等の事務については、町が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム（DCAT）の編成・派遣につ

いては、県が実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 帰宅困難者対策【防災安全課／産業振興課】

1 町における措置

(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等
町は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。

また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行う。

(2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供

町は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

(3) その他帰宅困難者への広報

町は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。

(4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策

町は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。

2 事業者や学校等における措置

事業者や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

第11章 水・食品・生活必需品等の供給

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

第1節 給水【防災安全課／水道課】

1 町における措置

災害のため飲料水が枯渇し又は汚染され、現に飲用に適する水を得ることができない者に対して、最小限度の飲料水を供給し、被災者を保護する措置をとる。

(1) 対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができない者

(2) 飲料水の供給方法

ア 飲料水の供給は給水班により行う。

イ 1人1日当り所要給水量は3～20ℓを基準とする。

(イ) 発災直後の応急給水の目標としては、厚生労働省が定める1人当り1日3ℓ（主として飲料用）の確保を目標とする。

(イ) 時間の経過とともに、調理、洗濯・掃除、洗面・トイレ等に必要生活用水が必要となることから、1人当り1日約20ℓの給水を目標とする。

ウ 供給の方法は給水車及び共同給水栓による。

エ 給水の配分は避難所、若しくは幸田町災害対策本部又は自主防災組織の長が指定する搬送に便の良い場所で行う。

2 災害救助法の適用

町に災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(1) 給与のための費用

供給のため支出する費用は、ろ水機その他給水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品費及び資材費で町域内における通常の実費とする。

(2) 供給期間

災害発生の日から7日以内とする。これにより難しい場合は、内閣総理大臣と協議の上、期間を延長をする。

(3) 災害報告

災害救助法の適用を受けて飲料水の供給を実施する場合は、供給を必要とする人員、供給人員、及び供給予定期間を県に報告する。

3 整備保存すべき帳簿

整備保存すべき帳簿は次のとおり。

(1) 救助実施記録日計票

- (2) 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材等受払簿
- (3) 飲料水供給記録簿
- (4) 支払関係証拠書類

第2節 食品の供給【防災安全課／健康課／予防防災課／学校教育課／文化スポーツ課】

1 町における措置

災害のため食料の配給、販売機構等が麻痺し、あるいは住家の被害等により自宅で炊事等ができず日常の食事に支障が起こった場合には、被災者に対して応急的な炊出しを行い、また、住家に被害を受け一時縁故先へ避難するものに対して必要な食料品を支給し、一時的に被災者の食生活を保護する。

(1) 対象者

- ア 避難所に避難した者
- イ 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水し、炊事のできない者
- ウ 旅行者、一般家庭への来訪者、電車等の旅客等であって、食料品の持ち合わせがなく、調達できない者
- エ 被害を受け一時縁故先等に避難する者で、食料品を喪失し持ち合わせのない者

2 主食等の備蓄

- (1) アルファ化米、乾パン等の食料は原則として町において調達する。
- (2) 町において調達できない場合は、県に応急供給、調達あっ旋を要請する。
- (3) 広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭においても7日分以上の食糧を備蓄しておくことが必要である。

3 炊き出しその他による食品の供給

町は、炊出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施するものとする。

なお、備蓄物資、自ら調達した食品、下記(6)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。

- (1) 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品及び飲料水(ペットボトル等)を供給する。
 - ア 第1段階 乾パン、ビスケットなど
 - イ 第2段階 パン、おにぎり、弁当など
- (2) 熱源の使用可能時には、簡単な料理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品、包装米飯等の食品を供給する。
- (3) 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。また、食物アレルギー等について、「幸田町避難所運営マニュアル」を参考に配慮した食品供給をする。
- (4) 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。
- (5) 県への報告
 - 災害救助法に基づき食品の供給を行った場合には、次のことを県に報告する。
 - ア 炊き出し場所又は箇所数
 - イ 給与人数及び給食数
 - ウ 炊き出し予定期間

(6) 他市町村又は県へ応援要求

備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

4 米穀の原料調達

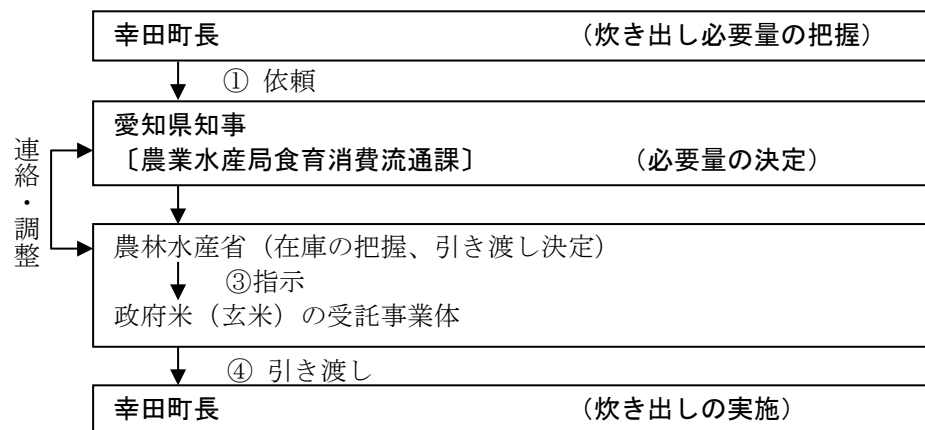
(1) 町は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。

(2) 町は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章 I 第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。

(3) 町長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。

(4) 市町村は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。

<炊き出し用として米穀を確保する手続き図（災害救助法適用時）>



5 災害救助法の適用

町に災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(1) 給与期間

炊き出し、その他による食品の給与期間は災害発生の日から7日以内とする。これにより難しい場合は、内閣総理大臣と協議の上、期間を延長する。

ただし、被災者が遠隔地の縁故先に一時避難する場合には、この期間内に3日以内を支給する。

(2) 給与のための費用

ア 炊き出し、その他による食品給与のため支出できる費用の限度額は、災害救助法施行

細則の定めるところによる。

イ 炊き出しによる食品給与に支出できる費目は次のとおり。

主食費 副食費	調理済みの食品、パン、弁当や米穀などの原材料の購入費
燃料費	品目、数量に限定はない。
雑費	機械、器具器物及び備品の使用謝金又は借上費、消耗器材費、包装紙類、はし、使い捨て食器等購入費

(3) 整備すべき帳簿

整備保存すべき帳簿は次のとおり

ア 炊き出し給与状況

イ 炊き出しその他による食品給与物品受払簿

ウ 炊き出しその他による食品給与のための食糧購入代金等支払証拠書類

エ 炊き出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類

6 資料

主食等の備蓄（資料編 第3.1.(1)）

第3節 生活必需品の供給【防災安全課／予防防災課／学校教育課／文化スポーツ課】

1 町における措置

町は災害によって、住家に被害を受け日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構等の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を直ちに入手できない者に対して一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与し、応急的な保護の措置をとる。

(1) 対象者

次の2つの要件を満たす者

ア 住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた者

イ 生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 給与又は貸与の方法

配分計画表に基づき給与又は貸与を行う。

(3) 町は、被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、(4)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。

(4) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

2 災害救助法の適用

町に災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(1) 給与又は貸与の期間

災害発生の日から 10 日以内とする。これにより難しい場合は、内閣総理大臣と協議の上、期間を延長する。

(2) 費用

災害発生の日から 10 日以内に給与又は貸与したものに要した費用は、災害救助法施行細則に定めるところによる。

(3) 災害報告

災害救助法が適用された場合は、次のことを県に報告する。

ア 主たる品目別給与点数

イ 給与世帯数（被害区分別）

ウ 物資給与及び受領簿

(4) 整備保存すべき帳簿

整備保存すべき帳簿は次のとおり。

ア 救助実施記録日計票

イ 物資受払簿

ウ 物資の給与状況

エ 物資購入関係支払証拠書類

オ 備蓄物資払出証拠書類

カ 物資購入（配分）計画表

(5) 資料

ア 生活必需品の備蓄（資料編 第 3.2.(1)）

イ 生活物資供給業者（資料編 第 3.2.(2)）

第12章 環境汚染防止及び地域安全対策

町は災害で流出した汚染物質等から生活環境を保全する。

災害発生時には、災害現場の混乱、人身の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。

第1節 環境汚染防止対策【環境課】

1 町における措置

(1) 汚染防止対策

町は被災状況を勘案し、事業者に対して汚染物質の流出・拡散防止のための適切な措置を講じるように指導する。

(2) 環境調査

町は大気・水質に関するデータ収集並びに環境汚染モニタリングを行い、環境汚染の状況やその発生源を的確に把握する。

(3) 応援要請

町は激甚な大規模災害が発生した場合には、環境調査等に必要な人員・機材等の援助について県に応援を求める。

第2節 地域安全対策【防災安全課】

1 警察における措置

(1) 地域安全活動の強化

災害時の混乱を狙った悪質犯罪防止のため、県警察や防犯協会と緊密な連絡を取りながら防犯活動を展開し、生活必需物資、復旧資材等の盗難防止及び救援物資の配給等に関する混乱防止の警戒活動を実施する。また、食品、衣料等の生活必需品及び建築資材等の買い占め、売り惜しみ、暴利行為等の防止対策を早期に講じるとともに、防犯連絡所を拠点とした地域安全活動を強化、促進する。

2 町における措置

(1) 応援協力関係

県警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

なお、県警本部長と一般社団法人愛知県警備業協会長との間で、「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」が締結されており、大規模な災害が発生し、県警本部長からの要請があった場合は、同協会が被災地、避難所の警戒活動を行うことがある。

第13章 遺体の取扱い

町は、周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者を、速やかに捜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）するものとする。

遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

第1節 遺体の捜索

1 警察及び町における措置

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の情勢から見てすでに死亡していると推定される者に対して、遺体の捜索の措置をとる。

(1) 捜査の対象者

災害のため行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者

(2) 捜索の方法

関係警察と緊密に連絡を取り実施する。

(3) 検視（調査）

遺体を発見したときは、警察官の検視（調査※）を得る。現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。

※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）

(4) 応援要請

町は、町での遺体の捜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の捜索の実施、又は実施に要する要因及び資機材について応援を要請する。

2 災害救助法の適用

町に災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(1) 捜索期間

災害発生の日から10日以内とする。これにより難しい場合は、内閣総理大臣と協議の上、期間を延長する。

(2) 費用

遺体の捜索のために支出できる費用は、災害救助法施行細則に定めるところによる。

(3) 応援の要請

町での対応が困難な場合には、他市町村又は県へ遺体の捜索の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。

(4) 整備保存すべき帳簿

整備保存すべき帳簿は次のとおり。

ア 救助実施記録日計票

- イ 捜索用機械器具燃料物資受払簿
- ウ 遺体の捜索状況記録簿
- エ 遺体捜索用関係支払証拠書類

第2節 遺体の処理【住民課／環境課】

1 町における措置

(1) 遺体処理の内容及び方法

町は、災害により死亡した者のうち、身元不明者又は遺族などが遺体の確認をできないものについて、次の範囲において行う。

ア 遺体の収容及び一時保存

遺体の身元鑑別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬できない場合等においては、遺体安置所を設置するとともに、必要な機材を調達し、埋火葬の措置をするまで遺体を一時保存する。

なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。

イ 遺体の検視（調査）及び検案

警察官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く。）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。

ウ 遺体の洗浄

検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の鑑別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

エ 遺体の身元確認及び引き渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。身元が判明し、引き取り人がある時は、速やかに遺族等へ引き渡す。

なお、被災地以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。

オ 応援要請

町での遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。

2 災害救助法の適用

町に災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(1) 処理期間

災害発生の日から10日以内とする。これにより難しい場合は、内閣総理大臣と協議の上、期間を延長する。

(2) 費用

遺体の処理のために支出できる費用は、災害救助法施行細則に定めるところによる。

(3) 整備保存すべき帳簿

整備保存すべき帳簿は次のとおり。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 遺体処理台帳
- ウ 遺体処理費支払関係証拠書類

第3節 遺体の埋火葬【環境課／住民課】

1 町における措置

- (1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付

町は死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。

- (2) 遺体の輸送

遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。

- (3) 埋火葬

火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。

- (4) 棺、骨つぼ等の支給

棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。

- (5) 埋火葬相談窓口の設置

町は速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

- (6) 応援要請

町での遺体の埋火葬の実施が困難な場合、他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。さらに、必要に応じて県へ応援を要請する。

2 災害救助法の適用

町に災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

- (1) 埋火葬の期間

災害発生の日から10日以内とする。これにより難しい場合は、内閣総理大臣と協議の上、期間を延長する。

- (2) 費用

埋火葬のために支出できる費用は、災害救助法施行細則に定めるところによる。

- (3) 整備保存すべき帳簿

整備保存すべき帳簿は次のとおり。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 埋火葬台帳
- ウ 埋火葬費支出関係証拠書類

第14章 ライフライン施設等の応急対策

町は、水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合、町民が必要とする最小限の飲料水の応急給水を実施するとともに、被害施設を短期間に復旧するため送水及び配水施設の十分な機能を確保する。

また、下水管渠、ポンプ場、終末処理場の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、町民の生活に多大な影響を及ぼすほか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的な応急復旧に努める。

復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

第1節 上水道施設対策【水道課】

1 水道事業者（県及び町）における措置

(1) 災害対策

災害から設備を防護し、被害の発生に際しては飲料水の供給確保を図るため、次の対策を実施する。

- ア 停電のための給水不能を予想した、自家発電装置の設置
- イ 応急復旧等緊急資材の備蓄
- ウ 水道災害相互応援に関する覚書に基づく応援活動
- エ 応急給水の拠点整備と輸送の確保

(2) 応急給水

水道施設が被災して給水機能を継続できなくなった場合は、必要最小限の飲料水を応急給水するとともに、被害施設の早期復旧に努める。

被害施設を短期間に復旧するため、配水場から主要給水地点に至る送配水幹線を最優先して復旧を進める。

また、愛知県水道用水供給事業者及び隣接水道事業者の送・配水管等と相互に連絡するなどして、早期部分給水についても配慮する。

(3) 支援体制の確保

非常時に備え、幸田町上下水道指定工事店協同組合の協力を得て、災害時の緊急体制を整備しておく。

(4) 応急資機材の確保

- ア 応急修理に充てるための資材は、台帳を整備し常に保有する。
- イ 応急に飲料水を供給するための機材を保有する。

(5) 相互応援協力体制の確立

ア 愛知県水道事業者間での相互援助協力を目的とした「水道災害相互応援に関する覚書」により、相互協力の確立を図る。

イ 災害時等、相互応急給水のための隣接水道事業者及び愛知県水道用水供給事業者と緊急連絡管を整備し、相互融通を図る。

(6) 拠点給水箇所

災害により配水管等施設に支障が生じ、給水が不可能になった場合は拠点給水水源施設において給水を行う。

第2節 下水道施設対策【下水道課】

1 下水道管理者（県及び町）における措置

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

下水管渠、ポンプ場、終末処理場等下水道施設の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずるとともに、本復旧の方針をたてる。

なお、応急復旧工事は専門業者に依頼することとなるため、緊急時の連絡体制の確保に努める。

(1) 排水機能の回復

管渠内土砂の浚渫、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路・仮管渠の設置等により排水機能の回復に努める。

(2) ポンプ場、終末処理場

被害状況に応じて緊急措置を講じ、排水機能の回復に努める。公共下水道へ持続後の農業集落排水処理場の処理施設については、通常時には防災訓練用地、防災倉庫、防火水槽として利用し、非常時には災害時汚水の一時貯留施設として利用する。（大草・坂崎・高力・野場・桐山・逆川・六栗・長嶺久保田・荻・上六栗）

(3) 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

終末処理場が被害を受け排水・処理機能に影響が出た場合、まず排水機能の応急復旧を優先し、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、下水を排除する。

次に、処理場内の使用可能な施設を活用し、簡易処理を弾力的に行うとともに、早急に通常の処理機能の回復に努める。

(4) 応援の要請

町単独での対応が困難な場合には、愛知県内の市町村及び一部事務組合の相互応援体制を定めた「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」に基づき、他の市町村等及び下水道管理者へ応援要請する。

第3節 郵便業務の応急措置【総務課】

1 日本郵便株式会社の措置

被災時の町民生活の安定を図るため、郵便事業者等に対して適切な措置を講ずるよう要請する等、迅速かつ適切に必要な措置をとる。

(1) 郵便物の送達の確保

ア 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。

イ 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止するものとする。

(2) 郵便局の窓口業務の維持

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施するものとする。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

第4節 ライフライン施設の応急復旧【土木課／水道課・下水道課】

1 県、町、ライフライン事業者等における措置

(1) 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、町、ライフライン事業者等は、国の現地対策本部と県災害対策本部の合同会議や国の調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

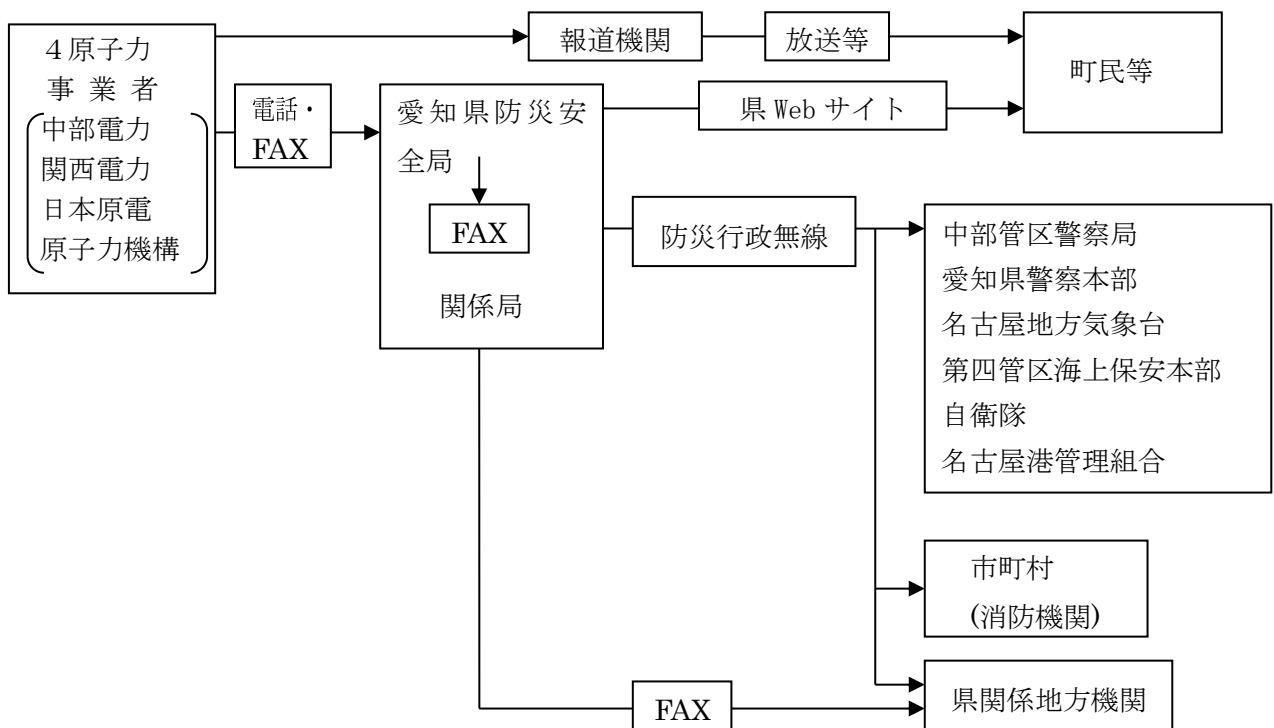
第15章 県外の原子力事業所における災害対策

町は、県外の原子力発電所又は原子炉施設において災害が発生した場合の連絡調整について、県と中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「4原子力事業者」という。）との情報連絡体制に係る合意内容に基づき、迅速な対応ができるよう、県との連絡体制の整備に努める。

第1節 県外の原子力発電所又は原子炉施設における異常時対策

1 情報の伝達系統

4原子力事業者の原子力発電所又は原子炉施設において、災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



第16章 住宅対策

町は、家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。

応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。

町は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定【都市計画課】

1 町における措置

大規模地震が発生した場合、町内の多くの宅地が被害を受けることが予想される。この被災した建築物が余震等により倒壊、破損し、また、宅地が崩壊し町民の生命に危険が及ぶ恐れがある。

地震直後に、被災宅地が使用できるかどうか、余震等により建物倒壊や宅地崩壊しないかどうかの応急的な判断をするために、幸田町災害対策本部は、速やかにあらかじめ登録された被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を現地へ派遣して技術的な危険度判定を行い、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、町民の生命の安全を図るものとする。

また、速やかな現場対応をしていくために、公益社団法人愛知建築士会及び公益社団法人愛知建築士事務所協会の建築2団体と「地震災害時の応急対策活動の協力に関する協定」を締結した。

(1) 被災建築物応急危険度判定支援本部及び被災宅地危険度判定支援本部の設置

ア 町内で被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施するに当たり、町本部の中に被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部をそれぞれ設置する。

イ 判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。

(2) 判定活動の実施

各実施本部は、判定士、資機材の確保をし、判定活動を実施する。

判定活動の実施にあたっては、被災建築物応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第2節 被災住宅等の調査【企画政策課／税務課／都市計画課】

1 町における措置

地震災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明の発行、公的賃貸住宅への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要

な次の調査を実施する。

- (1) 住家の被害状況
- (2) 被災地における町民の動向
- (3) 応急仮設住宅建設現場の活動上の支障事項等
- (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第3節 公的賃貸住宅等への一時入居【都市計画課】

1 県、町、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置

県、町及び地方住宅供給公社は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

また、都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。

(1) 一時入居住宅の提供

ア 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定に当たっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。

イ 受入れ体制

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

ウ 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるため、一定期間をもって終了とする。なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応するものであること。

エ 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図るものとする。

(2) 応援協力関係

被災者数が多く、県内で用意した戸数では対応が難しい場合は国を通じて他の都道府県に被災者の受入について協力依頼を行い、必要な戸数の確保に努める。

第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営【都市計画課】

1 町における措置

応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

(1) 応援協力の要請

町は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

(2) 建設用地の確保

ア 町は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として事前に予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、県へ報告する。

なお、企業等の私有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、二次災害に充分配慮する。

(3) 被災者の入居及び管理運営

町は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

ア 入居対象者

地震災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

- (7) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。
- (4) 居住する住家がない者であること。
- (9) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として県から受託して町がこれを行う。

なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に充分配慮する。

ウ 管理運営

- (7) 応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として県から受託して町がこれを行う。
- (4) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

2 災害救助法の適用等

- (1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については災害救助法施行細則による。
- (2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、町が行う。

第5節 住宅の応急修理【都市計画課】

1 町における措置

(1) 対象範囲

災害によって半壊等の住宅被害を受け、応急修理を行うことによって避難所等への避難や応急仮設住宅の利用を要しなくなると見込まれる者で、自らの資力では修理を行うことができない者や大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。

(2) 実施方法（手順）

修理希望者は、住宅応急修理申請書を幸田町災害対策本部に提出する。これを受けて県

の指定する建築業者を幸田町災害対策本部の職員とともに派遣し調査させる。

この結果、適格・不適格の選考、並びに修理費用について審査され、通知書を交付して、適格者のみ工事が実施される。

町は、住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行うものとする。

2 災害救助法の適用等

- (1) 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
- (2) 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、町が行う。

第6節 障害物の除去【都市計画課】

1 町における措置

(1) 実施内容

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことが出来ない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

(2) 対象者

災害によって半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、障害物の除去を行うことによって避難所等への避難や応急仮設住宅の利用を要しなくなると見込まれる者で、自らの資力では除去を行うことができない者とする。

(3) 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなどの当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(4) 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。ただし、当面の生活が可能となるように応急的に行うものであり、原状回復を目的とするものではないため、障害物除去後の室内の清掃、消毒等は対象とならない。

(5) 除去の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長する。

(6) 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

2 災害救助法の適用

町に災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(1) 実施内容

日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行う。

(2) 除去の実施期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に関係機関と協議して、必要最小限の期間を延長するものとする。

(3) 費用

災害発生の日から10日以内の障害物の除去について、除去に要するロープ・スコップその他除去に必要な機械器具等の借上費、輸送費、賃金職員賃等は、県施行細則に定める限度額の範囲内で、県施行細則に定めるところによる。

(4) 災害報告

災害救助法の適用の下で、応急仮設住宅の設置、応急修理、障害物の除去を行う場合には、次のことを県に報告する。

ア 設置希望戸数

イ 対象世帯の状況

ウ 設置予定場所

3 資料

(1) 建設機械保有数（資料編 第4.1）

(2) 建設機械の調達（資料編 第4.2）

第17章 学校における対策

災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、県教育委員会、町（教育委員会）等が、教科書、学用品等の給与については、町長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市町村長）が応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。

第1節 地震発生時及び南海トラフ地震臨時情報発表時の教育活動【学校教育課】

1 教育委員会、町及び学校設置者（管理者）における措置

(1) 臨時休業・休業措置

小・中学校の管理者は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、震度5強以上の地震が発生した場合、及び児童生徒が登校後に震度5強以上の地震が発生した場合の対応は次のとおり。

ア 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

原則、通常通りに教育活動を行う。ただし、その後の情報による幸田町教育委員会からの指示により、引き渡しによる下校等の対応をとることがある。帰宅が必要となった場合には、各校のマニュアルに基づいて、迎えに来た保護者に引き渡す。

(7) 教育委員会からの一斉配信メールを行うとともに、防災行政無線で周知する。

(4) 教育委員会からの情報提供を受け、各校から一斉配信メールを行う。

(6) 配信メールに登録していない家庭への電話連絡を行う。

イ 震度5強以上の地震が発生した場合

(7) 児童生徒が登下校中に震度5強以上の地震が発生した場合

登下校中の児童生徒を指導して登校させ、迎えに来た保護者に児童生徒を引き渡す。

(4) 児童生徒が登校後に、震度5強以上の地震が発生した場合

迎えに来た保護者に児童生徒を引き渡す。迎えが来るまで学校に待機させる。

ウ 児童生徒が登校後に、学校が避難所となるような災害が発生した場合

迎えに来た保護者に児童生徒を引き渡す。迎えが来るまで学校に待機させる。

(2) 応急教育の実施

町教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ、教育施設及び教職員の確保について応援を要求する。

また、町は学用品等の給与の実施が困難な場合には、他市町村又は県へ学用品等の給与の実施調達について応援を求める。

ア 応急教育の方法

(7) 災害による危険が解消し、児童生徒の被災状況が把握できた場合

速やかに教育の再開を図るため、次の学校施設の被災程度に基づく対策を実施する。

(4) 校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎等の確保は学校施設の被災程度に基づく対策に準じて行う。

また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について、他市町村と協議を行い、授業の早期再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

イ 教職員の確保

- (7) 教育委員会は、学校教職員の人的被害を調査し、自ら学校教育の実施が困難と判断される場合は、他市町村教育委員会又は県教育委員会に教職員の確保について応援を要請する。
- (8) 教育委員会は、上記（ア）の方法以外に教職員を臨時に採用できる場合は、必要教職員を確保して応急の教育を実施する。
- (9) 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要し、他の安全な学校で応急教育を実施することになった場合、及び児童生徒の集団避難で指定学校における応急教育を実施する場合は、原則として当該校の教職員が付き添う。
- (10) 県（県教育委員会を含む）は、自ら学校教育の実施が困難になった場合、又は市町村教育委員会及び私立学校の設置者からの応援要求事項の実施が困難となった場合、他県へ教育の実施又はこれに要する教育施設及び教職員の応援を要請することとしている。
- (11) 県教育委員会は、市町村教育委員会の実施する教育について、特に必要があると認められるときは、他市町村教育委員会に応援するように要請することもある。この指示を受けた機関は、積極的に協力しなければならない。

第2節 応急な教育活動についての広報【学校教育課】

1 教育委員会、町及び学校設置者（管理者）における措置

応急な教育活動の開始に当たっては、開始時期及び方法等について児童生徒及び家庭等への周知を図る。

第3節 教科書・学用品等の給与【学校教育課】

1 町における措置

災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、しかも物品販売機構等の一時的混乱により資力の有無にかかわらず、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある町立学校等の児童・生徒に対して必要最小限度の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図る措置をとる。

ただし、教科書については、給与するために必要な冊数を、「事故発生等の報告について（平成22年3月26日教総第947号）」別紙様式6により、速やかに（7日以内）県教育委員会に報告するものとする。

(1) 対象者

次の条件をすべて満たす者を対象とする。

- ア 災害によって住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水した者
- イ 学用品を損失又はき損し、就学上支障のある児童生徒

(2) 給与の方法

- ア 教育委員会、学校等の協力を得て、速やかに被災状況を確認し、被災児童生徒に対し

て必要な学用品の給与を行う。

イ 被害別、学年別給与人員を正確に把握し、これらを集計して購入・配分計画表を作成し、必要量を調達・配分する。

ウ 支給に当たっては、親権者の受領書を徴する。

(3) 学用品の給与品目

ア 教科書、教材

イ その他の学用品（文房具、通学用品）

(ｱ) 文房具……ノート、鉛筆、消しゴム、絵具、下敷き、定規等

(ｲ) 通学用品……傘、靴、長靴等

(ｳ) その他の学用品…運動靴、カスタネット、笛、鍵盤ハーモニカ、工作用具等

(4) 費用

全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水の被害を受けた児童生徒に対し、給与のため支出できる費用の限度額は、県施行細則のとおり。

ア 滅失した教科書の実費

イ 文房具及び通学用品

(5) 整備保存すべき帳簿

整備保存すべき帳簿は次のとおり。

ア 救助実施記録日計票

イ 学用品の給与状況

ウ 学用品購入関係支払証拠書類

エ 学用品払出証拠書類

2 災害救助法の適用

(1) 費用

学用品の給与に要する次に掲げる費用については、県施行細則に定めるところによる。

ア 災害発生の日から1か月以内に給与する教科書代の実費

イ 災害発生の日から15日以内に給与する文房具費及び通学用品費で、県施行細則に定める限度額の範囲内の額

(2) 期間

最終的に、被災児童生徒の手に渡るまでの期間であり、災害発生の日から教科書（教材を含む）については1か月以内、文房具及び学用品については15日以内とする。これにより難しい場合は、知事を通じて内閣総理大臣の承認を受けて期間の延長をする。

(3) 災害報告

災害救助法に基づいて学用品給与を実施する場合、次のことを県に報告する。

ア 教科書の給与を必要とする児童生徒数

イ 文房具、通学用品の給与を必要とする児童生徒数

ウ 給与状況（小学校別人員、給与品目等）

第18章 災害救助法の適用

第1節 災害救助法の適用【所管課】

1 実施責任者

災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合の救助は、知事が実施するものであるが、協力機関として知事の委託を受けて日本赤十字愛知県支部が実施する他、次に掲げるものは原則的に知事が実施する。

法第13条の規定に基づき、次に掲げるものを除く救助の実施は、知事から町長に委任されている。

- (1) 応急仮設住宅の供与
- (2) 医療及び助産
- (3) 住宅の応急修理
- (4) 学用品の供与（県立高等学校・特別支援学校等、私立学校等児童生徒に限る）

2 災害救助法による救助の種類等

災害救助法による救助は、次に掲げる事項である。（災害救助法第4条第1項）

- (1) 収容施設（避難場所及び応急仮設住宅を含む。）の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与
- (3) 飲料水の供給
- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 災害にかかった者の救出
- (7) 災害にかかった住宅の応急修理
- (8) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与若しくは貸与
- (9) 学用品の給与
- (10) 遺体の埋葬
- (11) 遺体の捜索及び処理
- (12) 障害物の処理

3 災害救助法の適用基準（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条）

- (1) 町において災害救助法が適用される場合は、被害の状況等が次の要件に達し、かつ、現に救助を必要としているときである。

適用基準	被害項目	被害世帯数等
第1号	町内の住家が滅失した世帯数	60世帯以上
第2号	県内の住家が滅失した世帯数 そのうち町内の住家が滅失した世帯数	2,500世帯以上
		30世帯以上
第3号前段	県内の住家が滅失した世帯数 そのうち町内の住家が滅失した世帯数	12,000世帯以上
		多数（5世帯以上）
第3号後段	災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合	多数（5世帯以上）
第4号	災害が発生し、または発生する恐れのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助	大規模地震 土砂災害による住家被害

	を必要とする場合	
	災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする場合	土砂災害により集落が孤立した場合

(2) 適用の基準となる被害世帯数算定の留意事項は、以下のとおりである。

ア 住家の被害程度は、住家が滅失した世帯、即ち全壊、全焼、流失等の世帯を基準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、滅失世帯の2分の1世帯、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不能にあつては滅失世帯の3分の1世帯とみなして適用基準上換算し取り扱う。

イ 被害世帯数は家屋の棟数又は戸数とは関係なく、あくまで世帯数で計算する。

ウ 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。

4 罹災台帳及び罹災証明書等

救助を必要と認める災害にかかった者があるときは、住家罹災状況調査表に基づく被害調査を実施のうえ、罹災台帳を整備しこれに登録する。また、被災を証明する必要があると認めるときは、罹災台帳により、罹災証明書を発行する。その他、災害救助を実施した場合に、罹災台帳のほか、救助の種類ごとに次の簿冊等を整備保存する。

なお整備すべき台帳等は次に掲げるものとする。

- (1) 罹災台帳
- (2) 罹災証明書
- (3) 給与又は貸与を受けた物品等の受払状況を明らかにする書類
- (4) 救助に要した費用の支払いを証明する書類
- (5) 救助に関する見積書、契約書及び仕様書
- (6) その他必要と認める書類

5 救助の種類及び期間

「災害救助法」における救助の種類及び期間は、次のとおりである。

なお、救助期間について、これにより難しい場合は、知事を通じて内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で期間の延長をする。

救助の種類		期間
収容施設の供与	避難所	災害発生の日から7日以内
	応急仮設住宅	着工期間：災害発生から20日以内 供与期間：完成から2年以内
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	食品の給与	災害発生の日から7日以内
	飲料水の供給	災害発生の日から7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		被災発生の日から10日以内
医療及び助産	医療	災害発生の日から14日以内
	助産	分べんした日から7日以内
災害にかかった者の救出		災害発生の日から3日以内
災害にかかった住宅の応急修理		災害発生の日から1月以内

生業に必要な資金の貸与	運用されていない
学用品の給与	教科書：災害発生の日から1月以内 その他の学用品：災害発生の日から15日以内
埋葬	災害発生の日から10日以内
応急救助のための輸送費	当該救助の実施が認められる期間
応急救助のための賃金職員等雇上費	当該救助の実施が認められる期間
死体の搜索	災害発生の日から10日以内
死体の処理	災害発生の日から10日以内
居住またはその周辺に運ばれた土石、竹材等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（障害物）の除去	災害発生の日から10日以内

6 資料

災害救助法施行細則（資料編 第10.7）

第2節 救助事務の処理【所管課】

幸田町災害対策本部が、救助の実施を、知事の補助機関として実際に活動を展開した場合は、災害救助法が適用された日から救助の完了するまでの間、毎日、救助の実施報告を義務付けられている。

この報告は西三河県民事務所を經由し、防災行政無線あるいは電話でも支障はない。なお、町の分掌主務は防災安全課とする。

第3節 災害救助法の適用が明確でない時点での応急救助【所管課】

実際に災害が発生し応急措置が必要となっても、この時点で災害救助法の適用が明確でないとき、この場合の応急救助は、町長が単独の救助として災害救助法施行細則の内容に準じて各救助を実施し、その状況を速やかに県まで報告する。

応急救助について、その後、災害救助法が適用された場合は、災害救助法に基づく救助として取り扱う。

1 資料

- (1) 別表8 救助の種類別、報告すべき事項（様式集）
- (2) 別紙様式7 救助実施記録日計票（様式集）

第4編 災害復旧・復興

第1章 復興体制

大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。

大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。

町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。

被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障がい者や高齢者、女性等の参画を促進する。

第1節 復興計画等の策定【企画政策課／都市計画課】

1 町における措置

(1) 市町村復興計画の策定

大規模災害からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）第2条第1号に規定する特定大規模災害（以下「特定大規模災害」という。）によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域が町の区域となった場合は、国の復興基本方針及び県の復興基本方針に則して、町復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第2節 職員の派遣要請【人事秘書課／防災安全課】

1 町における措置

(1) 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

町長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

町長は、町の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

町長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、町長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第2章 公共施設等災害復旧対策

町は、公共施設の復旧は単に原形復旧に留まらず、必要な改良復旧を原則として、更に関連事業を積極的に取り入れて施行する。

大規模な災害が発生した場合において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等を行う。

なお、暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。

第1節 公共施設災害復旧事業【防災安全課／福祉課／こども課／健康課／産業振興課／水道課／土木課／都市計画課／学校教育課／文化スポーツ課】

1 各施設管理者における措置

各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。

2 災害復旧事業の種類

災害復旧事業の種類として、以下の事業がある。

(1) 公共土木施設災害復旧事業

- ア 河川災害復旧事業
- イ 砂防設備災害復旧事業
- ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- エ 地すべり防止施設災害復旧事業
- オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- カ 道路災害復旧事業
- キ 下水道災害復旧事業
- ク 公園災害復旧事業

(2) 農林水産業施設災害復旧事業

- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道施設災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

3 実施責任者

町長その他の執行機関、指定地方公共機関、並びにその他法令の規定による災害復旧の実施について責任を有するものが実施する。

4 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は次のとおりである。

5 重要物流道路（代替・補完路を含む。）の指定に伴う災害復旧事業の代行

重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、県又は町からの要請により国が代行して実施することができる。

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- コ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費用補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の3分の2又は5分の4を国庫補助する。
- イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の3分の2又は2分の1を国庫補助する。
- ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の2分の1を国庫補助する。

第2節 激甚災害の指定【所管課】

1 町における措置

(1) 激甚災害に関する調査

県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(2) 特別財政援助額の交付手続き

激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。

県では、激甚災害の指定を受けたときには、激甚法及び算定の基礎となる法律に基づき、関係局は負担金を受けるための手続きその他を実施する。

2 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
 - ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
 - コ 婦人保護施設災害復旧事業
 - サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - シ 感染症予防業務
 - ス 堆積土砂排除事業(公的施設区域内／公的施設区域外)
 - セ 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - キ 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助及び助成
- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
 - オ 水防資材費の補助の特例
 - カ 被災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - キ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 暴力団等への対策【防災安全課】

1 町における措置

(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。

(2) 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として町村が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

第3章 災害廃棄物処理対策

町は、被災状況に即した災害廃棄物の処理を迅速に実施する。

第1節 災害廃棄物処理対策【環境課】

1 町における措置

(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定

町は、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

(2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

ア 町は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。

イ 災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

ウ 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

エ ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

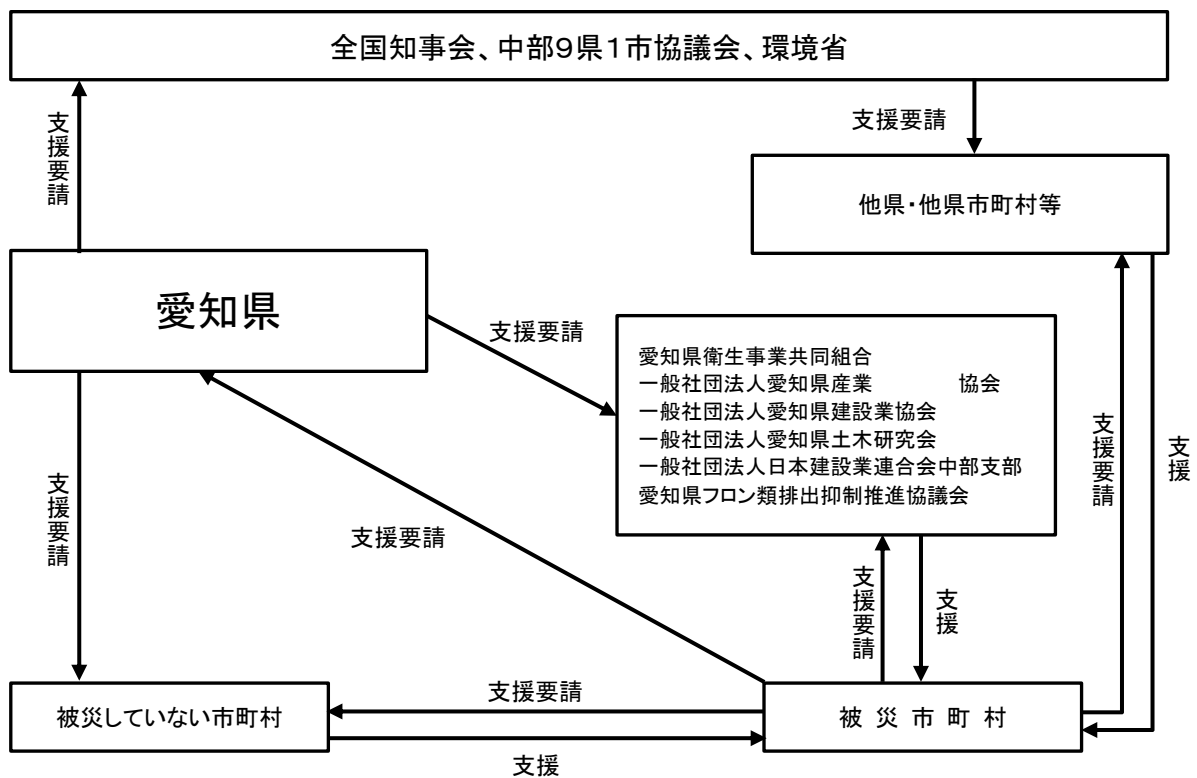
(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分

し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、避難所や緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、破碎処理や埋立処分等を行う。なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行い、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

(4) 周辺市及び県への応援要請

町は、地震等による大規模災害が発生した場合に備えて、平成26年1月1日付けで「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。

町は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村又は県に応援要請を行う。



(5) 産業廃棄物の処理

産業廃棄物の処理については、事業者迅速かつ適切な措置を講じるよう指導する。

(6) がれき等の処理

被災状況を調査し、災害廃棄物の発生量を推定するとともに、幸田町災害廃棄物処理計画により、迅速に処理を進める。なお、町による処理が困難で応援等が必要な場合は、県及び県内市町村に応援要請を行う。

(7) 分別・リサイクルの徹底

解体現場から分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、分別・リサイクルに努める。

(8) 資料

ア 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る災害相互応援に関する協定
(資料編 第9)

イ 災害時における廃棄物の処理等に関する協定 (資料編 第9)

第4章 震災復興都市計画の決定手続き

町は、地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合などに、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、町民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進める。（手続きの詳細は、「愛知県震災復興都市計画の手引き」を参照する。）

第1節 第一次建築制限【都市計画課】

1 町における措置

- (1) 市街地の被災状況を把握する。
- (2) 被災状況を踏まえ、建築基準法第84条の区域の案を作成し、発災後10日以内に県（建築指導課）に申出を行う。
- (3) 発災後14日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興に当たっての大まかな方向性を示した基本方針を策定する。

2 指定基準

次の各号に該当する市街地について必要と認めるとき、特定行政庁は、建築基準法第84条の区域（災害が発生した日から1月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。更に1月を超えない範囲において、期間を延長することができる。）を定める。

- (1) 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築建物が滅失したこと。
- (2) 公共の用に供する施設の整備状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成される恐れがあること。
- (3) 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物もしくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

第2節 第二次建築制限【都市計画課】

1 都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表

町及び県は、基本方針を踏まえた上で発災後2か月以内に、都市復興の骨格部分の考え方を示した基本計画（骨子案）を策定する。県都市復興基本計画（骨子案）は、町都市復興基本計画（骨子案）に先立ち、策定と公表をする。

基本計画（骨子案）は、発災後2か月で町民と町の都市復興に関する合意形成を推進させ、後の都市計画事業決定の手続き等を円滑にし、被災地の迅速な復興を推進するために策定する。

2 被災市街地復興推進地域の都市計画決定

建築基準法第84条の区域指定の後、町は、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の規定による被災市街地復興推進地域を都市計画に定める。

復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上及び環境上、不良な市街地の再生を防止するため、一定期間（災害の発生した日から最長2年以内の日まで）、建築行為等

の制限が行われる。

第3節 復興都市計画事業の都市計画決定【都市計画課】

1 都市復興基本計画の策定と公表

町及び県は、復興都市計画事業等の都市計画決定に先立ち、都市復興基本計画（都市復興マスタープラン）を策定・公表する。

町は都市復興基本計画（骨子案）の内容を基本として、各地区の復興都市計画事業等の検討状況、見通しスケジュール等を反映して都市復興基本計画を策定する。

策定に当たっては、復興に関する町基本方針、都市計画マスタープラン、幸田町総合計画等を踏まえるものとする。

2 復興都市計画事業の都市計画決定

町は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる責務が課されている。その計画策定に当たっては、被災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やか（被災後6か月を目途）に行う。

第5章 被災者等の生活再建等の支援

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）を支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

第1節 罹災証明書の交付等【企画政策課／税務課／住民課／福祉課／予防防災課／防災安全課】

1 罹災証明書の交付等

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

2 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

第2節 被災者への経済的支援等【税務課／福祉課／保険医療課】

1 町における措置

(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付及び幸田町被災者生活再建支援金の支給

ア 町は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

イ 町は、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない者に対し、「幸田町被災者生活再建支援金支給要綱」に基づき、幸田町被災者生活再建支援金を支給する。

ウ 町は、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない者であって、幸田町被災者生活再建支援金の支給を受けてなお住宅の再建に複数の経済的支援を必要とする者に対し、「幸田町被災者生活再建支援金支給要綱」に基づき特別支援金を支給する。

(2) 災害弔慰金等の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく次の措置を行う。

ア 災害弔慰金の支給

地震災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため死亡者が生計維持者の場合は500万円以内、その他は250万円以内の災害弔慰金を支給する。（費用負担：国4分の2、県4分の1、町4分の1）

イ 災害障害見舞金の支給

精神又は身体に著しい障害を受けた者が生計維持者の場合は、250万円以内、その他は125万円以内の災害障害見舞金を支給する。(費用負担：国4分の2、県4分の1、町4分の1)

ウ 災害援護資金の貸付

被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり350万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。(費用負担：国3分の2、県3分の1)

(3) 町税等の減免等

町は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険税等の減免等を行う。

(4) 義援金の受付、配分

ア 町は義援金の受付窓口を開設して、寄託される義援金を受け付ける。受付の窓口は福祉課が担当する。

また、義援品を提供する場合は、被災地のニーズに応じた物資とするとともに、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・発送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

イ 町で受領した義援金の配分計画は、罹災世帯名簿及び避難所避難者の実態に応じ、福祉課で作成する。

ウ 町で受領した義援金は、福祉課を通じて世帯、個人ごとに支給する。避難所の開設が極めて多くなる場合には、自主防災組織の長、又は避難所の担当責任者等の協力を得て支給する。

2 日本赤十字社愛知支部における措置

(1) 募集・受付

日赤県支部は、災害の状況により募集期間を定めて、町の赤十字奉仕団、新聞、ラジオ、テレビ又は街頭募金等により募集することがある。

日赤県支部は、受付窓口を開設して寄託される義援金を受け付ける。なお、義援物資は原則として受付を行わず、企業等から同一規格のものが相当量調達できる場合につき受け付ける。

(2) 配分

日赤県支部に寄託された義援金は、速やかに地方公共団体その他関係機関と配分委員会を組織して、義援金の迅速・公正な配分に努める。なお、配分委員会が設置されない場合は、支部と被災市町村等と協議の上配分する。

3 県社会福祉協議会における措置

(1) 生活福祉資金

「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得者に対し、その経済的自立と生活意欲助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり150万円を貸付上限額の目安として福祉資金の貸し付けを行う。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯については、同法に基づく貸付けを利用することを原則とし、本制度は、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に利用する。

4 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）における措置

「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。なお、支給する支援金の2分の1は国の補助となっている。

5 報道機関、各種団体等における措置

報道機関、各種団体等は、災害の状況により募集期間を定めて、町の赤十字奉仕団、新聞、ラジオ、テレビ又は街頭募金等により募集することがある。

報道機関、各種団体は、募集した義援金を被災者に配分し又は必要により県、市町村に寄託する。

第3節 金融対策

被災時の町民生活の安定を図るため、東海財務局は、民間金融機関等に対して適切な措置を講ずるよう要請する等、迅速かつ適切に金融上の措置をとる。

震災時の混乱に乗じた暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等を防止するため、金融機関等に対して注意喚起の措置を行うとともに、県警察への積極的な情報提供を要請する。

1 預金取扱金融機関の措置

(1) 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を行う。

(2) 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

ア 預貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって被災者の預貯金払戻の利便を図る。

イ 事情やむを得ないと認められる被災者に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置を行う。

(3) 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外営業についても適宜配慮する。また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預貯金の払戻しを行う等、災害被災者の便宜を考慮した措置を行う。

(4) 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その

旨を新聞や Web サイトに掲載し、取引者に周知徹底する。

2 保険会社及び少額短期保険業者（含む火災共済協同組合）への措置

(1) 保険金等の支払いに係る便宜措置

保険証書、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限りの便宜措置を行う。

(2) 保険金（共済金）の支払い及び保険料（共済掛金）の払込猶予に関する措置

保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、保険料（共済掛金）の払込については、契約者の罹災状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を行う。

(3) 営業停止等における対応に関する措置

保険会社及び少額短期保険業者において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や Web サイトに掲載し、取引者に周知徹底する。

3 証券会社等への措置

(1) 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置。

(2) 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力。

(3) 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申出があった場合の可能な限りの便宜措置。

(4) 窓口業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や Web サイトに掲載し、取引者に周知徹底する。

(5) その他、顧客への対応について十分配慮する。

4 電子債権記録機関への措置

(1) 取引停止処分、休日営業等に関する措置

災害時における電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等の措置、電子債権記録機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮すること。

(2) 営業停止等における対応に関する措置

営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や Web サイトに掲載し、取引者に周知徹底すること。

第4節 住宅等対策【都市計画課】

1 町における措置

住宅を失い、又は損壊等により居住することができなくなった世帯のうち、住宅の建設や修理が困難なものに対する住宅の建設等を次により行うとともに、住宅相談を実施する。

(1) 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、町は、公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。

なお、被害が甚大で町において建設が困難な場合は、県が町に代わり災害公営住宅を建設する。

災害公営住宅等の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

(2) 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

2 独立行政法人住宅金融支援機構東海支店における措置

(1) 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

(2) 住宅相談窓口の設置

県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅ローン返済に関する相談に応じるため、住宅相談窓口を設置し、住宅の早期復興を支援する。

(3) 既存貸付者に対する救済措置

独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。

第5節 労働者対策【福祉課／産業振興課】

被災による失業者、けがなどにより就労できない労働者等については、就労の促進、雇用維持及び激甚災害特別貸付金制度等融資制度の周知を図るため、公共職業安定所、労働金庫等労働関係機関等との連携を緊密にし、職業相談窓口の開設など労働者対策を行う。

第6章 商工業・農林水産業の再建支援

第1節 商工業の再建支援【産業振興課】

1 町における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

町は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

第2節 農林水産業の再建支援【産業振興課】

1 町における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

町は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

町は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

(3) 施設復旧

第2章 公共施設等災害復旧対策 参照

第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

第1章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

南海トラフ地震臨時情報の発表の有無に関わらず、従前から実施している突発地震の備えを実施することを基本とし、さらなる被害の軽減を目指す観点で、南海トラフ地震臨時情報を有効に活用する。

また、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応を、県、町、防災関係機関等が地域の実情に応じてあらかじめ検討し、連携協力して防災対応がとれる体制を確保する。

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応【防災安全課／消防署】

1 情報収集・連絡体制の整備

町は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、第1非常配備とし、防災安全課及び消防署当番職員は情報連絡活動に当たる。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法については第3編第2章「避難行動」第1節「地震情報等の伝達」を参照）

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応【企画政策課／財政課／防災安全課／こども課／福祉課／産業振興課／土木課／水道課／学校教育課／文化スポーツ課／消防署／庶務課／予防防災課】

1 情報収集・連絡体制の整備

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）が発表された場合は、幸田町災害対策本部（第2-1非常配備）を設置し、必要に応じてその体制を拡張した体制をとる。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第2章「避難行動」第1節「地震情報等の伝達」を参照）

2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（規模は最大クラス（M9）を想定）に対して、警戒する体制を確保するものとする。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

3 住民への周知・呼びかけ

町は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、国からの指示に基づき住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。（参考：第2編第11章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3編第3章「災害情報の収集・伝達・広報」第3節「広報」）

4 避難対策等

(1) 住民等の避難行動等

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法、家族との連絡方法等を確認するなど日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

なお、町は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（令和元年5月内閣府作成）及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」（令和2年3月県作成）などにに基づき、事前避難対象地域（住民事前避難対象地域及び高齢者等事前避難対象地域）について検討した結果、設定する地域がないと判断した。

(2) 事前避難における避難所の運営

事前避難の際は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対しては、町において避難所の確保を行う。また、事前避難においては、被災後の避難ではないため、必要なものは避難者各自で準備することについて、住民に理解を得ることなどが必要である。（第3編第10章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」第1節「避難所の開設・運営」及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」参照）

5 消防機関等の活動

(1) 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

ア 情報の的確な収集及び伝達

イ 事前避難対象地域における住民等の避難場所、避難所への経路及び誘導方法

(2) 水防管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、次の事項を重点としてその対策を定め、後発地震に備えた必要な体制を確保するものとする。

ア 所管区域内の監視及び警戒

イ ダム・ため池・水門等の操作

ウ 水防作業に必要な資機材の点検、整備、配備等

6 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

(1) 正確な情報の収集及び伝達

(2) 不法事案等の予防及び取締り

(3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

7 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

水道事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

(2) 電気

電力事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

(3) ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

(4) 通信

通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

(5) 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

8 交通

(1) 道路

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、住民等に周知するものとする。

(2) 鉄道

ア 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合は安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。

イ 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について、情報提供に努めるものとする。

9 町が管理等を行う道路、その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとする。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

<留意事項>

- ・ 来場者等が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された際に、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を事前に検討すること。
- ・ 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(ロ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒並びに落下防止措置

(ハ) 出火防止措置

(ニ) 水、食料等の備蓄

(ホ) 消防用設備の点検及び整備

(ヘ) 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなどの情報を入手するための機器の整備

(コ) 各施設における緊急点検及び巡視

上記の(ア)～(コ)における実施体制（(コ)においては実施必要箇所を含む。）は施設ごとに

別に定めるものとする。

イ 個別事項

(7) 町立学校にあつては、次に掲げる事項

- a 児童・生徒等に対する保護の方法
- b 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

(i) 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項

- a 入所者等の保護及び保護者への引継ぎの方法
- b 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 道路

道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備等

(3) 災害応急対策の実施上重要な建物

災害対策本部が設置される庁舎の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(4) 工事中の建築物等

施行管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全確保上実施すべき措置を定めることとする。

10 滞留旅客等に対する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

11 広域応援部隊の活動

先発地震が発生した場合で、かつ南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊及び TEC-FORCE は、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和2年5月改訂）に基づき活動するものとする。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応【企画政策課／防災安全課／消防署】

1 情報収集・連絡体制の整備

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という。）が発表された場合は、第1非常配備とし、防災安全課及び消防署当番職員は情報連絡活動に当たる。（南海トラフ地震臨時情

報の伝達方法については、第3編第2章「避難行動」第1節「地震情報等の伝達」を参照)

2 後発地震に対して注意する体制を確保すべき期間

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲でM7.0以上の地震（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

3 住民への周知・呼びかけ

町は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民等に密接に関係する事項について周知するものとする。また、住民等に対し、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。（参考：第2編第11章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3編第3章「災害情報の収集・伝達・広報」第3節「広報」）

（参考 南海トラフ地震に関連する情報）

- ・南海トラフ地震に関連する情報は、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表される。
- ・「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるように、防災対応等を示すキーワードが情報名に付記される。
- ・「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等が発表される。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表される。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合又は調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） <p>※既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

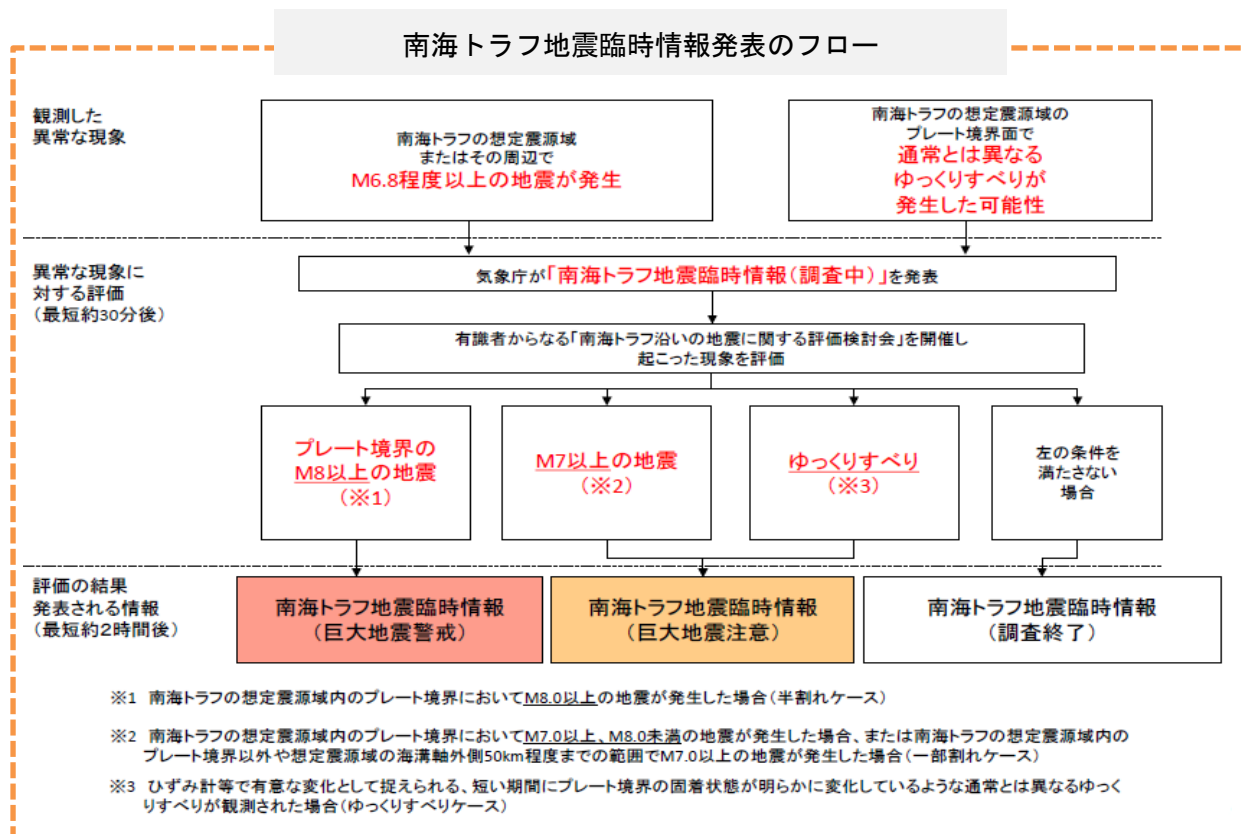
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等 から5～30 分後	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ・1か所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等 から最短で 2時間後	巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード^{※4}8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内^{※1}において、モーメントマグニチュード^{※4}7.0以上の地震^{※3}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合を除く。） ・想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	<ul style="list-style-type: none"> ・（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く。

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）を基にして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。



※大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画として定める「地震防災応急対策に係る措置に関する事項」は、別紙「東海地震に関する事前対策」のとおり。

◆別紙「東海地震に関する事前対策」

別紙「東海地震に関する事前対策」

第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報

第1節 東海地震に関する事前対策の意義【防災安全課】

本計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第6条第1項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定された本町において、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に地震発生に備えて地震防災上とるべき応急の対策（地震防災応急対策）を混乱なく迅速に実施することにより、あるいは東海地震注意情報が発表された場合に実施すべき地震防災応急対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図ろうとするものである。

なお、地震防災強化計画には、地震防災応急対策の他、東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東海地震に係る防災訓練に関する事項、及び東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項について定めることとされているが、これらの事項については、次のとおりとする。また、地震発生後は、第3編「災害応急対策」に定めるところにより対処する。

なお、この地震防災応急対策は、大震法第6条第2項に基づく地震防災対策強化地域に関する地震防災強化計画の中核を成すものであるが、ここでは、東海地震の地震防災対策強化地域における対策のみならず、強化地域外での地震防災応急対策も併せて定める。

1 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項

第2編「災害予防」第2章「建築物等の安全化」第5節「地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備」で定めるとおり。

2 東海地震に係る防災訓練に関する事項

第2編「災害予防」第12章「防災訓練及び防災意識の向上」第1節「防災訓練の実施」で定めるとおり。

3 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第2編「災害予防」第11章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3節「防災のための教育」で定めるとおり。

加えて、次の措置を実施するものとする。

[広報に関する事項]

県（防災安全局、関係局）、町、及び県警察における措置

(1) 防災に関する知識の普及

県及び市町村は、第3編第12章第2節で定める事項に加え、警戒宣言発令時の心得に関する事項に留意する。

(2) 自動車運転者に対する広報

県、町及び県警察は、警戒宣言が発せられた場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。

(3) 家庭内備蓄等の推進

県及び町は、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、第2編第11章第2節で定めるとおり家庭内備蓄等を推進する。

また、警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。

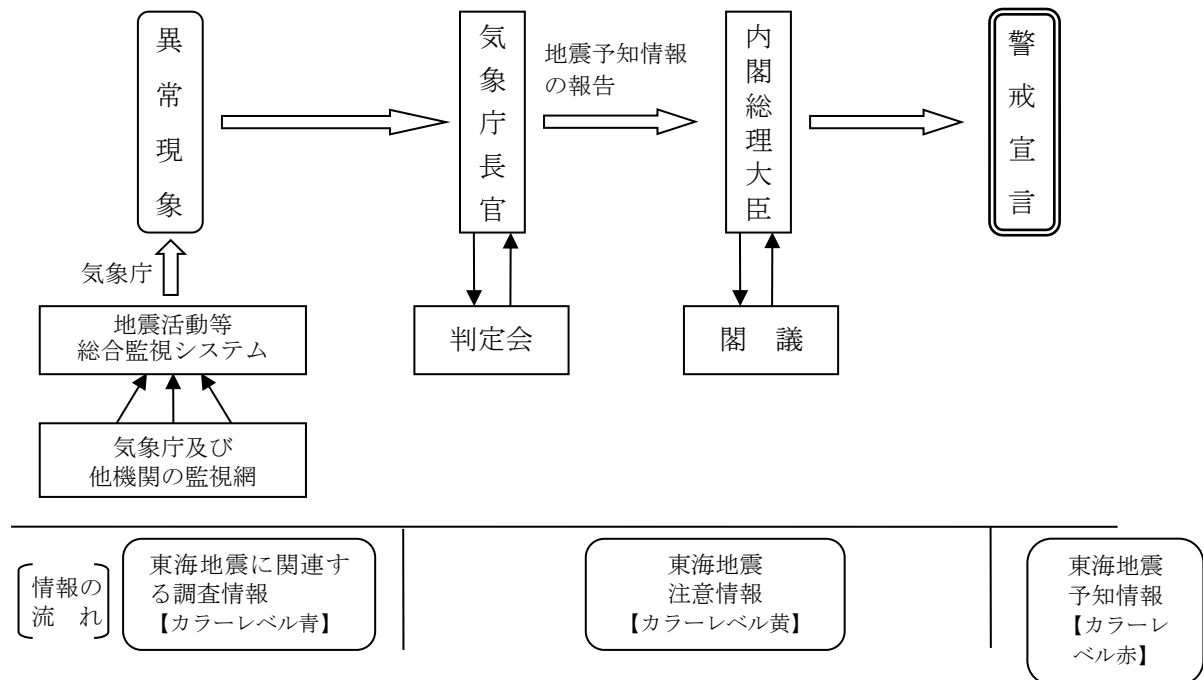
第2節 東海地震に関連する情報【防災安全課】

1 情報の種類

東海地震に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、以下のような「東海地震に関連する情報」を発表する。なお、「東海地震に関する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

種類	内容等		防災対応
東海地震予知情報 カラーレベル赤	東海地震が発生する恐れがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合には、その旨が本情報で発表される。		<ul style="list-style-type: none"> 警戒宣言 幸田町地震災害警戒本部設置 地震防災応急対策
東海地震注意情報 カラーレベル黄	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合には、その旨が本情報で発表される。		<ul style="list-style-type: none"> 準備行動の実施 町民への広報
東海地震に関連する調査情報 カラーレベル青	臨時	観測データの通常とは異なる変化が観測され場合、その変化の原因についての調査状況が発表される。	情報収集連絡体制
	定例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果が発表される。	

2 警戒宣言発令までの流れ



第2章 幸田町地震災害警戒本部等の設置等

町長は、東海地震の地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられた場合、若しくは東海地震注意情報・予知情報が発表された場合、直ちに幸田町地震災害警戒本部を設置し、地震防災応急対策を実施する。

気象庁が東海地震に関する情報を発表した場合は、警戒宣言時に実施する地震防災応急対応を、混乱を避けながら円滑に講じるため、担当職員の緊急参集等、地震防災応急対策の準備的な対応を講じるものとする。なお、幸田町災害対策本部が設置された場合には、幸田町地震災害警戒本部は廃止され、その事務は自動的に幸田町災害対策本部に引き継がれ、警戒宣言の解除又は解除情報が発表されたときには、幸田町地震災害警戒本部を廃止する。

第1節 幸田町地震災害警戒本部の設置等【防災安全課】

1 町における措置

町長は、次に定めるところにより、町職員に参集を命ずるものとする。

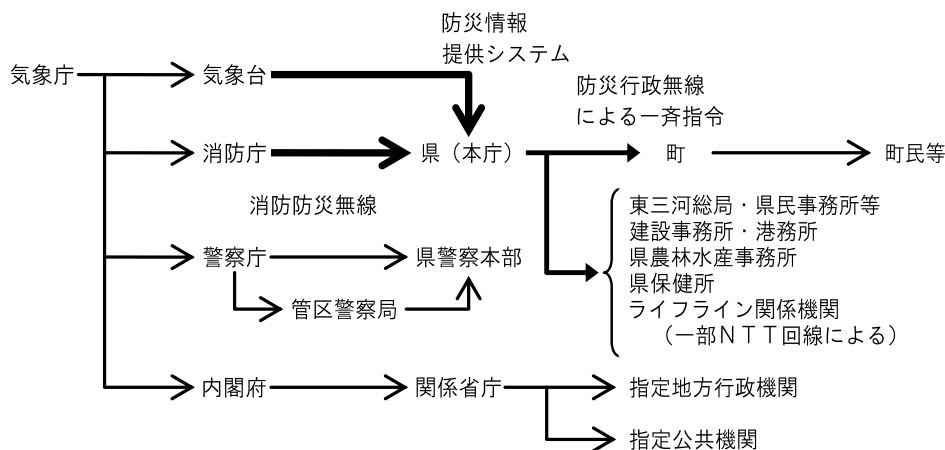
また、警戒宣言が発せられた場合、町長は幸田町地震災害警戒本部を幸田町地域防災計画に基づき設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

- (1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合
……………第2-1非常配備
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合……………第3非常配備（全職員）
- (3) 警戒宣言発令に伴い、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知を受けた場合又は警戒宣言発令の報道に接した場合……………第3非常配備（全職員）

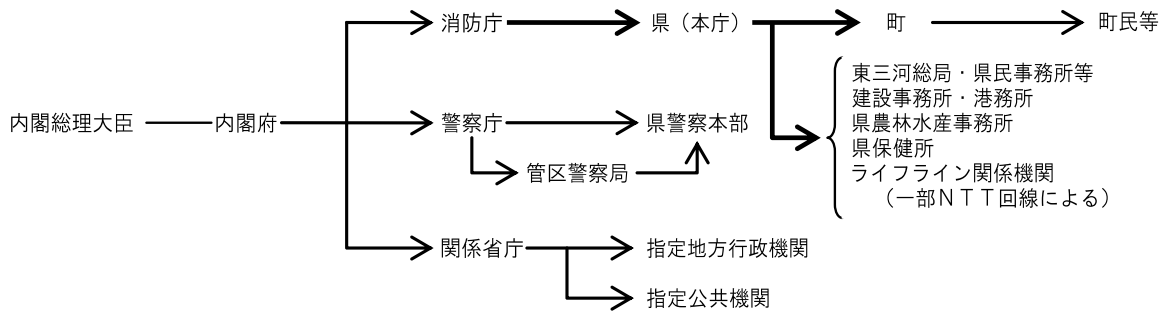
第2節 警戒宣言発令時の情報伝達【防災安全課】

1 警戒宣言等の伝達系統

- (1) 東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時））



(2) 警戒宣言



(参考) 内閣総理大臣の東海地震警戒宣言及び国民に対する呼びかけ例文

東海地震の地震災害警戒宣言

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を発します。

本日、気象庁長官から東海地震の地震観測データ等に異常が発見され、2, 3 日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生する恐れがあるとの報告を受けました。

この地震が発生すると、東海地震の地震防災対策強化地域では震度 6 弱以上、その隣接地域では震度 5 強程度の地震になると予想されます。また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸にかけて大津波の恐れがあります。

地震防災対策強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画作成事業所は速やかに地震防災応急対策を実施してください。

地震防災対策強化地域内の居住者、滞在者及び事業所等は、警戒態勢をとり、防災関係機関の指示に従って落ち着いて行動してください。

なお、地震防災対策強化地域内への旅行や電話は、差し控えてください。

地震予知情報の詳しい内容については、気象庁長官に説明させますので、テレビ、ラジオに注意してください。

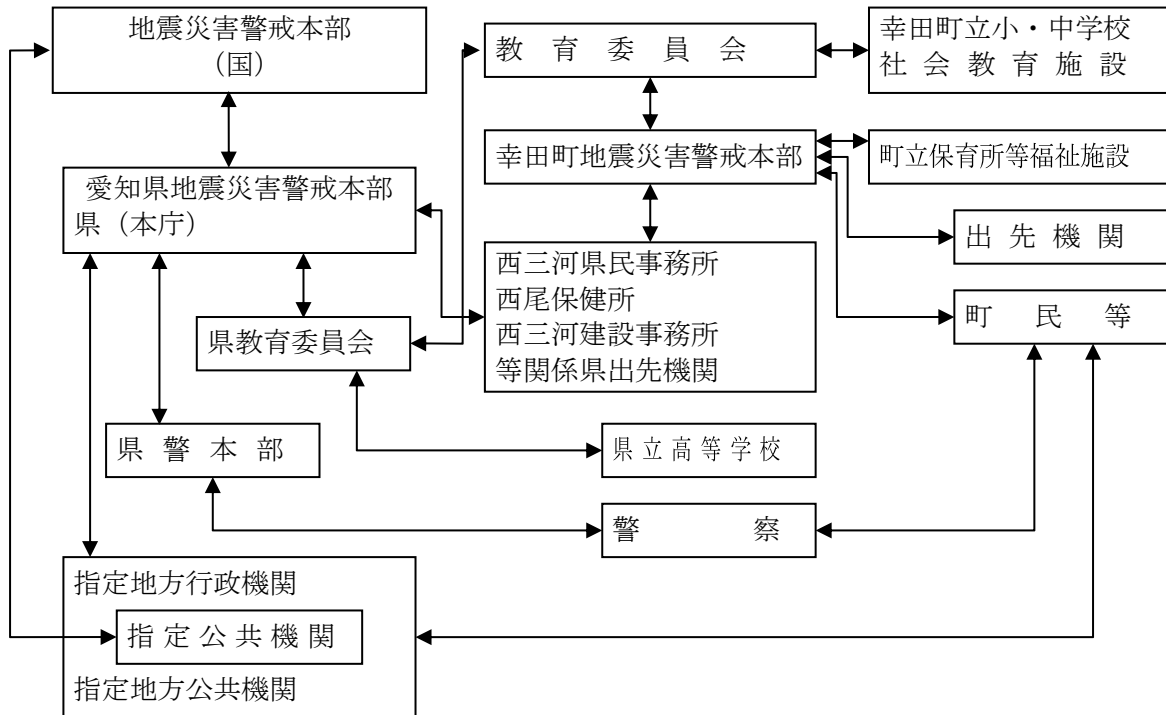
〇〇年〇〇月〇〇日

内閣総理大臣〇〇 〇〇

2 町の内部伝達、町民等への伝達

町の内部における伝達は、勤務時間内においては庁内放送及び電話、防災行政無線等によるものとし、勤務時間外等における職員の動員方法等については、電話、防災行政無線等による。

なお、幸田町地震災害警戒本部を中心とした情報の伝達系統は、次のとおりとする。



警戒宣言が発せられた場合、NTT電話の利用増加による異常輻輳が生じて通話不能事態の発生が予想されるので、平常時から警戒宣言が発せられたときの電話の自粛を呼びかける。

従って、通話の状況によっては、災害時優先加入者（防災関係機関、警察、病院等）の通話確保のため一般電話は、発信規制される場合もある。

防災関係機関等は、警戒宣言の発令に伴う異常な事態の対応に当たっては資料編第 2.6.(3)に記載する「災害時優先電話」の電話により情報伝達、避難誘導等に努めるものとする。

第3節 警戒宣言発令時の広報【企画政策課／防災安全課】

1 町における措置

(1) 職員等への周知並びに町民等の照会への対応

防災関係機関は、町民等が東海地震に関する情報の報道に接した場合に予想される混乱の発生を防止するため、職員等に次の事項を周知するとともに、町民等の照会に対し必要な応答を行うものとする。

- ア 東海地震に関する情報の意義及び情報収集に関する事項
- イ 地震に対する警戒及び火気等の自粛に関する事項
- ウ 警戒宣言時にとるべき行動及びその準備に関する事項

2 広報内容

広報を行う必要がある項目は、概ね次のとおりとする。

- (1) サイレンによる地震防災信号での注意喚起
- (2) 東海地震に関連する情報の内容、特に町内の震度の予想
- (3) 東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するための適切な対応の呼びかけ
- (4) 東海地震注意情報が発表された場合の防災関係機関の準備行動に関する情報
- (5) 町長から町民への呼びかけ
- (6) 交通規制の状況等、公共交通機関の運行状況等、地震防災応急対策の内容と実施状況
- (7) その他状況に応じて事業所又は町民等に広報周知すべき事項

(基本的な伝達事項)

- ・火気の使用、自動車の運行、危険な作業等の自主的制限
- ・消火の準備
- ・飲料水等の緊急貯水
- ・非常持出品の点検、確認

(参考) 町長から町民への呼びかけ例

町民の皆さん、既に御承知のことと思いますが、内閣総理大臣は、気象庁長官からの緊急報告を受け、午前（後）〇時、東海地震に関する警戒宣言を発令しました。駿河湾を中心に大地震が発生すると、幸田町は、震度 6 弱以上の強い揺れが予想されますので十分注意してください。

既に、町を始め防災関係機関では、職員が非常配備につき、防災対策に全力を挙げておりますが、町民の皆さんも次の点に十分留意して、いざという時に備えていただきたいと思ひます。

まず、火の使用、自動車の使用、危険な作業などは極力自粛してください。また、消火の準備や飲料水の汲み置きなどを、できる限り行ってください。それ以上に大切なことは、皆さんの落ち着いた行動です。デマなどに惑わされず、防災行政無線や広報車など正確な情報に耳を傾け、避難などで外出する場合も町、警察、消防などの職員の指示に従って秩序正しく行動していただきたいと思ひます。

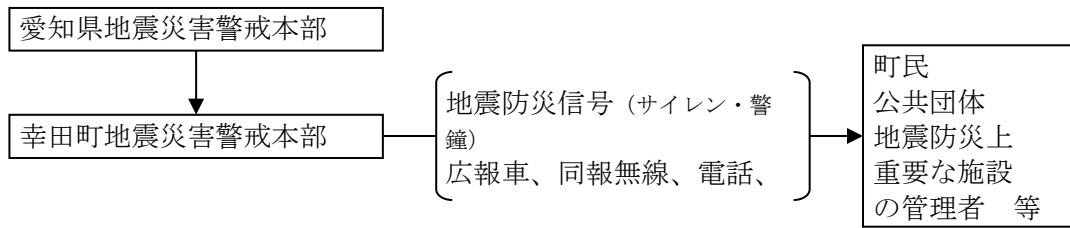
町民の皆さんと力を合わせて、この非常事態を乗り切っていきたいと思ひます。重ねてお願いします。地震が来ても、慌てず、落ち着いて、行動してください。

以上

3 広報手段等

広報は、テレビ、ラジオ等報道機関の協力を得て行うほか、防災行政無線、地震防災信号、広報車又は自主防災組織等を通して次の伝達系統により行うものとする。

なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、愛知県災害多言語支援センターによる多言語や、やさしい日本語による情報提供、表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。

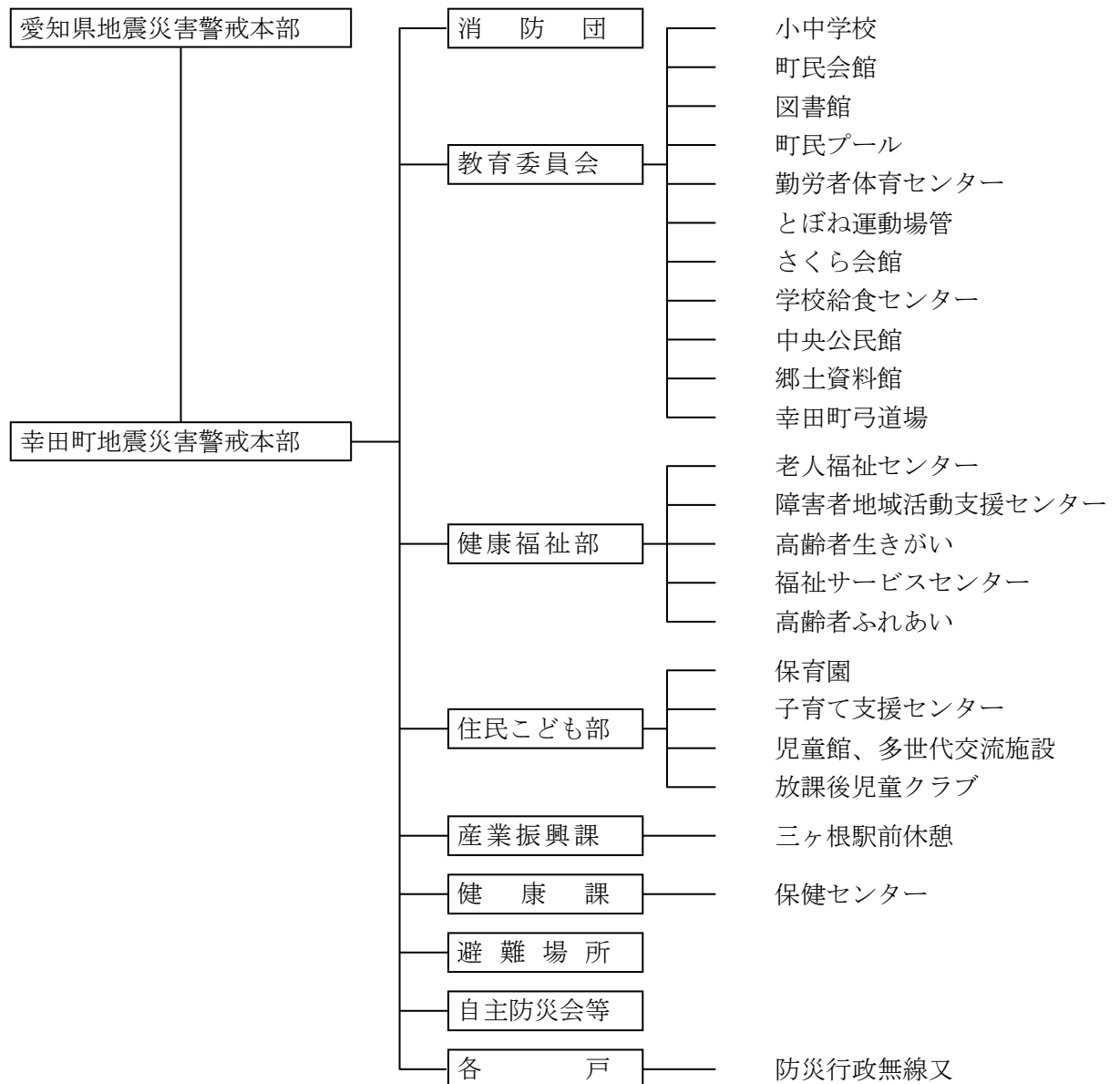


第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等【企画政策課／防災安全課】

1 収集、伝達系統

町における警戒宣言発令後の避難状況、応急対策実施状況等に関する情報の収集、伝達及び幸田町地震災害警戒本部からの指示事項等の伝達は、次ページの伝達系統に基づいて行うものとする。

警戒宣言時には、電話又は有線の機能が麻ひすることが予想され、その代替伝達は連絡員を送る。



2 報告事項・時期

(1) 報告事項

避難状況、応急対策実施状況等に関する情報は、警戒宣言発令後 1 時間以内に、別紙様式 1 により県に報告する。それ以降は、別紙様式 2 により報告する。

(2) 報告期間

上記事項の報告時期は、次のとおりとする。

①は、危険な事態その他異常な事態が発生した後直ちに行う。

②は、避難に係る措置が完了した後速やかに行う。

③から⑩は、それぞれの措置を実施するため必要な体制を整備したとき、その他経過に応じて逐次行うものとする。

3 資料

(1) 別紙様式 1 避難・地震防災応急対応の実施状況報告（速報用）【様式集】

(2) 別紙様式 2 避難・地震防災応急対応の実施状況報告【様式集】

第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配

町、県及びその他の防災関係機関は、地震発生後に災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、警戒宣言が発せられた場合には、主要食糧や毛布等の生活必需品、応急復旧用資機材等の発災後の災害応急対策に必要な物資を調達するための手配手続き、災害応急対策に係る措置を実施する人員の事前配備を行う。

なお、東海地震注意情報が発表された場合には、これらの準備的な対応を実施する。

第1節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保【防災安全課】

1 町における措置

(1) 食料の確保

食料の確保を図るため、町が保有する災害用備蓄物資の放出措置をとるとともに、幸田町商工会、あいち三河農協の応援を求めて町内商工業者から食料と合わせて調味料、副食物、食器類及び調理器具等の在庫物資の供与確保に努めるものとする。

なお、各家庭においては、警戒宣言発令時には市町村から食料をはじめとする物資は原則として供給されず、また、地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、7日以上飲料水、食料を始めとする生活必需品を、常時家庭内での備蓄に努める。

- (注) 食料……………米、乾パン、かん詰類、乳児用ミルク、クラッカー等
副食物……………漬物、かん詰类等
調味料……………塩、醤油、味噌等
食器類……………ガス調理器、鍋釜、はし、食器、コップ、哺乳瓶等

(2) 医薬品等の確保

発災に備え医薬品等を平常医療用と合わせて発災後の医療活動用として備蓄に努めるものとする。

なお、町内で医薬品等の供給確保が困難な場合は、県・日赤愛知県支部等に備蓄品を確認するものとする。

第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備【防災安全課／健康課／環境課／水道課／土木課／下水道課】

1 県警察及び町における措置

(1) 緊急輸送確保用資機材及び人員の配備

ア 東海地震注意情報が発表された段階から、発災後における緊急輸送道路を確保するため、応急復旧用の資機材の確認、人員の確保等の措置を講ずるものとする。

イ 公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合は、町民等の避難の円滑な実施を図り、又は、緊急輸送車両等の通行路を確保するため、交通規制標識板等を必要箇所に設置するものとする。

(2) 浸水対策用資機材及び人員の配備

備蓄する浸水対策用資機材を整備するものとする。

また、水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって、迅速かつ強

力に推進できるよう、非常配備の体制を整えるものとする。

なお、浸水対策用資機材に不足を生じる緊急事態に際しては、県へ応援を要請するものとする。

(3) 廃棄物処理及び清掃活動確保用資機材及び人員の配備

ア 一般廃棄物処理施設

地震災害の発生のおそれがある場合は発災後に備え、速やかに、一般廃棄物処理施設の緊急点検を行い、復旧稼働できるよう体制を確保するものとする。

イ ごみ処理

地震災害が発生し倒壊家屋及び家具等可燃物並びに瓦等不燃物が発生した場合、これらの廃棄物の収集、運搬処分が速やかに行えるよう人員体制並びに資機材を確保するものとする。

収容及び運搬は車両等で行い、処分地において焼却又は埋立処分を行う。町は、一時集積場を確保するとともに処分地についても町において地震等災害時も含めて十分確保するものとする。

ウ し尿処理

地震災害が発生し家屋の倒壊、水道の断水等によりトイレが使用不可能となった場合、仮設トイレを確保するものとする。

このための人員体制並びに資機材の確保を図るものとする。

(4) 防疫活動確保用資機材及び人員の配備

町の地震発生時における防災対策は、生活環境の悪化地域等に対して、感染症予防対策として防疫活動が実施できるよう配備体制を整えるものとする。

また、地震発生後に検病調査、健康診断が実施できるように、警戒宣言発令時には必要な配備体制を整えるものとする。

(5) 医療救護用資機材及び人員の配備

ア 東海地震注意情報が発表された段階から、応急的な医療救護活動の実施のための準備をする。

イ 医療救護の医薬品、その他衛生機材等救急資材を整備しておくものとする。

ウ 一般社団法人岡崎市医師会、一般社団法人岡崎歯科医師会及び一般社団法人岡崎薬剤師会は応急的な医療救護活動の協力のための準備体制をとる。

エ 発災後の応急的な医療救護活動の実施に応援が必要とされる場合には、町は県に対しその編成、派遣の準備を要請するものとする。

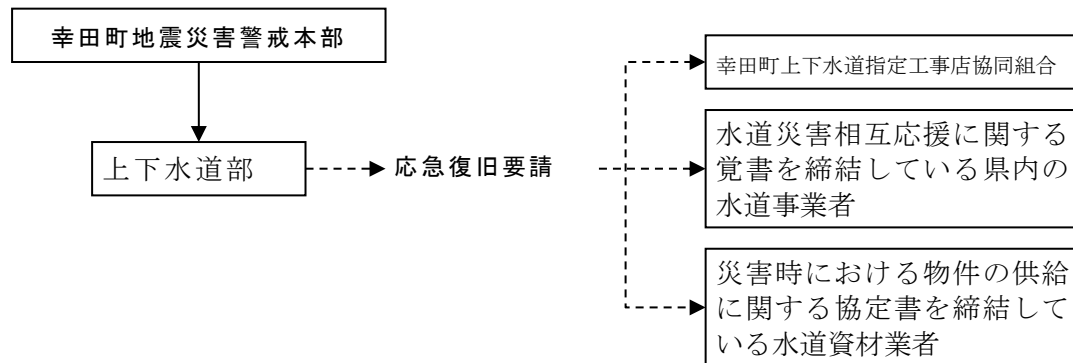
2 水道事業者等における措置

(1) 給水確保用資機材及び人員の配備

ア 東海地震注意情報が発表された段階から、発災後の給水確保のため、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材の整備点検を行うものとする。

また、警戒宣言が発せられた場合、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材及び人員の配備等を実施するものとする。水道事業者は、幸田町管工事業協同組合及び「水道災害相互応援に関する覚書」を締結している県内の水道関係事業者と連絡を密にして、災害時の緊急体制を整えるものとする。

イ 東海地震注意情報が発表された段階から、「水道災害相互応援に関する覚書」等により応援協力体制を整える。



(2) 下水道確保用資機材及び人員の配備

ア 東海地震注意情報が発表された段階から、発災後の応急復旧に備えて資機材の整備点検を行うとともに要員の確保に努める。

イ 「愛知県流域下水道地震時対応マニュアル」に基づき、必要な体制を整える。

3 鉄道事業者における措置

(1) 緊急輸送確保用資機材及び人員の配備

ア 東海地震注意情報が発表された段階から、発災後における緊急輸送道路を確保するため、応急復旧用の資機材の確認、人員の確保等の措置を講ずるものとする。

イ 警戒宣言が発せられた場合は、発災後における応急復旧に備えるため、およそ次のような措置を講ずるものとする。

(7) 応急復旧用資材及び機器の所在を確認するとともに、関係者の手持ち資材、機器についてもその所在を確認する。

(8) 必要によりあらかじめ定めてある要員により応急復旧体制をとる。

4 中部電力株式会社における措置

中部電力株式会社は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発令し、地震災害警戒本部等を設置し、次の措置を講ずる。

(1) 車両等を整備、確保して応急出勤に備えるとともに、資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

(2) あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員を動員し確保に努める。

5 ガス事業会社における措置

東邦瓦斯株式会社は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発令し、災害対策本部を設置して、次の措置を講ずる。

(1) 車両等を整備・確保して応急出勤に備えるとともに、備蓄資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

(2) あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員の確保に努める。

6 西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社におけ

る措置

- (1) 東海地震注意情報が発表された場合において、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ町内に配備している災害活動用無線機の整備・確認を行い、事前に相互の連絡調整を図るものとする。
- (2) NTT西日本東海支店災害対策室は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。

第4章 発災に備えた直前対策

警戒宣言が発せられた場合、地震被害の軽減を図るため、防災関係機関及び町民等は一体となって冷静かつ迅速に、発災に備えた直前対策をとる。

なお、東海地震注意情報が発表された場合、これらの準備的な対応を実施する。

第1節 避難対策【防災安全課／こども課／学校教育課】

1 町における措置

(1) 町が行う避難対策

警戒宣言が発せられた場合における避難の基本的な考え方は、住民の身近な防災空地を自主防災組織等によりあらかじめ避難場所として定め、避難情報の対象となるべきがけ地崩壊危険地域等の範囲（以下「避難対象地区」という）の住民が必要に応じてそこに一時的に待避し、住民が協力して地震発生に備えた待機体制をとるものとする。避難場所を定めた場合は、住民に周知するとともに町に連絡するものとする。また、東海地震注意情報が発表された場合は、これらの準備的な対応を実施する。

なお、町が行う避難対策は次のとおりとする。

ア 警戒宣言が発せられた場合において、避難対象地区をあらかじめ幸田町地域防災計画において警戒宣言発令時の避難情報の対象地区として定め、対象地区の範囲、想定される危険の種類、避難場所、避難ルート、その他避難に関する注意事項を、関係地区の住民に対して周知するものとする。

イ 警戒宣言が発せられた場合において、住民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、避難対象地区について避難の指示を行い、又は地震災害による危険を防止するため必要と認める区域について、警戒区域の設定を行うとともに次の措置をとるものとする。

(7) 防災行政無線、広報車による避難指示の周知措置

(i) 愛知県地震災害警戒本部への報告

(ii) 対象区域の自主防災組織、施設及び事務所への通知及び集団避難の指導

(iii) 避難終了後の区域についての防火防犯パトロールの実施

(iv) 避難対象地区及び警戒区域の設定を行った場合の住居者等の避難場所は、別表6「地震災害避難場所」に避難するものとする。

ウ 警戒宣言発令下における避難生活に必須の食料、飲料水、生活必需品等の物資は自給を原則とする。

エ 避難場所で運営する避難生活は、原則として屋外によるものとする。ただし、要配慮者の保護のため、安全性を勘案の上、必要に応じて屋内における避難生活を運営できるものとする。

オ 避難対象地区内の住居者等が避難場所まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。ただし、山間地等で避難場所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な場合などについては、地域ごとの実情に応じて必要最小限の車両の活用の有無を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。

カ 町は、避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるとともに、必要な

支援を行うものとする。また、外国人に対する情報伝達においては、多言語や、やさしい日本語、ピクトグラム（案内用図記号）による伝達ができるように配慮する。

キ 出張者及び旅行者等について、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。特に、帰宅困難者、滞留旅客の避難対策については、事前に鉄道事業者と十分調整しておくものとする。

ク 避難対象地区の住民等に次の事項などの周知徹底を図るものとする。

- (ア) 区域の範囲
- (イ) 想定される危険の種類
- (ウ) 避難場所
- (エ) 避難場所に至る避難路
- (オ) 避難の指示又は伝達方法
- (カ) 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等
- (キ) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止など）

2 警察における措置

(1) 警察官が行う避難対策

ア 警察官は警戒宣言が発せられた場合において、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する恐れがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受ける恐れのある者その他の関係者に対し、必要な警告また指示を行う。

この場合において、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずる恐れのある道路上の車両の撤去その他必要な措置を行う。

イ 警戒宣言が発せられた場合において、町長が避難のための立退きの指示をすることができないと認めるとき又は町長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の住居者、滞在者、その他の者に対し避難のための立退きを指示する。

ウ 警察官が上記の措置を執ったときは、直ちにその旨を町長に連絡するものとする。

3 学校における措置

(1) 学校、幼稚園、保育園、認定こども園（以下「学校等」という。）の園児、児童生徒の安全を確保するため、東海地震注意情報が発表された場合、原則として次のとおり取り扱うものとする。

なお、学校等においては、それぞれの場合の対応を園児、児童生徒始め保護者等にかかじめ周知しておくものとする。

ア 園児、児童生徒が在園（園）中の場合には、授業（保育）等を中止し、原則「保護者等への引渡し」にて下校（退園）、又は「迎えが来るまで学校（保育園）待機」とする。

イ 児童生徒が登下校中の場合には、原則教職員又は町民等の指導のもと登校後「保護者への引渡し」にて下校、又は「迎えが来るまで学校待機」とする。園児にあって、同行の保護者とともに登園することなく帰宅する。

ウ 園児、児童生徒が在宅中の場合には、休校（園）として登校（園）させない。

エ 保護者等の迎えがない場合、必要に応じて学校等にて待機する。

- (2) 施設、設備について、日頃から安全点検を行い、災害の発生を防止するため必要な措置をとるものとする。

4 資料

指定緊急避難避難場所 資料編 第 2.9.(3)

第 2 節 消防、浸水等対策【防災安全課／予防防災課／庶務課／消防署】

1 町における措置

消防機関は、警戒宣言が発せられた場合、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止等に関して講ずる措置として、幸田町地域防災計画及び消防計画に基づいて、次の事項を重点として推進するものとし、東海地震注意情報が発表された場合においても、資機材の点検・整備等準備行動を行う。

また、発災後の迅速な消火、救急救助活動を確保するため、東海地震注意情報が発表された段階から、消防本部における準備等必要な体制をとるものとする。

- (1) 火災発生の防止、初期消火についての町民等への広報
- (2) あらかじめ予想される火災の発生に備え、部隊及び消防車両等の資機材を事前に配備し、支障のないよう配置する。
- (3) 地震予知情報等の収集、伝達及び周知、広報体制の確立
- (4) 避難対象地区における避難のための立退きの指示、避難誘導及び避難路の確保を行う。
- (5) 施設、事業所等に対する地震防災応急計画実施の指示を行う。
- (6) 火災、水災等の防除のための警戒。
- (7) 迅速な救急救助のための体制確保
- (8) 自主防災組織、自衛消防隊等の防災活動に対する指導を実施する。
- (9) その他必要な措置を実施する。

第 3 節 社会秩序の維持対策【防災安全課】

1 警察における措置

警察は、警戒宣言が発せられた場合等における混乱、交通混雑及び犯罪の発生を防止するため、早期に警備体制を確立し、民心の安定を図るため、次の警備活動を推進する。

- (1) 警備対策並びに交通対策等の企画、調整及び推進を行う。
- (2) 警戒宣言及び地震予知情報等の伝達に対する協力を行う。
- (3) 警察広報を行う。
- (4) 各種情報等の収集及び伝達を行う。
- (5) 重要施設等の警戒を行う。
- (6) 交通関係団体の地震防災応急対策等の実施促進を行う。
- (7) 避難の指示又は警告及び避難誘導を行う。
- (8) 応急の救護を要すると認められる者の救護及び保護を行う。
- (9) 交通秩序を維持する。
- (10) 他の機関が行う応急対策等に対して協力を行う。

- (11) 緊急輸送車両の確認を行う。
- (12) 不法事案の取締りを行う。
- (13) 混乱防止対策を行う。

第4節 道路交通対策【防災安全課】

1 県公安委員会における措置

東海地震に関する情報が発せられた場合、車両等が滞留して一般道路の交通が著しく混乱することが予想される。このため、警察は相互に協力して適切な交通規制を実施し、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が行えるよう道路交通の確保を図るものとする。

(1) 警戒宣言発令時における交通規制の内容及び方法

警戒宣言が発せられた場合は、大震法の定めるところにより、地震防災応急対策に従事する者若しくは地震防災応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため、次の要領により、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。

ア 幸田町の規制対象路線

(7) 次に指定する路線について、緊急自動車及び緊急輸送車両であることの確認を受けた車両（以下「緊急輸送車両等」という。）以外の車両の通行を禁止する。

a 国道23号

b 国道248号

(4) 前記(7)以外の道路についても、緊急輸送車両等の通行を確保すべき必要がある場合には、車両の通行を禁止し又は制限する。

イ 関係機関との協力

交通規制の実施に際しては、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し、状況に即した適切な交通規制を実施するものとする。

ウ 広報

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者等に対し、ラジオ、看板等により適時、適切な広報を実施する。

(2) 交通規制を行う地域、道路及び区間における車両等の措置

ア 通行の禁止又は制限を行った道路上の車両については、直ちにこれを同道路以外の道路へ誘導退去させるとともに、その走行を極力抑制する。

イ 強化地域内へ入ろうとする車両にあつては、その流入を極力制限する。

ウ 通行の禁止又は制限を行った路線上の駐車車両については、直ちに移動の広報、指導を行い状況により必要な措置を講ずる。

(3) 交通規制の結果生ずる滞留車両運転者及び同乗者の措置

ア 町内にある車両に対しては、通行の禁止、制限をされた道路以外の道路にあつても、現場及び指導を行い、極力走行を抑制する。

イ 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関と協力し必要な対策を講ずるものとする。

(4) 緊急通行車両の確認

公安委員会が通行の禁止又は制限を行った場合、県又は公安委員会は、大震法施行令第12条の規定により緊急通行車両の確認を行う。

ア 届出済証の交付を受けている車両の確認

愛知県警本部、警察署、又は交通検問所に出頭し、届出済証を提示して確認を受けるものとする。

イ 届出済証の交付を受けていない車両の確認

届出済証の交付を受けていない車両の確認申請は、別紙様式4の緊急通行車両等届出証に当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類を添付の上、県又は公安委員会の下記緊急通行車両等確認事務担当局等に提出して行う。

組 織	緊急通行車両等確認事務担当局	
愛 知 県	防災安全局	災害対策課
	県民事務所	防災安全課
県公安委員会	警察本部	交通規制課
	警察署	交通課（係）、交通検問所

(5) 緊急通行車両等確認証明書の交付

緊急通行車両であると確認したときは、県又は公安委員会は、別紙様式5「緊急輸送車両等確認証明書」を、別紙様式6の標章とともに申請者に交付する。

2 警察及び道路管理者における措置

道路管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、以下に示す運転者のとるべき措置について周知徹底を図るものとする。

(1) 自動車運転者に対する教育

東海地震に関する情報が発せられた場合、車両等が滞留して一般道路の交通が著しく混乱することが予想される。このため、町及び警察は相互に協力して適切な交通規制を実施し、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が行えるよう道路交通の確保を図るものとする。

ア 運転者のとるべき措置

警戒宣言が発せられた場合の運転者のとるべき措置は次のとおりとする。

- (7) 車両を運転中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。
- (8) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーはつけたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策・災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

第5節 鉄道【防災安全課】

警戒宣言に伴う強化地域内の運行停止による旅客の混乱を軽減するため、東海旅客鉄道株式会社は、警戒宣言前の段階から、警戒宣言時の運行規則等についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行や出張を控えるよう要請するものとする。また、警戒宣言までは、需要に応えるため極力運行を継続する。

1 東海旅客鉄道株式会社における措置

東海旅客鉄道株式会社は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における列車及び旅客等の安全を確保するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 東海地震注意情報発表時

ア 列車の運転取扱

- (7) 旅客列車については、運行を継続する。ただし、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。
- (i) 貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。

イ 旅客への対応

東海地震注意情報が発表されたとき、及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対してその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発せられた場合の列車の運転計画を案内する。

(2) 警戒宣言発令時

ア 列車の運転取扱

- (7) 警戒宣言発令後、次に掲げる列車の運転取扱いを実施することとする。
 - a 新幹線
 - (a) 想定震度が6弱以上の地域への進入を禁止する。
 - (b) 想定震度が6弱以上の地域内を運転中の列車は、最寄りの駅まで安全な速度で運転して停車する。
 - (c) 想定震度が6弱未満の地域においては、名古屋・新大阪間については運行を継続する。この場合、強化地域内については、安全な速度で運転する。
 - b 在来線
 - (a) 強化地域への進入を禁止する。
 - (b) 強化地域内を運行中の列車は最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。
 - (c) 強化地域外においては、折り返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。

イ 旅客への対応

- (7) 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、あらかじめ定めた方法及び内容により、列車の運転状況について案内する。
- (i) 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、町の定める避難場所へ避難させる等の必要な措置をとる。

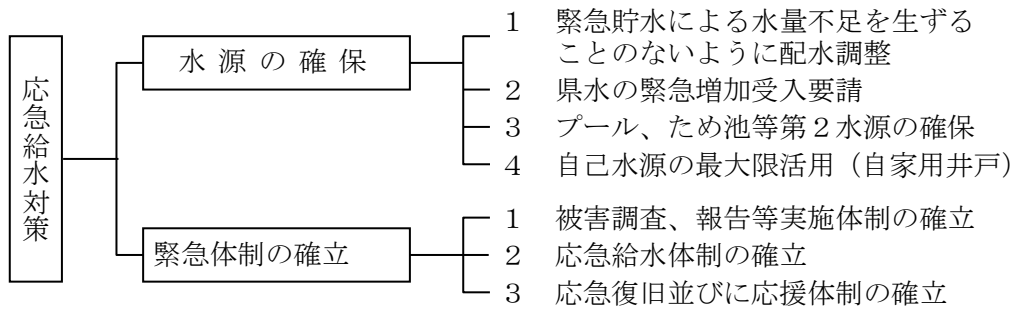
第6節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係【企画政策課／防災安全課／水道課】

1 町及び水道事業者における措置

(1) 飲料水関係

注意情報が発表され警戒宣言等が発表されるまでの間、又は注意情報が解除されるまでの間は準備行動を取るものとする。

警戒宣言等が発せられた場合、震災に備えた緊急貯水を町民等に強力に呼びかけるとともに、応急給水対策としての次の措置を講ずるものとする。



前記の内容については、次のとおりとする。

ア 水源の確保

- (ア) 町民等の飲料水等の緊急貯水によって、水量不足を生じないよう配水池の水位確保等配水操作に十分留意する。
- (イ) 需要水量を確保するため、送配水の調整に努めるものとする。
- (ウ) 県水受水に対しても供給地域の緊急貯水不足にならないよう、直ちに愛知県西三河水道事務所に対し、緊急増加受水の要請を行い、水源の確保に当たる。

イ 緊急体制の確立

警戒宣言が発令された場合は、発災による被害程度を把握できる体制を確立しておくものとする。

(ア) 応急給水の対象者

応急給水の対象は、被害により水道、井戸等の給水設備が破損して、飲料水が得られない被災者を対象とする。

(イ) 応急復旧体制並びに応援体制の確立

応急給水作業と並行して、応急復旧作業を図り早期通水を第一とし、幸田町上下水道指定工事店協同組合と連絡を密にして仮設配水管、仮設共用栓を布設し災害時の緊急体制を確立する。

また、町は自ら飲料水の供給あるいは給水復旧が困難であるときは、幸田町上下水道指定工事店協同組合のほか、県並びに水道災害相互応援に関する覚書を締結している県内の水道事業者に応援を求めるものとする。

2 中部電力株式会社における措置

中部電力株式会社は、地震災害予防及び災害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、警戒宣言が発せられた場合等の地震防災応急対策として次の予防措置を講ずる。この場合において地震発生の危険に鑑み、作業員の安全に十分配慮する。

(1) 特別巡視・特別点検

	実施事項
変電所	1 構内特別巡視（落下物、二次災害発生可能物の排除など） 2 非常用電源設備（ディーゼル発電機など）の点検及び燃料、冷却水の点検 3 消火設備の点検

(2) 非常用電源設備（ディーゼル発電機など）の点検及び燃料、冷却水の点検

(3) 消火設備の点検

(4) 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の電力施設は、状況に応じて設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

(5) 電力の緊急融通

各電力会社とあらかじめ定めた電力融通に関する契約等に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。

(6) 安全広報

テレビ、ラジオ等の報道機関及び Web サイトを通じて、地震発生時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

3 都市ガス事業者における措置

東邦瓦斯株式会社は、都市ガスを円滑に供給するため、警戒宣言等が発せられた場合、地震防災応急対策として、次の措置を講ずる。

(1) 供給の継続

警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を継続する。

(2) 安全広報

警戒宣言発令等があった場合、ガス利用者に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震発生時におけるガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、この広報内容を報道するように協力を要請する。

(3) 帰宅等の要請

東海地震注意情報が発表された場合、事業所等の見学者、訪問者等に対して、注意情報が発表された旨を伝達し、帰宅等を要請する。

(4) ガス工作物の巡視・点検

警戒宣言等が発せられた場合、点検が必要な設備については、あらかじめ定める点検要領に従い巡視・点検を行う。

(5) 工事等の中断

警戒宣言等が発せられた場合、緊急でない工事・作業等は、工事中・作業中のガス工作物の危険を防止する措置を施した後、これを中断する。

4 通信事業者における措置

NTT西日本、株式会社NTTドコモ、及びKDDI株式会社は、東海地震注意情報若しくは警戒宣言が発せられた場合、通信の疎通が著しく困難となる事態が予想されるため、地震防災応急対策実施上の重要通信を確保するために次の措置を行う。また、他の通信会社は

これに準じた措置をとる。

(1) 警戒宣言等の発令に伴う諸措置

ア 警戒宣言等の正確、迅速な伝達

警戒宣言等に関する情報は、あらかじめ定められる伝達経路及び方法により正確かつ迅速に行う。また、地震防災に関する情報の授受及び収集を円滑に行うため、各防災関係機関との連絡担当を明確に定めるものとする。

イ 警戒本部の設置

警戒宣言が発せられた場合は、直ちに準備警戒の措置をとるとともに、地震災害警戒本部を設置する。

ウ 情報等収集と伝達

地震災害警戒本部は、国や市町村等から発出される指示及び各種情報を受け、また、報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の伝達経路により相互伝達して、通信の疎通確保及びそれぞれの地震応急対策等に反映させる。

エ 地震防災応急対策等に関する広報

警戒宣言が発せられた場合、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、ラジオ、テレビ放送等を通じて情報提供及び必要な広報を行う。

- (ア) 通信の疎通状況並びに利用制限等の措置状況
- (イ) 電報の受付、配達状況
- (ロ) 加入電話等の開通、移転等の工事並びに故障修理等の実施状況
- (ハ) 通信会社における業務実施状況
- (ニ) 災害用伝言ダイヤル、災害用ブロードバンド伝言板及び災害用伝言板の利用状況
- (ホ) 利用者に対し協力を要請する事項
- (ヘ) その他必要とする事項

オ 通信の利用制限等の措置

各情報及び災害等により通話が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため、契約約款の定めるところにより、通話の利用制限等の措置をとるものとする。

カ 災害用伝言ダイヤル及び災害用ブロードバンド伝言板の運用

東海地震注意情報等発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板等を提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。なお、必要に応じてこれらの措置を東海地震注意情報等発令前から実施する。

キ 復旧用資機材、車両等の確認と広域応援計画に基づく手配

警戒宣言が発せられた場合、災害復旧に関わる組織（対策要員）においては速やかに地震災害警戒本部に参集する。復旧用資機材車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。また、発災後における電気通信設備等の迅速な復旧に必要な次の車両については、あらかじめ緊急輸送用として特別許可（緊急通行車両の事前申請）を得ておく。

- (ア) 移動無線車、移動電源車、ポータブル衛星通信支援車
- (イ) 災害対策用機器及び応急復旧用資機材運搬用車両
- (ロ) 工事用車両、特殊車両

(イ) 広報車、その他災害応急復旧対策上必要な車両
 ク 建物、施設等の巡視と点検
 東海地震注意情報又は警戒宣言が発せられた場合、建物及び重要通信施設について巡視し、必要な点検を実施するものとする。

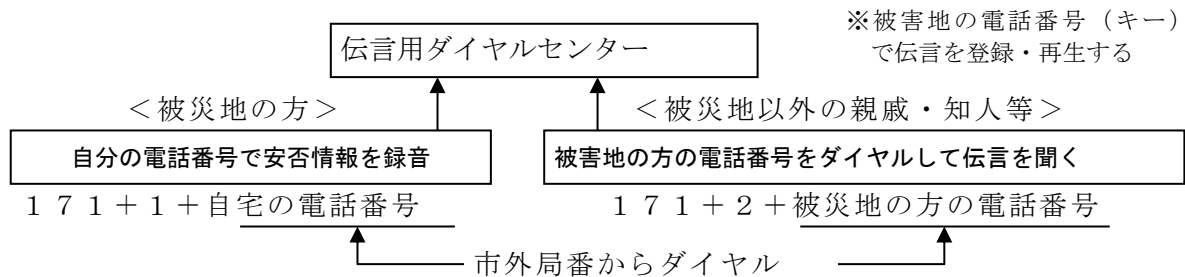
ケ 工事中の施設に対する安全措置
 東海地震注意情報又は警戒宣言が発せられた場合、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中断するものとする。中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要により補強及び落下、転倒防止等の安全を講ずるものとする。

なお、この場合、付近の町民及び作業員の安全に十分注意配慮するものとする。

(2) 通信の疎通確保対策

NTT西日本及びKDDI株式会社は、震度6弱以上の地震が発生した場合には災害用伝言ダイヤル、災害用ブロードバンド伝言板及び災害用伝言板を活用し、被害地の方の安否確認を直接電話で行わず、全国に配置された災害用伝言ダイヤルセンタを経由して行うことにより、輻輳を緩和する。

【災害用伝言ダイヤルのシステム】



※携帯電話は、「iモード災害伝言板」及び「災害伝言板」等を活用する。

項目	内容
伝言の録音再生が可能な電話番号(キー)	災害により電話がかかりにくくなっている地域の加入電話、ISDN、ひかり電話及び携帯電話の電話番号(登録可能な設定範囲は市外局番を単位として行う)
利用可能電話	NTTの一般電話(プッシュ式、ダイヤル式) 公衆電話、INSネット64、INSネット1500 メンバーズネット(オフネット通話利用時) 携帯電話、PHS(一部の通信事業者は今後拡大予定)
伝言蓄積数 伝言録音時間	1電話番号あたり1~20伝言(提供時にお知らせする。) 1伝言30秒以内
伝言の保持期間	提供終了まで
伝言の消去	運用終了時に自動消去
利用料金	伝言蓄積等のセンター利用料は無料 NTT東日本またはNTT西日本の電話から伝言の録音・再生をする場合の通話料は無料 携帯電話、PHS、IP電話からの利用に関しては、各種通信事業者のサービスとなるため、使用者が加入しているキャリアへの確認が必要
暗証番号付き伝言	4桁の暗証番号(録音:171+3+暗証番号、再生:171+4+暗証番号)

5 日本放送協会名古屋放送局における措置

日本放送協会名古屋放送局に「警戒宣言」が発せられた場合、町の活動が円滑に行われるよう、その業務について協力を依頼する。

三河湾ネットワーク株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、町の活動が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

また、東海地震に関連する情報等の放送に当たっては、地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、町民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通・ライフライン・生活関連情報等の正確・迅速な情報の提供に努めることを基本とし、緊急警報放送、臨時ニュースを編成する等、各メディアを有効に使用して対応することとする。

第7節 生活必需品の確保【防災安全課】

1 町における措置

町は警戒宣言が発せられた場合、食料等の生活必需品の売り惜しみ、買占め及び物価高騰が生じないように、関係する生産団体、流通団体等に対して、安定して供給するよう要請するものとする。

また、生活必需品等を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業の要請に努めるとともに、必要となる物資の輸送についての対策を講じるものとする。

各家庭においては、警戒宣言発令時には町から食料等生活必需品は原則として支給されない恐れがあること、また、地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、可能な限り1週間分程度以上の飲料水、食料を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておかなければならない。

なお、平常時からこれらの対応についての周知徹底に努める。

第8節 金融対策

1 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置

(1) 民間金融機関の措置

ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所又は事務所の窓口における営業は普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻業務以外の業務は停止するとともに、その後、店頭顧客の輻輳状況等を的確に把握し、平穩裡に窓口の普通預金の払戻業務も停止し、併せて、窓口営業を停止した旨を取引者に周知徹底する。

この場合であっても、当地の警察等と緊密な連絡を取りながら、顧客や従業員の安全に十分配慮した上で、現金自動預払機等において預金の払戻しを続ける等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずる。

イ 営業停止等並びに継続して現金自動預け払い機等を稼働させる営業店舗名等を取引者に周知徹底させる方法は、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載することによる。

ウ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期すため、窓口業務の開始又は再開は行わない。

この場合であっても、警察等と緊密な連絡を取りながら、顧客及び従業員の安全を十

分に配慮した上で現金自動預払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずる。

エ 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の業務を行う。

オ 発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等についての適切な応急措置を講ずる。

カ その他、地域の金融上の混乱の未然防止に十分配慮する。

第9節 郵政事業対策【総務課】

1 日本郵便株式会社における措置

- (1) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務の取扱いを停止する。
- (2) 上記(1)により業務を停止し、又は事務の一部を取り扱うときは、強化地域内に所在する郵便局において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に掲示するものとする。
- (3) 警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している者は、原則として速やかに郵便局に戻るものとする。
- (4) 警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に基づき、郵便局が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、要配慮者に十分配慮する。

第10節 病院、診療所【健康課】

1 病院、診療所における措置

病院、診療所は、東海地震注意情報が発表された段階から、院内放送等により、医師等の職員、入院患者及び外来患者等に対し情報を伝達するとともに、被害の発生防止、医療機能の維持に努める。

なお、強化地域内の病院、診療所については、警戒宣言が発せられたときの外来診療を原則として中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、地域の医療を確保するため、診療を継続することができるものとする。

第11節 商業施設等【防災安全課】

1 商業施設等における措置

警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の商業施設等は、原則として営業を中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、食料品及び日用雑貨等の生活必需品に対する地域の需要に応えるため、営業を継続することができるものとする。

第12節 緊急輸送【防災安全課／土木課】

1 町及び関係機関における措置

(1) 緊急輸送車両等の確保

町及び関係機関は、地震防災応急対策のための緊急輸送あるいは発災後の緊急輸送等に備えて、緊急輸送用車両の確保を図るものとする。また、確保すべき車両の数量、及び確

保先との連絡手段をあらかじめ定めておく。

不足車両は運送関係業者等の保有する車両等を借上げることで緊急輸送体制を確保する。
さらに不足する場合は、県又は隣接市町の応援を求める。

ア 確保順位

- (7) 町所有の車両等（総務部（財政課）により配車計画を行う）
- (4) 公共団体の車両の借上げ等
- (9) 営業者所有の車両の借上げ等
- (5) 自家用車両の借上げ等

イ 配車措置

各部は、自動車等による輸送が必要となったときは、総務部（財政課）に次の事項を明示して配車を要請する。

- (7) 輸送の目的
- (4) 輸送の区間及び期間
- (9) 輸送量及び日時

2 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲

警戒宣言が発せられた場合、発災に備え、その応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員、物資の輸送範囲は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者
- (3) 食料、飲料水等、その他生活必需品物資
- (4) 医薬品、衛生材料等
- (5) 救援物資等
- (6) 応急対策用資材及び機材
- (7) その他必要な人員及び物資、機材

3 緊急輸送の方針

緊急輸送は、町及び関係機関が保有する車両等の輸送力により、必要最小限の範囲で実施するものとし、実施に当たっては輸送手段の競合が生じないように、緊急輸送関係機関及び実施機関はあらかじめ相互の連携協力体制を十分整備するものとする。

また、警戒宣言後の緊急輸送の実施に当たり具体的に調整すべき問題が生じた場合は、幸田町警戒本部において調整を行うものとする。

4 緊急輸送道路

町域における緊急輸送道路は、次の表のとおりである。

1・2次別	路 線 名	区 間
第1次	一般国道 248 号	岡崎市境～蒲郡市境
	" 23 号（重複線）	"
	" 23 号（名豊道路）	西尾市境～蒲郡市境
	町道芦谷荻 1 号	幸田芦谷 IC～国道 248 号
第2次	一般県道幸田石井線	西尾市境～菅田交差点
	一般県道岡崎幸田線	菅田交差点～深溝愛宕山交差点
	主要地方道西尾幸田線	西尾市境～深溝鶴方交差点

	〃 安城幸田線	岡崎市境～大草交差点
--	---------	------------

5 緊急輸送車両の事前届出及び確認

町及び緊急輸送を行う計画のある車両を有する指定行政機関等にあつては、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会（県警本部）へ緊急輸送車両の事前届出を行うこととする。

第13節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策【防災安全課／産業振興課】

1 町及び関係機関における措置

警戒宣言が発せられ、交通機関が運行停止等の措置を取った場合、通勤・通学者、買物客には、帰宅が困難になる者が相当数生じることが見込まれることから、町は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所等の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

町以外で避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、規則等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあつ旋、町が実施する活動との連携体制等の措置を講ずるものとする。

- (1) 交通機関の運行停止等により帰宅が困難になった人に対しては、原則として徒歩による帰宅を促す。
- (2) 事業所等は、従業員、学生、顧客等に対し、東海地震注意情報が発表された段階から正確な情報を提供することとし、警戒宣言が発せられた場合には交通機関が運行停止する旨の情報を提供して事前の帰宅困難者発生抑制に努める。

第5章 町が管理又は運営する施設に関する対策

町は警戒宣言が発せられた場合、自ら管理・運営する道路、河川、不特定かつ多数が出入する施設、あるいは地震防災応急対策の実施上重要な建物に関して、地震発生に備えた対策を速やかに実施するものとする。

なお、東海地震注意情報が発表された場合は、これらの対策の準備的な対応を実施する。

第1節 道路【防災安全課／土木課】

1 町における措置

地震が発生した場合予想される道路の被害は、法面の崩落、高盛土箇所の崩落、路面の亀裂、沈下、橋梁の損壊、ガス管、水道管、下水道管等地下埋設物の破損に伴う道路の損壊などが想定される。

このため町は、東海地震注意情報が発表された段階から、直ちに所管する道路のうち、特に緊急輸送道路及び避難路として指定された路線並びに道路の損壊等が想定される危険箇所を主体に緊急点検を行うため道路巡視を実施して状況を把握し、必要に応じ応急補強、交通の制限、工事中の道路における工事の中断等の措置をとるものとする。

さらに、日常から道路、橋りょう施設の危険箇所の調査及び耐震診断を実施し、今後計画的に改良を図る。

(1) 道路情報板等を活用して、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言、その他地震に関する情報、及び運転手のとるべき措置等を道路利用者に伝達する。

なお、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合においても、道路情報板により、その内容を伝達するものとする。

(2) 巡視等を実施して、交通状況、工事中の箇所、通行止め箇所等を把握し、必要に応じ工事中の道路における工事の中断等の措置をとる。

(3) 発災後、迅速な情報収集を実施するため、重要区間を定め職員による情報収集体制を整える。

(4) 緊急輸送道路の応急復旧作業担当者に事前配備についての連絡確認を行う。

(5) 応急復旧資機材の保有状況についての情報収集・把握を行う。

(6) 県、県警察等関係機関と連携協力し、必要な対策を講じる。

第2節 河川【土木課】

1 町における措置

(1) 地震予知情報等により、水害の発生が予測される場合における河川管理上の措置について、あらかじめ定めるものとする。

(2) 東海地震注意情報が発表された段階から、直ちに所管施設の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。この場合において、内水排水施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の準備、点検その他所要の被災防止措置を講ずるものとする。緊急点検、巡視の実施方法及び実施体勢については、別に定める。

(3) 河川等の緊急点検及び巡視の実施体制は、別に定めるところによる。

第3節 不特定かつ多数の者が出入りする施設【所管課】

町が管理する庁舎、町民が利用する施設、学校、病院、診療所、社会福祉施設等の管理上の措置は、概ね次のとおりとする。

1 一般的事項

(1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合

庁舎、県民が利用する施設においては、庁舎への来訪者、施設利用者に対して、東海地震に関連する調査情報（臨時）の伝達に努める。

(2) 東海地震注意情報が発表された場合

ア 庁舎

庁舎への来訪者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には強化地域内の交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、原則として、庁舎からの退避を促す。

イ 町民が利用する施設

施設利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には強化地域内の交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、退避を誘導し、原則として、施設等を閉館する。

(3) 警戒宣言が発せられた場合（東海地震注意情報等が発表されることなく突発的に発せられた場合を含む）

ア 庁舎

来訪者に対して、警戒宣言が発せられた旨を的確、簡潔に伝達するとともに、庁舎からの退避を誘導し、原則として、窓口業務を停止する。

イ 町民が利用する施設

施設利用者に対して、警戒宣言が発せられた旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、施設からの退避を誘導し、原則として、施設等を閉館する。

2 学校等

当該学校、幼稚園、保育園、認定こども園等に保護を必要とする児童生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置をとる。

保育園については学校等に準じて行う。

3 病院、診療所

重症患者、新生児等移動することが不可能又は困難な者については施設の耐震性を考慮し、施設内残留を原則とし安全確保のため必要な措置を講ずる。

4 社会福祉施設

保護者等への引継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性を十分に考慮し、各施設において警戒宣言が発せられた場合の避難等の安全確保のための具体的な措置を定めるものとする。

第4節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置【防災安全課／財政課／学校教育課／文化スポーツ課】

1 強化地域内の地震防災応急対策の実施上重要な建物となる庁舎等の管理者は第3節の1に

掲げる措置を取る他、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 自家発電装置、可搬式発電機、太陽光発電設備等による非常電源の確保
 - (2) 無線通信機等通信手段の確保
- 2 警戒本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保に関する措置をとるものとする。
 - 3 警戒本部を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し 2 に掲げる措置と同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。
 - 4 町の強化計画に定める避難場所又は応急救護所が置かれる学校、社会教育施設等の管理者は、第 3 節の 2 に掲げる措置をとるとともに、町が行う避難場所又は応急救護所の開放・開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

第 5 節 工事中の建築物等に対する措置【都市計画課／予防防災課】

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中断するものとする。中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要により補強及び落下、転倒防止等の安全を講ずるものとする。

なお、この場合、付近の町民及び作業員の安全に十分注意配慮するものとする。

第6章 他機関に対する応援要請等

防災関係機関は、地震防災応急対策を実施する上で、他機関の応援等を求める必要がある場合に備えて、事前に協定その他の手続き上の措置を定めておくものとする。

なお、各防災関係機関が他機関の応援要請について、その具体的な内容を定める場合には、他の機関との競合に留意するとともに、調整を行うものとする。

第1節 防災関係機関に対する応援要請等【防災安全課】

1 町における措置

- (1) 防災関係機関相互における応援要請、又は応急措置の要請については、あらかじめ手続き等を定めるものとする。
- (2) 町長等は、警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策等を実施するため必要があると認めるときは、大震法第26条の規定により他の市町村に対し応援を求める場合は、あらかじめ相互に応援協定を締結しておくものとする。
- (3) 町は、災害が発生し、他の市町村等から応援を受入れることとなった場合に備え、関係機関との連絡体制を確保し、受入体制を確保するよう努めるものとする。

2 費用の負担方法

- (1) 他市町村から応援がなされた場合は、応援に要した費用の負担方法は、大震法31条の規定による。

第2節 自衛隊の地震防災派遣【防災安全課】

1 県警戒本部における措置

(1) 防災派遣要請等

町域の地震防災応急対策実施のための自衛隊の派遣を必要とするときは、西三河方面本部から県を通じて、国に対して、次の事を明らかにして、自衛隊の地震防災派遣要請を依頼するものとする。

この場合において、町長は、その旨及び町内地域に係る災害の状況を関係自衛隊の長に対して必要に応じ通知する。

- ア 派遣を必要とする理由
- イ 派遣を必要とする期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(2) 地震防災派遣基準等

地震防災派遣が実施される場合には、支援活動の細部に関し、関係部隊等と連絡調整するものとする。

2 部隊の受入及び経費負担

地震防災派遣が実施された場合の、部隊の受入及び経費の負担区分については、幸田町地域防災計画、「自衛隊の災害派遣計画」、「災害派遣に伴う経費の負担区分」に準ずるものとする。

第7章 町民のとりべき措置

警戒宣言が発せられた場合、町民は、それぞれの家庭及び職場において、人命の安全対策を第一として、混乱の防止に留意しつつ、個人又は共同で、地震被害を最小限に留めるために必要な措置をとるものとする。

また、東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合においても、今後の情報に注意する。

第1節 家庭においてとりべき措置【防災安全課】

- 1 テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報をつかむ。また、町や消防署、警察署などからの情報に注意する。
- 2 警戒宣言が発せられた場合には、がけ地崩壊危険地域など避難対象地区内の居住者等にあつては、町の指示に従い、指定された指定緊急避難場所へ速やかに避難する。避難対象地区以外の居住者等は、耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の広場、空き地等での待機等安全な場所で行動する。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行うこととし、その耐震性を十分把握しておく。なお、各家庭で食料等生活必需品や、屋外での避難・待機等に備えた防寒具、雨具等を準備する。
- 3 警戒宣言が発せられたとき、家にいる人で家庭の防災会議を開き、仕事の分担と段取りを決めて、すぐに取りかかる。
- 4 とりあえず、身を置く場所を確保し、家具等重量物の転倒防止措置を取る。
- 5 火の使用は自粛する。
- 6 灯油等危険物やLPガスの安全措置を取る。
- 7 消火器や水バケツ等の消火用具の準備、確認を行う。
- 8 身軽で安全な服装に着替える。
- 9 水、食料、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等の非常持出品及び救助用具の用意を確認する。
- 10 万一のときの脱出口を確保する。また、災害が大きかった場合に備えて避難場所の位置や避難路等を確認する。
- 11 標準7日分、最低3日分の水・食料、貴重品等を持って自宅近くの安全な場所に退避する。
- 12 自主防災組織は配置に付く。
- 13 自動車や電話の使用は自粛する。

第2節 職場においてとりべき措置【防災安全課】

- 1 防災管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できるだけ措置を取る。
- 2 身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置を取る。
- 3 火の使用は自粛する。
- 4 応急計画、予防規程などに基づき、危険物の保安に注意し、危険箇所を点検する。
- 5 職場の自衛消防組織の出動体制を整備する。
- 6 重要書類等の非常持出品を確認する。
- 7 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機する。

- 8 不特定かつ多数の者が出入する職場では、入場者の安全確保を第一に考える。
- 9 正確な情報を入手するとともに、その情報を職場にいる者全員に迅速に伝達する。
- 10 近くの職場同士で協力し合う。
- 11 マイカーによる出勤、帰宅等は自粛する。また、危険物車両等の運行は自粛する。